

遠賀町地域防災計画 (素案)

令和6年〇月
(令和5年12月時点)

遠賀町防災会議

— 目 次 —

第1章 総則	1
第1節 計画の目的・位置づけ等	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の位置づけ	3
第3 計画の構成	4
第2節 町の概況	5
第1 自然的条件	5
第2 社会的条件	7
第3節 災害の想定	9
第1 災害履歴	9
第2 災害の危険性	12
第3 被害の想定	14
第4節 計画の運用等	17
第1 計画の修正	17
第2 平常時の運用	17
第5節 防災関係機関等の業務大綱	18
第1 遠賀町	18
第2 遠賀郡消防本部	19
第3 福岡県	19
第4 福岡県警察本部（折尾警察署）	20
第5 指定地方行政機関	21
第6 自衛隊（陸上自衛隊第四師団）	25
第7 指定公共機関	26
第8 指定地方公共機関	28
第9 遠賀・中間地域広域行政事務組合	31
第10 公共的団体・防災上重要な施設の管理者	32
第11 住民・事業所	34
第2章 災害予防計画	35
第1節 災害に強い組織・人づくり	35
第1 防災組織の整備	35
第2 自主防災活動の推進	37
第3 防災知識の普及	38
第4 防災訓練	41
第5 住民が行う防災対策と災害時の心得	43
第6 調査・連携	46

第2節	災害に強いまちづくり	47
第1	土地利用の推進等.....	47
第2	建築物の災害予防対策	48
第3	水害予防対策の推進.....	49
第4	土砂災害予防対策の推進.....	52
第5	交通施設の予防対策の推進	53
第6	ライフライン施設等の整備	55
第7	津波災害予防対策の推進.....	57
第8	火災予防対策の推進	58
第3節	応急活動体制の整備	60
第1	情報の収集伝達体制の整備	60
第2	応急体制の整備	63
第3	二次災害の防止体制の整備	66
第4	救出救助体制の整備	68
第5	医療救護体制の整備	69
第6	輸送体制の整備	70
第7	避難体制の整備	71
第8	要配慮者（避難行動要支援者）の避難対策	79
第9	給水体制の整備	85
第10	災害ボランティアの活動環境等整備	86
第11	食料、生活物資の供給体制の整備.....	88
第12	防疫・清掃体制の整備	90
第13	農業災害の予防.....	91
第14	複合災害の予防.....	91
第15	帰宅困難者支援体制の整備.....	92
第16	液状化災害対策	92
第17	業務継続計画.....	93
第18	南海トラフ地震臨時情報への対応.....	94
第3章	風水害災害応急対策計画	98
第1節	応急活動体制	98
第1	職員の動員配備	98
第2	災害警戒体制	101
第3	災害対策体制.....	102
第4	災害対策本部の運営	104
第2節	情報の収集伝達、災害警戒	110
第1	気象情報等の収集伝達	110
第2	通信体制の確保	118
第3	風水害、土砂災害の警戒活動	120

第4	初期情報の収集	121
第5	被害調査	122
第6	災害情報のとりまとめ・報告	123
第7	国への被害報告	124
第3節	災害広報・広聴	125
第1	広報活動	125
第2	報道機関への協力要請及び報道対応	126
第3	住民等からの問合せ・相談への対応	126
第4節	応援要請	127
第1	自衛隊.....	127
第2	県、国等	130
第3	消防応援の要請、受入れ等	132
第4	民間団体等.....	132
第5	災害ボランティアの受入れ・支援	134
第6	応援の受入れに関する措置	136
第5節	災害救助法の適用.....	137
第1	災害救助法の適用申請	137
第2	災害救助費関係資料の作成及び報告	139
第6節	救助・救急・消防活動	140
第1	行方不明者の安否確認	140
第2	救助活動の実施	140
第3	救急活動の実施	141
第4	消防活動の実施	141
第5	水防活動の実施	143
第7節	医療救護活動.....	144
第1	医療情報の収集	144
第2	医療救護チーム	144
第3	医療救護所の設置.....	145
第4	後方医療機関の確保と搬送	145
第5	医薬品、資機材の確保	146
第6	避難者の健康と衛生状態の管理.....	146
第7	心のケア対策.....	146
第8節	交通・輸送対策	147
第1	交通情報の収集、道路規制	147
第2	道路交通の確保	148
第3	緊急通行車両の確認申請.....	149
第4	災害応急対策車両の確保、配車.....	149
第5	緊急輸送	150

第6	物資集配拠点の配置	150
第7	臨時ヘリポートの設置	151
第9節	避難対策	152
第1	避難の指示、高齢者等避難等	152
第2	避難指示等の情報伝達	154
第3	警戒区域の設定	154
第4	避難者の誘導・移送	155
第5	指定緊急避難場所及び指定避難所の開設	156
第6	指定避難所の運営管理	157
第10節	要配慮者（避難行動要支援者）対策	160
第1	避難行動要支援者の安全確保、安否確認	160
第2	指定避難所等の要配慮者に対する応急支援	161
第3	福祉避難所等への移送	161
第4	要配慮者への各種支援	161
第5	要配慮者の生活の場の確保	162
第6	外国人及び旅行者への支援	162
第11節	安否情報の提供計画	163
第1	情報収集	163
第2	照会を行う者	163
第3	照会手順	163
第4	提供できる情報	164
第12節	生活救援活動	165
第1	飲料水の確保、供給	165
第2	食料の確保、供給	166
第3	炊き出しの実施、支援	167
第4	生活必需品等の確保、供給	167
第5	救援物資の受入れ、仕分け等	169
第6	被災者相談	169
第13節	土砂災害対策	170
第1	県及び関係機関との情報連絡	170
第2	警戒体制の確立	170
第3	災害発生時の報告	171
第4	救助活動	171
第14節	住宅対策	172
第1	応急仮設住宅の建設等	172
第2	応急仮設住宅の入居者選定	173
第3	被災住宅の応急修理	173
第15節	防疫・清掃活動	174

第1	被災地の防疫	174
第2	仮設トイレの設置	174
第3	し尿の処理	174
第4	生活ごみの処理	175
第5	河川、道路の障害物の除去	175
第6	災害廃棄物処理	175
第7	動物等への対応	177
第16節	遺体の処理・埋葬	178
第1	遺体の処理	178
第2	納棺用品等の確保と遺体の収容	178
第3	遺体の埋火葬	179
第17節	文教対策	180
第1	園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	180
第2	応急教育	181
第3	応急保育	182
第4	文化財応急対策	182
第18節	公共施設等の応急対策	183
第1	水道の応急対策	183
第2	下水道の応急対策	183
第3	電気の応急対策	184
第4	電話の応急対策	184
第5	ガス施設の応急対策	185
第6	道路・橋りょうの応急対策	185
第7	鉄道施設の応急対策	186
第8	その他の公共施設の応急対策	186
第19節	農業施設等応急対策	187
第1	農業施設等応急対策	187
第2	ため池の応急対策	187
第20節	帰宅困難者対策	188
第1	町内からの帰宅困難者対策	188
第2	町外からの帰宅困難者対策	188
第21節	災害警備活動	189
第1	警備体制の確立	189
第2	防犯活動への協力	189
第22節	複合災害対策	190
第1	複合災害対策の概要	190
第2	基本的な考え方	190
第3	災害活動体制	191

第4	避難等の防災対策.....	191
第4章	地震・津波災害応急対策計画.....	192
第1節	応急活動体制.....	192
第1	職員の動員配備.....	192
第2	災害警戒体制.....	195
第3	災害対策体制.....	196
第4	災害対策本部の運営.....	197
第2節	情報の収集伝達、災害警戒.....	203
第1	地震・津波情報の収集伝達.....	203
第2	通信体制の確保.....	207
第3	風水害、土砂災害の警戒態勢.....	207
第4	二次災害防止活動.....	208
第5	初期情報の収集.....	209
第6	被害調査.....	209
第7	災害情報のとりまとめ・報告.....	209
第8	国への被害報告.....	209
第3節	災害広報・広聴.....	210
第1	広報活動.....	210
第2	報道機関への協力要請及び報道対応.....	210
第3	住民等からの問合せ・相談への対応.....	210
第4節	応援要請.....	211
第1	自衛隊.....	211
第2	県、国等.....	211
第3	消防応援の要請、受入れ等.....	211
第4	民間団体等.....	211
第5	災害ボランティアの受入れ・支援.....	211
第6	応援の受入れに関する措置.....	211
第5節	災害救助法の適用.....	212
第1	災害救助法の適用申請.....	212
第2	災害救助費関係資料の作成及び報告.....	212
第6節	救助・救急・消防活動.....	213
第1	行方不明者の安否確認.....	213
第2	救助活動の実施.....	213
第3	救急活動の実施.....	214
第4	消防活動の実施.....	214
第7節	医療救護活動.....	216
第1	医療情報の収集.....	216
第2	医療救護チーム.....	216

第3	医療救護所の設置.....	216
第4	後方医療機関の確保と搬送.....	216
第5	医薬品、資機材の確保.....	216
第6	避難者の健康と衛生状態の管理.....	216
第7	心のケア対策.....	217
第8節	交通・輸送対策.....	218
第1	交通情報の収集、道路規制.....	218
第2	道路交通の確保.....	218
第3	緊急通行車両の確認申請.....	218
第4	災害応急対策車両の確保、配車.....	218
第5	緊急輸送.....	218
第6	物資集配拠点の配置.....	218
第7	臨時ヘリポートの設置.....	218
第9節	避難対策.....	219
第1	避難の指示.....	219
第2	避難指示等の情報伝達.....	221
第3	警戒区域の設定.....	221
第4	避難者の誘導・移送.....	222
第5	指定緊急避難場所及び指定避難所の開設.....	223
第6	指定避難所の運営管理.....	224
第10節	要配慮者（避難行動要支援者）対策.....	225
第1	避難行動要支援者の安全確保、安否確認.....	225
第2	指定避難所等の要配慮者に対する応急支援.....	225
第3	福祉避難所等への移送.....	225
第4	要配慮者への各種支援.....	225
第5	要配慮者の生活の場の確保.....	225
第6	外国人及び旅行者への支援.....	225
第11節	生活救援活動.....	226
第1	飲料水の確保、供給.....	226
第2	食料の確保、供給.....	226
第3	炊き出しの実施、支援.....	226
第4	生活必需品等の確保、供給.....	226
第5	救援物資の受入れ、仕分け等.....	226
第6	被災者相談.....	226
第12節	住宅対策.....	227
第1	被災建築物の応急危険度判定.....	227
第2	被災宅地の危険度判定.....	228
第3	応急仮設住宅の建設等.....	229

第4	応急仮設住宅の入居者選定	229
第5	被災住宅の応急修理	229
第13節	防疫・清掃活動	230
第1	被災地の防疫	230
第2	仮設トイレの設置	230
第3	し尿の処理	230
第4	生活ごみの処理	230
第5	河川、道路の障害物の除去	230
第6	災害廃棄物処理	230
第7	動物等への対応	230
第14節	遺体の処理・埋葬	231
第1	遺体の処理	231
第2	納棺用品等の確保と遺体の収容	231
第3	遺体の埋火葬	231
第15節	文教対策	232
第1	園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	232
第2	応急教育	233
第3	応急保育	233
第4	文化財応急対策	233
第16節	公共施設等の応急対策	234
第1	水道の応急対策	234
第2	下水道の応急対策	234
第3	電気の応急対策	234
第4	電話の応急対策	234
第5	ガス施設の応急対策	234
第6	道路・橋りょうの応急対策	234
第7	鉄道施設の応急対策	234
第8	その他の公共施設の応急対策	235
第17節	農業施設等応急対策	236
第1	農業施設等応急対策	236
第2	ため池の応急対策	236
第18節	帰宅困難者対策	237
第1	町内からの帰宅困難者対策	237
第2	町外からの帰宅困難者対策	237
第19節	災害警備活動	238
第1	警備体制の確立	238
第2	防犯活動への協力	238
第20節	複合災害対策	239

第1	複合災害対策の概要	239
第2	基本的な考え方	239
第3	災害活動体制	239
第4	避難等の防災対策	239
第5章	事故災害応急対策計画	240
第1節	大規模事故対策の共通の考え方	240
第1	大規模事故の対象と対応方針	240
第2	情報の収集、連絡	240
第3	災害対策本部の設置	240
第4	応急対策活動	240
第2節	原子力災害	241
第1	応急活動体制	241
第2	情報の収集・伝達	249
第3	対象地域を越える地域における避難	249
第4	飲料水・飲食物の摂取制限	250
第5	文教対策	251
第6	核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対応	252
第7	複合災害対策	252
第3節	航空災害	253
第1	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	253
第2	活動体制の確立	253
第3	捜索、救助・救急、医療及び消火活動	254
第4	警戒区域の設定、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	254
第5	関係者等への的確な情報伝達活動	255
第4節	鉄道災害	256
第1	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	256
第2	活動体制の確立	256
第3	救助・救急、医療及び消火活動	256
第4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	257
第5	関係者等への的確な情報伝達活動	258
第5節	道路災害	259
第1	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	259
第2	活動体制の確立	259
第3	救助・救急、医療及び消火活動	260
第4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	260
第5	危険物の流出に対する応急対策	261
第6	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	261
第7	関係者等への的確な情報伝達活動	261

第6節	危険物等災害	263
第1	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	263
第2	活動体制の確立	263
第3	危険物等の種類に応じた個別の応急対策	264
第4	災害の拡大防止活動	264
第5	救助・救急、医療及び消火活動	265
第6	災害の拡大防止のための交通規制及び交通の確保・緊急輸送活動	265
第7	危険物等の大量流出に対する応急対策	266
第8	避難収容活動	266
第9	施設、設備の応急復旧活動	266
第10	被害者等への的確な情報伝達活動	267
第7節	大規模な火事災害	268
第1	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	268
第2	活動体制の確立	268
第3	救助・救急、医療及び消火活動	269
第4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	269
第5	避難収容活動	270
第6	施設、設備の応急復旧活動	270
第7	被害者等への的確な情報伝達活動	270
第8節	林野火災	272
第1	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	272
第2	活動体制の確立	272
第3	救助・救急、医療及び消火活動	273
第4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	273
第5	避難収容活動	274
第6	施設、設備の応急復旧活動	274
第7	被害者等への的確な情報伝達活動	274
第8	二次災害の防止活動	275
第9節	大気汚染による災害	276
第1	総則	276
第2	周知	276
第6章	災害復旧・復興計画	277
第1節	災害復旧・復興への基本方針	277
第1	基本方針	277
第2	災害復旧・復興体制	277
第3	災害復旧事業の推進	277
第2節	被災者等の生活再建等の支援	278
第1	生活相談	278

第2	罹災証明書の交付.....	278
第3	被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供.....	280
第4	義援金品の受入れ、配分.....	282
第5	災害弔慰金等の支給.....	283
第6	災害救援資金等の貸与.....	285
第7	租税の減免等.....	287
第8	住宅復興資金の融資.....	287
第9	災害公営住宅の建設等.....	288
第10	雇用機会の確保.....	288
第11	郵便事業の支援措置.....	288
第12	農林漁業者への支援.....	289
第13	中小企業者への支援.....	289
第14	風評による人権侵害等を防止するための啓発.....	290
第15	遺失物.....	290
第3節	災害復旧事業.....	291
第1	災害復旧事業の推進.....	291
第2	激甚法による災害復旧事業.....	291
第4節	復興計画.....	294
第1	災害復興事業の推進.....	294

第 1 章 総 則

第1章 総則

第1節 計画の目的・位置づけ等

第1 計画の目的

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、遠賀町の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）のうち風水害対策等に関し、福岡県、遠賀町、関係機関、公共的団体及び住民が処理すべき事務及び業務や取り組みについて、総合的かつ計画的な大綱として遠賀町防災会議が定めたものであり、それぞれがその役割を理解し、災害予防、災害応急及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減、住民の生活安定の確保を図ることを目的とする。

2 計画の実施

計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視した効果的な災害対策を講じるとともに、住民の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」及び国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく住民避難を柱とした防災協働社会の実現を目指した取り組みを展開する。

3 災害対策の基本理念

計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。

- ①本町の自然的特性、人口や土地利用等の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- ②国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- ③災害に備えるための措置を適切に組み合わせることで一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- ④災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる

限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

- ⑤被災者による主体的な取り組みを阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- ⑥災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

4 計画の基本方針

① 災害時の人的被害を最小化する防災・減災対策の推進

- 完全に防ぐことが困難な大規模災害等に対し、災害時の被害を最小限に抑える「減災」の考え方を基本とする。
- たとえ被災したとしても人的被害ゼロを最優先とする。
- 経済的被害ができるだけ少なくなるようハード・ソフト両面の様々な対策を組合せて災害に備える。

② 自助・共助・公助が一体となった取組の推進

- 行政の対策（公助）には限界があることから、町民一人ひとりが自分たちの安全は自分たちで守るという意識を持つて的確な行動をとる。
- 自分の命を守る（自助）、地域で助け合う（共助）を適切に組合せた取組を推進する。

③ 多様な視点に基づいた取組の推進

- 町民、事業者等、多様な主体が相互に連携し、協働・参画して防災の取組を推進する。
- 要配慮者や女性の視点等、様々な視点からの防災対策を考え実効性の高い取組を推進する。

5 計画の推進

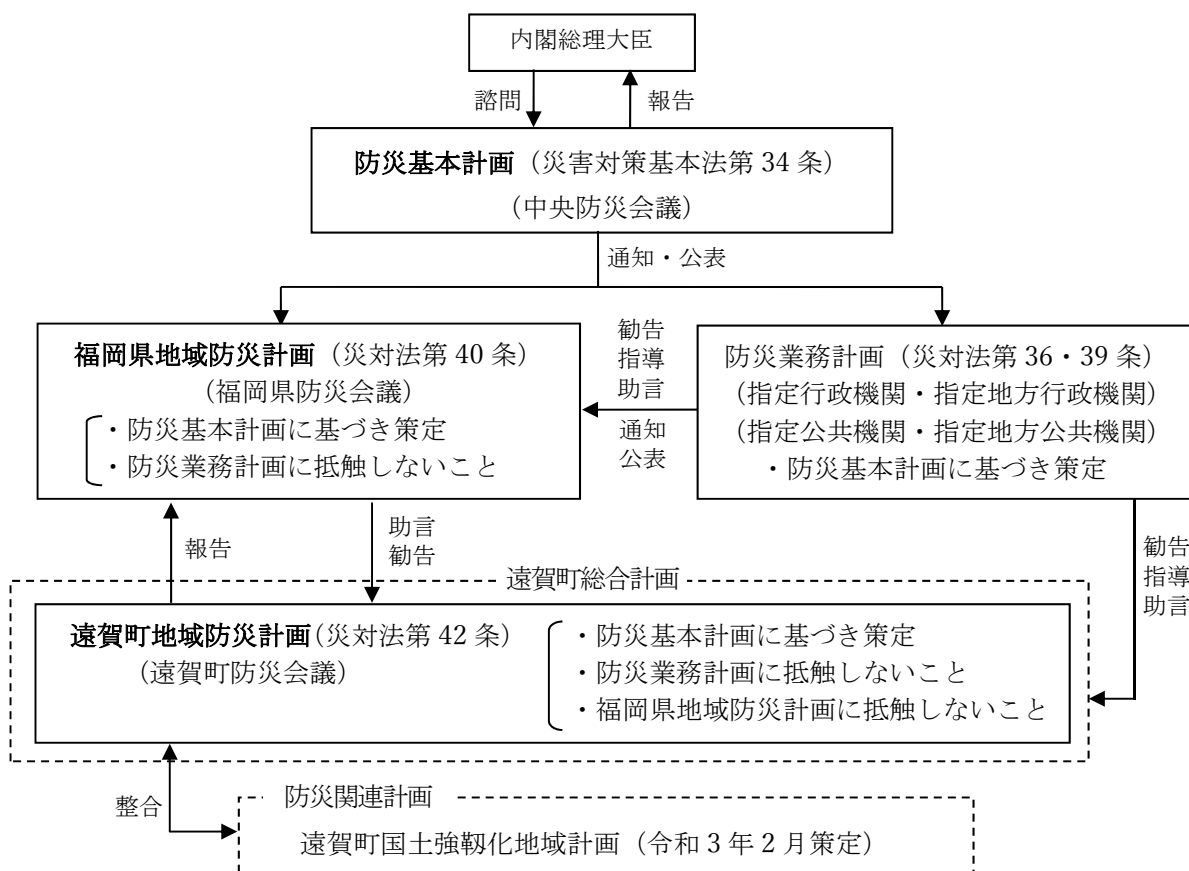
計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、女性や高齢者、障がいのある人等の参画を拡大する。

第2 計画の位置づけ

遠賀町地域防災計画は、遠賀町域の防災に関する基本計画であり、町域における災害対策に関し、関係機関の防災業務の実施内容、責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示すものである。

計画の策定は、国の防災基本計画に基づき、福岡県地域防災計画を指針とするとともに、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が策定する防災業務計画に抵触することがないように連携を図ったものである。

■防災計画の体系



第3 計画の構成

遠賀町地域防災計画は、「総則」、「災害予防計画」、「風水害応急対策計画」、「地震・津波災害応急対策計画」、「事故災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」、「資料編」から構成する。

構成	主な内容
第1章 総則	町及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の内容、想定される被害等について定める。
第2章 災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるため、本町及び防災関係機関等が日頃から行うべき措置等について定める。
第3章 風水害応急対策計画	風水害の発生から応急対策の終了に至るまで、本町及び防災関係機関等が行う応急対策に係る措置について定める。
第4章 地震・津波災害応急対策計画	地震・津波災害の発生から応急対策の終了に至るまで、本町及び防災関係機関等が行う応急対策に係る措置について定める。
第5章 事故災害応急対策計画	事故災害の発生から応急対策の終了に至るまで、本町及び防災関係機関等が行う応急対策に係る措置について定める。
第6章 災害復旧・復興計画	被災者の生活支援、公共施設等の災害復旧と町の復興等について定める。
資料編	参考資料

第2節 町の概況

第1 自然的条件

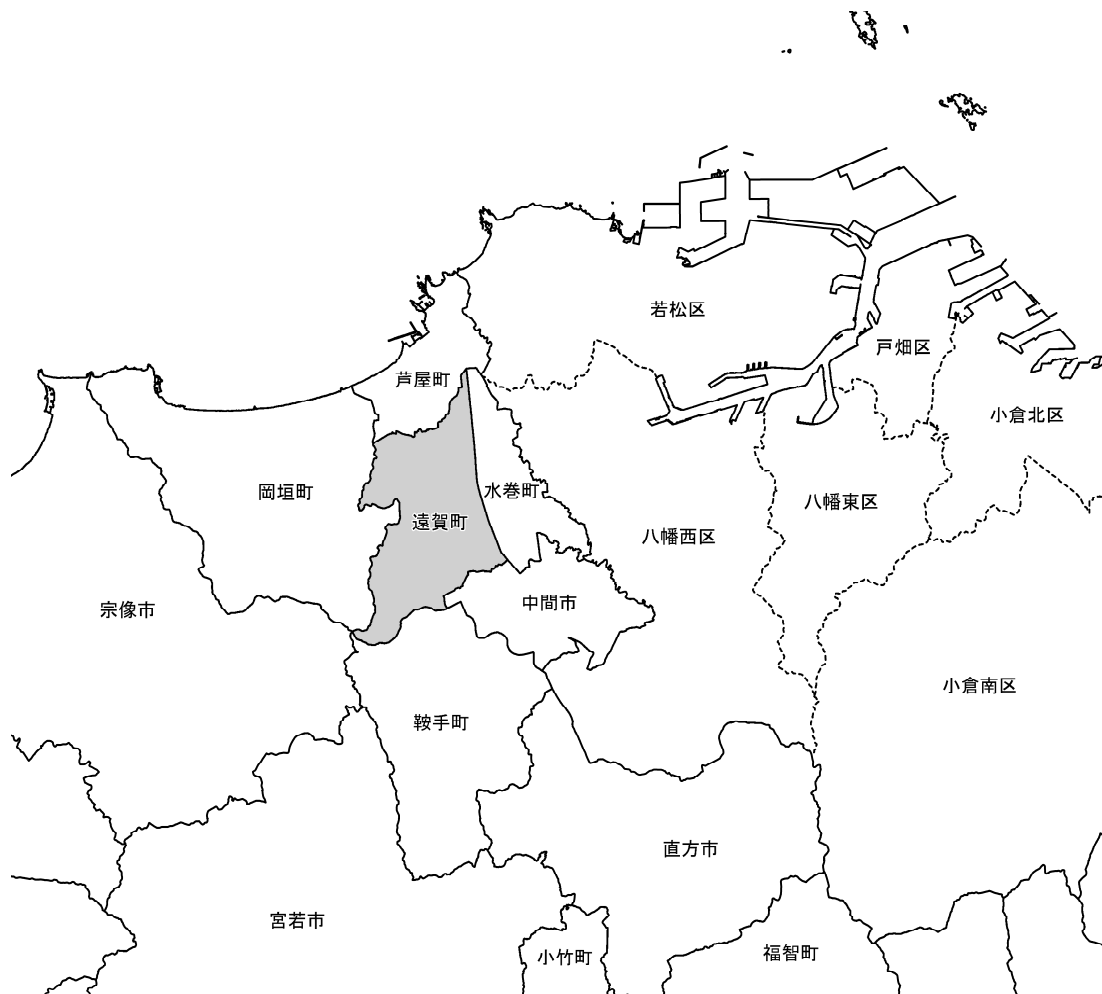
1 位置、面積、地勢

本町は、霊峰英彦山を源に持つ遠賀川の河口近くの西岸に位置し、東西約5km、南北約9km、総面積22.15km²、東に水巻町、西に岡垣町、南に中間市及び鞍手町と接し、北九州都市圏に属している。

地勢は、遠賀川の下流部に形成された遠賀平野の中心部にあり、約70%は平坦地(低地)が占めている。

町北部の芦屋町との境界付近には芦屋台地と呼ばれる丘陵があり、町西南部の岡垣町及び鞍手町との境界部には標高100～200m程度の山地がある。

■遠賀町位置



2 気象

九州の北部に位置する本町は、九州の気候区分のうち、日本海型気候区に区分される。過去10年(2013年～2022年)の年平均気温は17.0℃、年間降水量は1,686mmで、比較的温暖な気候となっている。(※福岡管区気象台八幡観測所)

3 地質

遠賀川の下流域に位置することから、平野部のほとんどは沖積層の厚さが30～40mと厚く、軟弱な地盤となっている。その沖積層のうち、礫層等粒径の大きな堆積物は比較的少なく、主にシルトや砂で構成され、砂丘起源の砂丘砂層や湿地性堆積物である腐植土層が存在することも特徴である。

虫生津や上別府地区にある山地は、白亜系堆積岩類及び第三系堆積岩類からなり、その周辺地区には砂礫から構成される砂礫段丘が付随する形で一部分布している。また、芦屋台地は、粒径の揃った砂質堆積物からなっている。

4 活断層

県内において存在が確認されている主な活断層は、小倉東断層、福智山断層帯、西山断層帯、警固断層帯、水縄断層帯、宇美断層、日向峠—小笠木峠断層帯の7断層があげられる。町域内を走る断層はなく、本町の周辺には福智山断層帯、西山断層帯がある。



図 福岡県及び周辺の主な活断層分布図

出典：政府地震調査研究推進本部 HP から抜粋

第2 社会的条件

1 人口

本町の人口は、昭和55年の14,188人から平成12年には19,309人に増加したが、近年は減少傾向にあり、令和2年の状況を見ると男性8,795人、女性9,928人、合計18,723人となっている。

また世帯は、昭和55年の3,816世帯から令和2年には7,550世帯に増加している。

高齢化率は平成27年の約31%から令和2年には約35%に増加しており、高齢化が進行している。また、65歳以上の高齢者のいる世帯も増加傾向にあり、令和2年には一般世帯の約53%が高齢者のいる世帯となっている。

■人口の推移

	人口(人)	前調査との比較(%)	世帯(世帯)
昭和35年	9,505	-	1,861
昭和40年	8,592	-9.6%	1,893
昭和45年	9,368	9.0%	2,234
昭和50年	10,331	10.3%	2,667
昭和55年	14,188	37.3%	3,816
昭和60年	15,994	12.7%	4,500
平成2年	17,107	7.0%	4,917
平成7年	18,999	11.1%	5,720
平成12年	19,309	1.6%	6,280
平成17年	19,279	-0.2%	6,724
平成22年	19,160	-0.6%	7,056
平成27年	18,877	-1.5%	7,269
令和2年	18,723	-0.7%	7,550

資料：国勢調査

2 歴史

本町は、古代遠賀川式農耕文化の発祥の地であり、江戸時代には、新田開発が積極的に進められ、今日の肥沃な田園地帯が形成されてきた。

明治22年の市町村制により浅木村と島門村が誕生し、昭和4年には2つの村が合併し遠賀村となり、昭和39年の町制施行により現在の遠賀町が誕生した。

昭和47年頃から宅地開発が活性化し、北九州市近郊の住宅都市として発展してきた。

3 土地利用の状況、変遷

土地利用の変遷を見ると、農地等の構成比は減少しているものの、50%以上が自然的土地利用で占められている。

このため、大雨や洪水による被害に関しては湛水能力が高く、農業被害が生じたとしても、家屋等への被害は受けにくくなっている。

■地目別面積の経年変化

	実数(ha)		増減(ha)
	平成28年	令和5年	
田	642	625	-17
畑	88	77	-11
宅地	363	378	15
山林	402	407	5
その他	720	728	8
合計	2,215	2,215	0

4 交通条件

町域の中央を東西方向に、一般国道3号及びJR鹿児島本線が通り、福岡市と北九州市方面を結ぶ動脈となっている。北部には、一般国道495号が接するほか、主要地方道北九州芦屋線が横断している。

南北方面には、中央部に主要地方道宮田・遠賀線、一般県道浜口・遠賀線が縦断して芦屋町、鞍手町方面を結んでおり、東部の主要地方道直方・芦屋線とともに九州自動車道鞍手インターチェンジへとアクセスしている。

第3節 災害の想定

第1 災害履歴

1 風水害

本町の風水害に係る災害履歴は、次のとおりである。

本町の災害特性をまとめると、遠賀川の下流域に位置することから、集中豪雨等による水害が多く、中でも遠賀川及び西川等の河川氾濫による水害が広範囲に及んでいる。災害発生時期は6月から7月に集中している。

■風水害に係る主な災害履歴年表

西暦	年号	年	月	日	災害区分	出来事
1804	文化	1	5	15	水害	大雨、島津本土手 40 間程決壊、底井野・大隈大破損
1811	文化	8	5		水害	降雨 9 日間続き芦屋浜口土手決壊
1811	文化	8	7	14	水害	大雨洪水
1828	文政	11	8	9	風害	古来稀な大風、鬼津村転家 4、5 軒、他村は多数
1828	文政	11	8	24	風害	再び大風転家多し
1836	天保	7	5・6		水害	多雨、一統凶作
1838	天保	9	6	26	水害	大風雨、川筋洪水、老良土手決壊
1840	天保	11	6	4	水害	大雨降り出し洪水となる、9 日より再び大雨被害甚大
1847	弘化	4	7	22	水害	大雨、本川筋増水
1850	嘉永	3	5	28	水害	大雨、植木中ノ江土手決壊、町全域湖となる
1850	嘉永	3	6	26	水害	大雨、再度浸水
1850	嘉永	3	7	3	水害	大雨、尾崎・小鳥掛・別府浸水
1850	嘉永	3	7	11	風害	台風、別府・小鳥掛・今古賀で家屋倒壊
1850	嘉永	3	8	7	水害	台風、中ノ江土手再び決壊、上底井野より広渡まで浸水、下底井野触・別府触総漬り、返免村出来、一統困窮
1850	嘉永	6	5	15	水害	大雨洪水、島津抱本川尻決壊
1850	嘉永	6	5	23	干ばつ	70 日の大干ばつ
1850	嘉永	6	7	13	火災	雨乞の火立の火、石炭の露頭に入り永谷山より出火、古門・虫生津・戸切・尾倉山・別府山まで燃える
1855	安政	2	5	18	水害	大雨洪水、植木下、島津尻土手決壊
1860	万延	1	4	7	水害	大雨洪水
1867	慶応	3	6	12	水害	大雨洪水低地の田地大痛み

西暦	年号	年	月	日	災害区分	出来事
1873	明治	6	8		干ばつ	干ばつ
1886	明治	19			水害	大洪水
1889	明治	22			水害	大洪水
1890	明治	23	7	3	水害	長雨の為遠賀川氾濫洪水
1891	明治	24	7	21	水害	遠賀川大洪水、広渡長岸寺横の本川堤防決壊
1905	明治	38	7		水害	遠賀川大洪水
1934	昭和	9	6		干ばつ	大干ばつ
1935	昭和	10	6	27	水害	豪雨洪水、6日間で619mmを記録、遠賀川流域大被害、特に金剛川(笹尾川)の決壊により木屋瀬地区大被害
1939	昭和	14	8		干ばつ	
1941	昭和	16	6	25	水害	豪雨、役場庁舎基礎嵩上げ
1949	昭和	24	6	20	水害	デラ台風により西川堤防決壊
1951	昭和	26	7	15	水害	連続豪雨で西川堤防が決壊
1953	昭和	28	6	26	水害	記録的な豪雨により植木町中之江堤防決壊、遠賀村ほぼ全域が水没、大被害を被る
2009	平成	21	7	24	水害	平成21年7月中国・九州北部豪雨
2010	平成	22	7	13	水害	豪雨により広渡地区の一部に避難指示を発令
2014	平成	26	7	3	水害	豪雨により虫生津地区の一部に避難勧告を発表
2016	平成	28	4	14 ～ 16	地震	熊本地震、遠賀町で震度5弱
2018	平成	30	7	6	水害	豪雨により土砂災害警戒区域のある6地区に避難勧告を発表。その後、遠賀川が氾濫危険水位に達したため、町内全域に避難勧告を発表
2021	令和	3	8	14	水害	豪雨により土砂災害警戒区域のある6地区に避難指示を発令
2023	令和	5	7	9	水害	豪雨により土砂災害警戒区域のある6地区に避難指示を発令

資料：過去の災害記録（町ホームページ）

2 地震・津波災害

福岡管区気象台での過去からの有感地震記録によると、明治37年の観測開始以来、平成17年の福岡県西方沖地震まで震度5以上を観測したことは一度もなく、最も大きな震度は4で、昭和16年の日向灘の地震、昭和43年の愛媛県西方沖の地震、平成3年の周防灘の地震、平成8年の日向灘の地震の4回を経験している。

しかしながら、平成17年の福岡県西方沖地震や平成28年の熊本地震では、大きな被害はなかったものの、本町においても震度5弱を記録している。

■地震・津波に係る主な災害履歴年表（1804年以降）

西暦	年号	年	月	日	災害区分	出来事
1854	嘉永	7	11	5	地震	11月5日暮七つ大地震、遠賀町内で4、5軒倒壊(安政南海地震)
2005	平成	17	3	20	地震	福岡県西方沖地震、震度5弱 (全体の被害) ・福岡市を中心に被害(最大震度6弱) ・死者1名、重傷者197名、全壊住家143棟
2016	平成	28	4	14 16	地震	熊本地震、遠賀町で震度5弱 (全体の被害:平成28年12月時点) ・熊本県を中心に大きな被害(最大震度7) ・死者161名、重傷者1,087名、全壊住家8,369棟

資料：過去の災害記録（町ホームページ）

第2 災害の危険性

1 台風による風水害・土砂災害等

台風が接近・上陸すると風害、水害等の大きな災害が発生するおそれがある。台風は7月から9月を中心として、福岡県に接近・上陸するが、秋に接近・上陸する台風は大型が多い。また、梅雨期や秋雨期等福岡県付近に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気が流入し、前線の活動が活発化して、大雨による災害の危険性が増す。

台風により、強風による建造物の倒壊や倒木を引き起こしたり、激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等が発生させるおそれがある。

また、台風に伴う高潮が遠賀川、西川等を遡上するおそれがある。

2 大雨による水害・土砂災害

一般に降った雨は地中にしみ込んだり地表面を流れるなどして川に集まる。

大雨時には、雨は地中にしみ込んで土砂災害を発生させたり、地表面に溜まって浸水害をもたらしたり、川に集まって増水することで洪水被害を引き起こす危険性が高まる。

3 風水害を受ける可能性のある対象

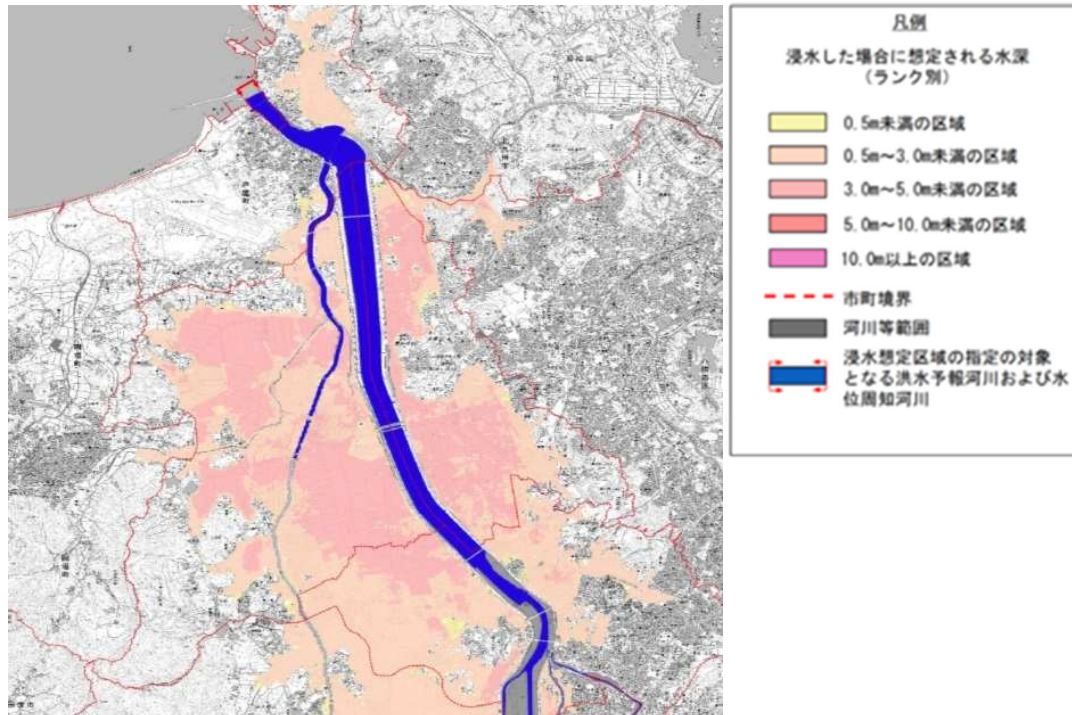
本町で風水害を受ける可能性のある対象は次のとおりであり、がけ崩れ・土石流・地滑りや浸水の被害が生じる可能性がある。

■遠賀町が風水害で被害を受ける可能性のある対象

災害形態	危険区域	箇所数・面積
がけ崩れ	土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)	39箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	2箇所
	山腹崩壊危険地区(民有林)	7箇所
	山腹崩壊危険地区(国有林)	1箇所
土石流	土砂災害警戒区域等(土石流)	4箇所
地滑り	土砂災害警戒区域等(地滑り)	—
高潮	浸水想定区域	10.4km ²
浸水	浸水危険地区	12.2km ²

出典：福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）、福岡県「高潮浸水想定区域図」、遠賀川河川事務所「遠賀川水系浸水想定区域図」による。

■遠賀川水系遠賀川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



出典：国土交通省遠賀川河川事務所

注) このシミュレーションの実施に当たっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していないので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

4 竜巻による災害

福岡県内では、これまでに竜巻が確認されており、建物や農業用施設、停電等の被害が発生している。本町においても、竜巻による被害が生じる可能性がある。

5 地震による災害

福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査」（平成24年3月）においては、県内6つの活断層（日向峠—小笠木峠断層帯を除く）及び既往の地震について震度を想定している。

それによると、本町での最大震度は福智山断層による地震及び西山断層による地震で、6強と想定している。

なお、内閣府が公表した南海トラフの巨大地震の被害想定によると、本町での最大震度は5弱である。

第3 被害の想定

1 風水害による災害の想定

この計画の策定に当たっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の策定の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 台風に伴う大雨による河川等の氾濫、浸水等による災害
- 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
- 大雨に伴う河川等の氾濫、浸水等による災害
- 台風、その他の大雨による土砂災害
- 台風による高潮災害（遠賀川、西川等を遡上した場合）

2 地震動による被害想定

県防災アセスメント調査において、県内に大きな影響を及ぼすと考えられる警固断層帯南東部、小倉東断層、西山断層、水縄断層の地震による被害想定とともに、福岡県内どこでも地震が生じ得ることから、直下型地震が発生した場合の被害想定を行っている。

本町において大きな被害が想定されるのは、西山断層による地震と直下型地震であり、最大被害の概要は次のように想定されている。また、地震動により斜面の崩壊等の被害が発生するおそれがある。

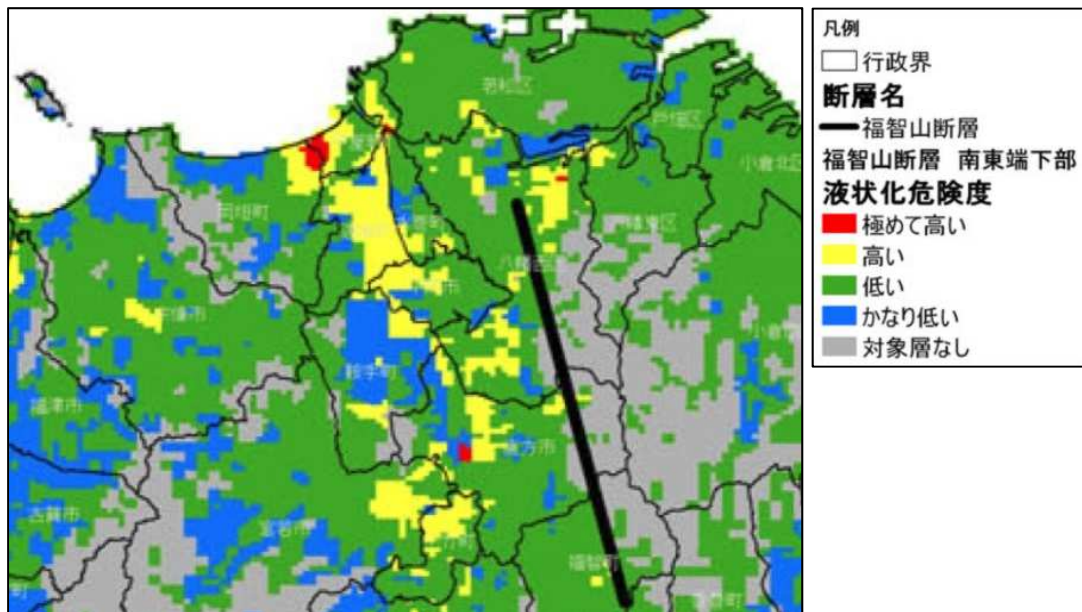
被害対象	被害種別	被害数	
		西山断層の地震	直下型地震
建物被害	全壊・大破	87 棟	60 棟
	半壊・中破	74 棟	84 棟
火災被害	全出火	1 件	1 件
人的被害	死者	6 名	3 名
	負傷者	292 名	233 名
	要救出者	24 名	16 名
	要後方医療搬送者	29 名	23 名
	避難者数	77 名	94 名
	食料供給対象人口	19,755 名	19,755 名
	給水対象世帯	7,662 世帯	7,662 世帯
	生活物資供給対象人口	136 名	94 名
ライフライン被害	上水道管被害箇所	107 箇所	111 箇所
	下水道管被害箇所	37 箇所	36 箇所

注) 直下型地震は、特定の地震の発生を想定したものではなく、市町村内での地震動の分布状況を把握し、市町村の地震対策に資することを目的として、基盤上に一定の地震動を与えて震度分布を作成し、それを基に被害想定を行ったものである。

3 液状化による被害

本県においては地震に伴う液状化による被害はあまり生じていないが、県防災アセスメント調査では、西山断層や福智山断層の地震が発生した場合、遠賀町の平野部のほとんどが液状化危険度の高い地域（5段階評価で「極めて高い」に次ぐランク）とされている。

■液状化危険度分布図【福智山断層（南東端下部）】



出典：福岡県地震防災アセスメント調査（平成24年3月）

注）想定地震のうち本町への液状化の影響が大きな福智山断層（南東端下部）の地震による液状化危険度を示している。

4 津波災害の想定

福岡県では、従来の「津波に関する防災アセスメント調査」（平成24年3月 福岡県）に基づく津波浸水想定を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」の基本指針や国の最新の知見に基づき、5つの断層モデルで想定を行い、新たに津波浸水想定を設定している。

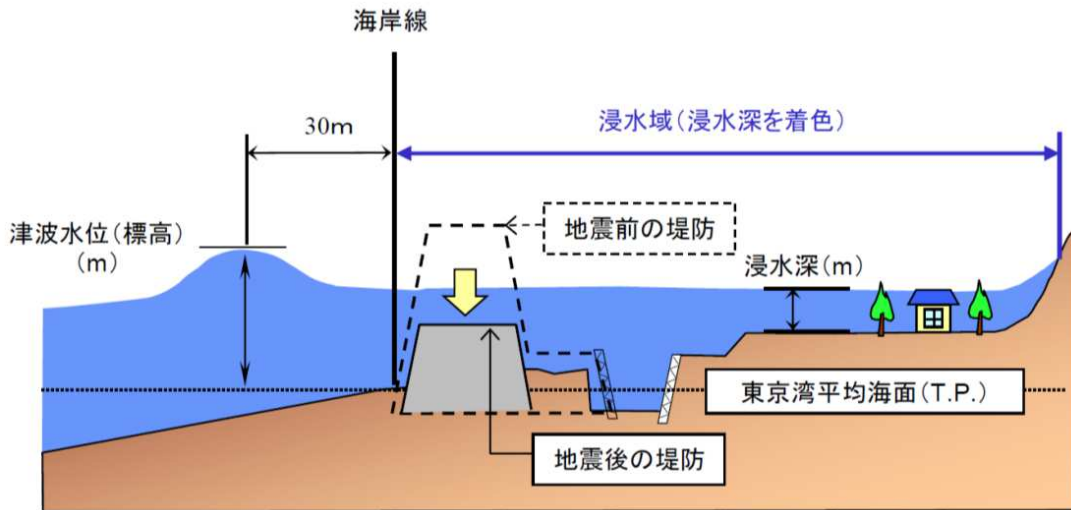
このうち玄界灘沿岸では、対馬海峡東の断層、西山断層（F60）について、津波浸水想定を行っている。その結果、本町においても津波により、西川、吉原川に面した地盤の低い箇所、地震による堤防の沈下・損壊による浸水が想定され、浸水面積は2haとされている。その場合の津波浸水深は、一部に0.3m以上1m未満の区域があるが、ほとんどは0.3m未満である。

なお、内閣府が公表した南海トラフの巨大地震の被害想定によると、本町における地震に伴う津波は推計されていない。

■遠賀町における津波被害想定

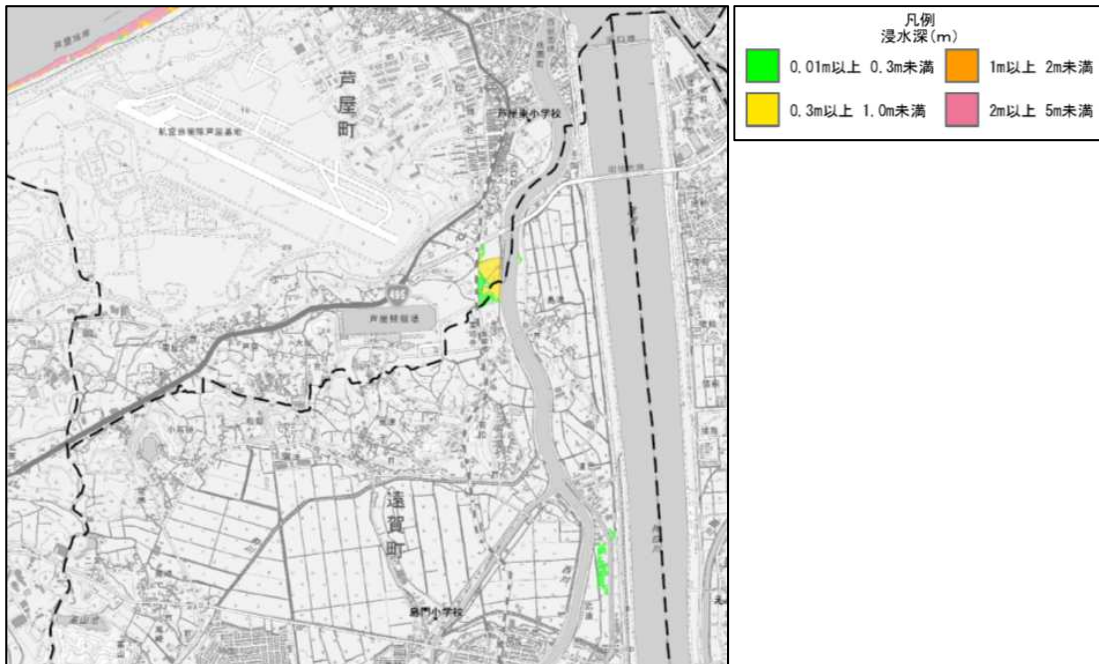
影響開始時間	最高津波水位(TP)	最高津波到達時間	浸水面積
33分	2.3 m	39分	2 ha

注) 最高津波水位は、東京湾平均海面 (TP) (標高 0m) からの高さを示しており、地盤面からの高さとは異なる。(下図参照)



出典：福岡県津波浸水想定解説

■津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定区域



出典：福岡県津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定 (平成 28 年 2 月)

第4節 計画の運用等

第1 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本町の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを遠賀町防災会議において修正する。

また、防災関係機関は、関係する事項について修正すべき点があるときは、防災会議（事務局である遠賀町総務課）に修正事項を提出するものとする。

第2 平常時の運用

1 施策・事業の点検・修正

本町及び防災関係機関は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の基本理念及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行うものとする。

また、災害による被害の軽減を図るために災害及び防災に関する調査研究の成果の把握と活用に努めるものとする。

更に、本庁及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行うものとし、また、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2 実効性の向上

必要に応じ本計画運用のためのマニュアル等の充実を図り、関係者への周知徹底や実践的な防災訓練や研修の実施等により、計画の実効性の向上に努めるものとする。

3 災害時の運用

災害時には、各災害に対応する災害応急対策計画、災害復旧・復興計画を活用し、被害を最小限にとどめるように努めるものとする。

4 計画の周知

本計画を町及び防災関係機関の職員に周知徹底するとともに、住民に対しても広く周知徹底を図るものとする。

第5節 防災関係機関等の業務大綱

防災関係機関等は、その施策が直接的なものであるか間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練、計画的かつ継続的な研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

遠賀町の地域に係る防災関係機関等の事務又は業務の大綱は次のとおりである。

第1 遠賀町

(災害予防)

<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議に係る事務 ・町災害対策本部等防災対策組織の整備 ・防災施設の整備 ・防災に係る教育、訓練 ・県及び防災関係機関との連絡調整 ・他の市町村との相互応援及び広域避難についての協定の締結 ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄 ・生活必需品、応急食料等の備蓄 ・給水体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内における公共的団体及び自主防災組織等の充実、育成指導 ・住民の自発的な防災活動の促進 ・災害危険区域の把握 ・各種災害予防事業の推進 ・防災知識の普及 ・要配慮者(避難行動要支援者)の安全確保 ・企業等の防災対策の促進 ・企業等の協力の確保についての協定の締結 ・災害ボランティアの受入れ体制の整備 ・帰宅困難者対策の推進
---	---

(災害応急対策)

<ul style="list-style-type: none"> ・水防・消防等応急対策 ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 ・避難の準備・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設 ・災害時における文教、保健衛生 ・災害広報及び被災者からの相談 ・被災者の救難、救助その他の保護 ・被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧資機材等の確保 ・災害対策要員の確保・動員 ・災害時における交通、輸送の確保 ・被災建築物の応急危険度判定の実施 ・関係防災機関が実施する災害対策の調整 ・災害ボランティアの活動支援 ・町所管施設の被災状況調査
---	--

(災害復旧)

<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設、農地及び農林用施設等の災害復旧及び改良 ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等、災害融資等 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民税等公的徴収金の猶予、減免措置 ・義援金品の受領、配分
---	---

第2 遠賀郡消防本部

(災害予防)

<ul style="list-style-type: none"> ・風水害、火災等の予防 ・消防力の維持向上 ・関係町と共同による地域防災力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言 ・防災知識の普及、防災訓練への参加・協力
--	--

(災害応急対策)

<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報収集、伝達 ・風水害、火災等の警戒、防御 ・消防活動 ・救助・救急活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導 ・行方不明者の調査、搜索 ・その他災害対策本部長が要請する災害応急対策
---	---

第3 福岡県

(災害予防)

<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議に係る事務 ・福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備 ・防災施設の整備 ・防災に係る教育、訓練 ・国、市町村及び防災関係機関との連絡調整 ・他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結 ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄 ・生活必需品、応急食料等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査 ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言 ・防災行政無線通信施設の整備と通信の確保 ・防災知識の普及 ・要配慮者(避難行動要支援者)の安全確保 ・消防応援活動調整本部 ・企業等の防災対策の促進 ・企業等の協力の確保についての協定の締結 ・災害ボランティアの受入れ体制の整備 ・保健衛生・防疫体制の整備 ・帰宅困難者対策の推進
---	---

(災害応急対策)

<ul style="list-style-type: none"> ・災害予警報等情報の収集・伝達 ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整 ・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施 ・災害救助法に基づく被災者の救助 ・災害時の防疫その他保健衛生 ・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整 ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置 ・緊急通行車両及び規制除外車両(以下「緊急通行車両等」という。)の確認及び確認証明書の交付 ・自衛隊の災害派遣要請 ・県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去 ・災害ボランティアの活動支援 ・福岡県所管施設の被災状況調査 ・災害対策用車両(排水ポンプ車等)による活動支援
--	--

(災害復旧)

<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良 ・物価の安定 ・義援金品の受領、配分 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧資材の確保 ・災害融資等
--	--

第4 福岡県警察本部（折尾警察署）

(災害予防)

<ul style="list-style-type: none"> ・災害警備計画の策定 ・警察通信確保 ・関係機関との連絡協調 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害装備資機材の整備 ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言 ・防災知識の普及
--	--

(災害応急対策)

<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集及び伝達 ・被害実態の把握 ・被災者の救出及び負傷者等の救護 ・行方不明者の捜索 ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法事案等の予防及び取締り ・被災地、避難場所、重要施設等の警戒 ・避難路及び緊急交通路の確保 ・交通の混乱防止及び交通秩序の確保 ・広報活動 ・遺体の死因・身元の調査等
--	---

第5 指定地方行政機関

1 九州管区警察局

(災害予防)

・警備計画等の指導

(災害応急対策)

・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整	・災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整
・広域的な交通規制の指導調整	・警察通信の運用
・他の管区警察局との連携	・津波警報等の伝達
・管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整	

2 福岡財務支局

(災害応急対策)

・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整	・国有財産の無償貸付等の措置
----------------------------	----------------

(災害復旧)

・地方公共団体に対する災害融資	・災害復旧事業の査定立会い等
-----------------	----------------

3 九州厚生局

(災害応急対策)

・災害状況の情報収集、通報	・関係機関との連絡調整
・関係職員の現地派遣	

4 九州農政局

(災害予防)

・米穀の備蓄	・農地保全施設の管理体制の強化、指導
・防災体制の指導及び農地防災事業の推進	

(災害応急対策)

・応急用食料の調達・供給	・災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等
・農業関係被害の調査・報告	・種子及び飼料の調達・供給

(災害復旧)

・被害農業者等に対する融資等	・土地改良機械の緊急貸付
・農地・施設の復旧対策の指導	・被害農林漁業者等に対する災害融資
・農地・施設の復旧事業費の査定	・技術者の応援派遣等

<九州農政局福岡県拠点>

(災害予防)

・米穀の備蓄

5 九州森林管理局（福岡森林管理署）

(災害予防)

・国有保安林・治山施設の整備 ・林野火災予防体制の整備に関する事

(災害応急対策)

・林野火災対策の実施に関する事 ・災害対策用材の供給

(災害復旧)

・復旧対策用材の供給

6 九州経済産業局

(災害予防)

・各取扱業者に対する予防体制確立の指導等

(災害応急対策)

・災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保
・電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保
・罹災事業者の業務の正常な運営確保

(災害復旧)

・生活必需品・復旧資材等の円滑な供給の確保
・被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋

7 九州産業保安監督部

(災害予防)

・火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進

(災害応急対策)

・鉱山における応急対策の監督指導 ・災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保

8 九州運輸局（福岡運輸支局）

（災害予防）

・交通施設及び設備の整備	・宿泊施設等の防災設備
--------------	-------------

（災害応急対策）

・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導	・災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調整
・災害時における所管事業者に関する情報の収集	・緊急輸送命令
・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導	

9 大阪航空局（福岡・北九州空港事務所）

（災害予防）

・指定地域上空の飛行規制等その他周知徹底	・航空通信連絡情報及び航空管制の整備
----------------------	--------------------

（災害応急対策）

・災害時における航空機輸送の安全確保	・遭難航空機の捜索及び救助活動
--------------------	-----------------

10 第七管区海上保安本部

（災害予防）

・海上災害に関する防災訓練及び啓発指導	・流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導
---------------------	--------------------------

（災害応急対策）

・避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達	・海上交通の安全確保及び海上の治安の維持
・海難の救助及び危険物等の海上流出対策	・海上の流出油に対する防除措置
・人員及び救助物資の緊急海上輸送	

11 福岡管区气象台

（災害予防）・（災害応急対策）

・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表	・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説	・地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言
	・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

12 九州総合通信局

(災害予防)

<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信体制の整備 ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び発電機の貸し出し
--	---

(災害応急対策)

<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電気通信の確保 ・非常通信の統制、管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
--	---

13 福岡労働局

(災害予防)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業場における災害防止のための指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全意識の普及高揚
--	---

(災害応急対策)

<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の業務上・通勤上の災害補償

(災害復旧)

<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者への再就職の斡旋等

14 九州地方整備局（北九州国道事務所八幡維持出張所、遠賀川河川事務所）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。

(災害予防)

<ul style="list-style-type: none"> ・気象観測通報についての協力 ・防災上必要な教育及び訓練等 ・災害危険区域の選定又は指導 ・防災資機材の備蓄、整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備 ・道路、橋梁等の耐震性の向上 ・水防警報等の発表及び伝達
--	--

(災害応急対策)

<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予警報の発表及び伝達 ・水防活動の指導 ・災害時における交通規制及び輸送の確保 ・災害広報 ・緊急物資及び人員輸送活動 ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与 ・国土交通省所管施設の被災状況調査 ・通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保） ・市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力
---	--

(災害復旧)

・被災公共土木施設の復旧事業の推進

15 九州防衛局

(災害応急対策)

・災害時における防衛省(本省)との連携調整
・災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援

16 国土地理院九州地方測量部

(災害応急対策)

・災害時における地理空間情報の整備・提供

(災害復旧)

・復旧・復興のための公共測量における指導・助言

17 九州地方環境事務所

(災害応急対策)

・所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整
・環境監視体制の支援

(災害復旧)

・災害廃棄物等の処理対策

第6 自衛隊（陸上自衛隊第四師団）

(災害予防)

・災害派遣計画の策定
・地域防災計画に係る訓練の参加協力

(災害応急対策)

・災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力

第7 指定公共機関

1 九州旅客鉄道株式会社

(災害予防)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ・鉄道施設の防火管理 | ・災害時における緊急輸送体制の整備 |
| ・輸送施設の整備等安全輸送体制の確保 | |

(災害応急対策)

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送 | ・災害時における鉄道通信施設の利用 |
|--------------------------------|-------------------|

(災害復旧)

- | |
|-----------------|
| ・被災鉄道施設の復旧事業の推進 |
|-----------------|

2 西日本電信電話株式会社(九州支店)、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ(九州支社)、ソフトバンク株式会社

(災害予防)

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・電気通信設備の整備と防災管理 | ・応急復旧用通信施設の整備 |
|-----------------|---------------|

(災害応急対策)

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・津波警報等、気象警報の伝達 | ・災害関係電報、電話料金の減免 |
| ・災害時における重要通信 | |

3 日本銀行(福岡支店、北九州支店)

(災害予防)・(災害応急対策)

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ・銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 | ・金融機関の業務運営の確保に係る措置 |
| ・資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 | ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 |
| | ・各種措置に関する広報 |

4 日本赤十字社(福岡県支部)

(災害予防)

- | | |
|------------|--------------|
| ・災害医療体制の整備 | ・災害医療用薬品等の備蓄 |
|------------|--------------|

(災害応急対策)

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ・災害時における医療助産等救護活動の実施 | ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力 |
|----------------------|-----------------------|

5 日本放送協会（福岡放送局）

（災害予防）

・防災知識の普及	・災害時における放送の確保対策
----------	-----------------

（災害応急対策）

・気象予警報等の放送周知	・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・
・避難所等における災害情報収集のための 放送受信の確保	配分等の協力 ・災害時における広報

（災害復旧）

・被災放送施設の復旧事業の推進

6 西日本高速道路株式会社

（災害予防）

・管理道路の整備と防災管理

（災害応急対策）

・管理道路の疎通の確保

（災害復旧）

・被災道路の復旧事業の推進

7 日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

（災害予防）

・緊急輸送体制の整備

（災害応急対策）

・災害時における救助物資等の緊急輸送の 協力

（災害復旧）

・復旧資材等の輸送協力

8 九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社

（災害予防）

・電力施設の整備と防災管理

（災害応急対策）

・災害時における電力の供給確保

（災害復旧）

・被災電力施設の復旧事業の推進

9 西部ガス株式会社

(災害予防)

・ガス施設の整備と防災管理

(災害応急対策)

・災害時におけるガスの供給確保

(災害復旧)

・被災ガス施設の復旧事業の推進

10 日本郵政株式会社（九州支社）

(災害応急対策)

・災害時における郵便事業運営の確保

・災害救助法適用時における郵便事業に係る
災害特別事務取扱、援護対策及びその窓口
業務の確保

第8 指定地方公共機関

1 西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社

(災害予防)

・鉄道施設の防火管理

・災害時における緊急輸送体制の整備

・輸送施設の整備等安全輸送の確保

(災害応急対策)

・災害時における鉄道車両等による救援物
資、避難者等の緊急輸送

・災害時における鉄道通信施設の利用

(災害復旧)

・被災鉄道施設の復旧事業の推進

2 福岡国際空港株式会社

(災害予防)

・空港機能維持のための予防

・空港施設・設備の応急点検体制の整備

(災害応急対策)

・災害時における航空機輸送の安全確保と空港機能の確保

(災害復旧)

・被災空港施設・設備の復旧事業の推進

3 公益社団法人福岡県トラック協会

(災害予防)

・緊急・救援輸送即応体制の整備

(災害応急対策)

・緊急・救援物資の輸送協力

4 大牟田ガス株式会社、西日本ガス株式会社

(災害予防)

・ガス施設の整備と防災管理

・導管の耐震化の確保

(災害応急対策)

・災害時におけるガスの供給確保

(災害復旧)

・被災ガス施設の復旧事業の推進

5 一般社団法人福岡県LPガス協会

(災害予防)

・LPガス施設の整備と防災管理

・LPガス供給設備の耐震化の確保

(災害応急対策)

・災害時におけるLPガスの供給確保

(災害復旧)

・被災ガス施設の復旧事業の推進

6 公益社団法人福岡県医師会

(災害予防・災害応急対策)

・災害時における医療救護の活動

・防災会議における行政関係機関及び遠賀中

・負傷者に対する医療活動

間医師会・医療機関との連絡調整

7 公益社団法人福岡県獣医師会

(災害予防・災害応急対策)

・災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施

8 公益社団法人福岡県歯科医師会

(災害予防)

・歯科医療救護活動体制の整備

(災害応急対策)

・災害時の歯科医療救護活動

9 公益社団法人福岡県看護協会

(災害予防)

・災害看護についての研修や訓練

(災害応急対策)

・要配慮者への支援
 ・避難所等における看護活動
 ・災害支援看護師の要請・受入れ等の支援

10 公益社団法人福岡県薬剤師会

(災害予防)

・患者への啓発(疾病・使用医薬品等の情報把握)

(災害応急対策)

・災害医療救護活動
 ・医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築
 ・医薬品等の供給(仕分け、管理及び服薬指導等)
 ・避難所等での避難者支援(服薬指導等)
 ・その他公衆衛生活動

11 株式会社西日本新聞社、株式会社朝日新聞西部本社、株式会社毎日新聞西部本社、株式会社読売新聞西部本社、株式会社時事通信社福岡支社、一般社団法人共同通信社福岡支社、株式会社熊本日日新聞社福岡支社、株式会社日刊工業新聞社西部支社

(災害予防)

・防災知識の普及
 ・災害時における報道の確保対策

(災害応急対策)

・気象予警報等の報道周知
 ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力
 ・災害時における広報

(災害復旧)

・被災報道施設の復旧事業の推進

12 戸畑共同火力株式会社

(災害応急対策)

・災害時の電力供給の確保

13 RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSSFM、ラブエフエム国際放送株式会社

(災害予防)

- | | |
|----------|-----------------|
| ・防災知識の普及 | ・災害時における放送の確保対策 |
|----------|-----------------|

(災害応急対策)

- | | |
|---------------|----------------------------|
| ・気象予警報等の放送周知 | ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力 |
| ・避難所等への受信機の貸与 | ・災害時における広報 |

(災害復旧)

- | |
|-----------------|
| ・被災放送施設の復旧事業の推進 |
|-----------------|

14 公益社団法人福岡県水難救済会

(災害応急対策)

- | |
|------------------|
| ・水難等による人命及び船舶の救助 |
|------------------|

15 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

(災害予防)

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ・社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練 | ・職員や住民の災害に対する意識の向上 |
|-----------------------|--------------------|

(災害応急対策)

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| ・福祉の観点からの要配慮者への支援の充実 | ・福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組み |
| ・災害ボランティアの活動体制強化 | |

第9 遠賀・中間地域広域行政事務組合

(災害予防・災害応急対策)

- | |
|---------------------------------|
| ・所掌事務に応じた防災上必要な活動及び町の防災活動に対する協力 |
|---------------------------------|

第10 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

1 自主防災組織

(災害予防・災害応急対策)

- ・自治会区域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動
- ・出火防止及び初期消火
- ・被災者の救出救護及び避難誘導の協力
- ・被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運営業務等の協力
- ・その他応急対策全般についての協力

2 危険物施設等管理者

(災害予防)

- ・安全管理の徹底及び防災施設の整備

3 一般社団法人遠賀中間医師会

(災害予防・災害応急対策)

- ・災害時における医療救護の活動
- ・負傷者に対する医療活動
- ・県医師会・医療機関との連絡調整

4 一般社団法人遠賀中間歯科医師会

(災害予防)

- ・歯科医療救護活動体制の整備

(災害応急対策)

- ・災害時の歯科医療救護活動

5 一般社団法人遠賀・中間薬剤師会

(災害予防・災害応急対策)

- ・医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理
- ・医薬品の調達、供給
- ・県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整

6 病院等経営者

(災害予防・災害応急対策)

- ・避難施設・体制の整備、避難確保計画の策定と避難訓練の実施
- ・災害時における負傷者の医療、助産、救助

7 福岡県獣医師会

(災害予防・災害応急対策)

- ・動物の保護、収容

8 社会福祉法人遠賀町社会福祉協議会

(災害応急対策)

- ・災害時のボランティアの受入れ
- ・要配慮者に対する救助及び生活支援活動の協力

9 社会福祉施設の管理者

(災害予防・災害応急対策)

- ・避難施設・体制の整備、避難確保計画の策定と避難訓練の実施
- ・災害時における入所者の保護

10 北九州農業協同組合

(災害応急対策)

- ・町が行う被害状況調査及び応急対策の協力
- ・農作物の災害応急対策の指導
- ・被災農家に対する融資及びあっせん
- ・農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん

11 遠賀町商工会

(災害応急対策)

- ・町が行う被害状況調査及び応急対策の協力
- ・災害時における物価安定の協力
- ・救助物資、復旧資材の確保の協力、あっせん
- ・被災事業者に対する融資等の相談

12 災害時協力業者

(災害応急対策)

- ・道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力
- ・倒壊住宅等の撤去の協力
- ・応急仮設住宅の建設の協力
- ・その他災害時における復旧活動の協力
- ・加盟各事業者との連絡調整

13 折尾交通安全協会、折尾防犯協会連合会

(災害応急対策)

- ・災害危険箇所、異常現象等の連絡通報
- ・災害時の交通規制、防犯対策の協力
- ・その他災害応急対策の教務の協力

14 公益社団法人日本下水道管路管理業協会

(災害応急対策)

- ・被災した下水道管路施設の応急復旧の協力

第11 住民・事業所

1 住民

(災害予防・災害応急対策)

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保 ・地域における相互救済活動 ・平常時における食料、飲料水、生活物資の備蓄と非常持出品の準備 ・自動車のこまめな満タン給油 ・その他県・町が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策への協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の災害危険箇所の把握と避難等の行動の確認 ・住宅の耐震化と家具の転倒防止 ・防災訓練への積極的参加 ・自主防災組織の結成・活動 |
|---|---|

2 事業所

(災害予防・災害応急対策)

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における各種防災対策の実施 ・事業継続計画(BCP)の策定 ・帰宅困難者の一時滞在への協力など地域への貢献 ・災害時行動マニュアルの作成等の防災体制の整備 ・従業員に対する防災訓練・研修の実施 ・応急対策に必要な資機材の整備、備蓄 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における従業員、来訪者の避難誘導、安全確保、二次災害の防止 ・物資・役務の供給協定の締結など、その他県・町が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策への協力 |
|---|---|

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い組織・人づくり

第1 防災組織の整備

総務課・福祉課

1 遠賀町

町は、災害時に、地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、職員の参集、それぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動を迅速かつ的確に行う。そのため、連絡網や作業マニュアル等を記載した職員災害応急マニュアル等を作成するとともに他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を策定するよう努める。

被災して業務遂行能力が低下した状況下及び職員の半数が招集不可能な状況下においても必要な業務資源を確保し、非常時優先業務を継続するため、業務継続計画を策定する。

また、住民に対し、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性をといった防災知識の啓発を行い、災害に強いまちづくりを進める。

さらに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

2 防災会議

遠賀町防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置するものであり、本町の災害特性及び地域特性にあった地域防災計画を策定し、総合的かつ計画的な防災行政を推進するとともに、当該災害に関する情報を収集する。

また、地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。なお、委員に女性の登用を拡大し、両性の多様な視点を取り入れる。

3 消防団

消防団は、遠賀町災害対策本部の指示に従い、遠賀郡消防本部と密接な連携のもと適切な消火・救助活動を実施できるよう、組織の整備・改善や装備及び活動資機材の充実、強化を図る。また、消防団員の確保のため、地域の実情に適した入団促進を行う。

4 事業所

町内事業所は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施として、従業員等の安全の確保（屋外移動が危険な状況であるときは、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置など）や災害の拡大の防止、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保など事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災体制の強化に努める。

防災体制の強化に当たっては、特に、多数の人が出入りする施設について、防火管理者を選任し、消防計画の策定、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備、出火の防止、初期消火体制の強化等に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び県、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、要配慮者が利用もしくは従事する施設については、地震・津波等の自然災害からの避難を含む非常災害に関する計画の策定等防災体制の強化を図る。

5 ボランティア

町及び社会福祉法人遠賀町社会福祉協議会は、ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるため、平時からボランティアリーダー及びコーディネーターの養成に努めるとともに、災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成する。

また、災害発生時には、災害対策本部の指示に従って、災害発生からおおむね3日目に災害ボランティアセンターを設置し、その活動が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

第2 自主防災活動の推進

総務課

「自分の住む地域は自分で守る」という自主防災意識「共助」の向上が、災害時に大きな力を発揮する。そのために、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合う協力体制を確立することが重要である。

町は、県と協力して、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。

- 町広報紙等を通じて、自主防災組織等の自主防災活動の重要性についての啓発に努め、自主防災組織率の維持と実効ある自主防災組織の育成を図る。
- 自主防災組織等に対しては、研修会等を実施し、リーダーの養成を図るとともに、防災訓練等の実施、災害に関する情報の伝達・協力要請・活動指導等についての支援を行う。
- 自主防災組織の維持・活性化のため、防災資機材の配備について考慮する。また、消防団との連携のもと、日頃の地域活動に防災活動を取り込んで日常化するとともに、児童や生徒を巻き込んだ活動を行う。
- 自主防災組織の活動支援のための補助制度や、防災士の資格取得に向けた補助制度の利用を促進する。
- 地域住民等から地区防災計画の提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。なお、個別避難計画が策定されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、個別避難計画の内容を前提として訓練を行うなど地域全体での避難が円滑に行われるよう努める。

■ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- 避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 自主防災組織における役割分担の明確化
- 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- 防災訓練の実施（情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護、避難方法等の図上訓練等）
- 防災活動の日常化
- 消火用資機材等の整備・点検等
- 地域の危険箇所の把握と防災マップの作成・活用
- 地域内の他組織との連携
- 住宅の補強等防災対策の促進

[災害時]

- 初期消火の実施
- 被害状況の情報の収集・町への報告、災害に関する情報の住民への伝達
- 救出・救護の実施及び協力（災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく）
- 避難の実施
- 避難行動要支援者の安否確認・安全確保等
- 炊き出し及び救援物資の支給に対する協力等

第3 防災知識の普及

総務課・住民課・学校教育課

1 職員に対する防災教育

職員に対し、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等による研修会・講演会等を随時実施するとともに、防災マップ等を活用し、防災知識、役割の分担等に関する研修を実施する。

■防災教育の内容

- 災害の基礎知識
- 災害に対する地域の危険性等
- 地域防災計画の概要
- 災害対策活動の概要
- 職員としての心構え
- 防災体制と任務分担
- 災害時の役割分担
- 初動時の活動要領
- 防災行政無線の取扱い方法等

また、原子力防災に対する意識の向上を図るため、放射性物質や放射線に関する知識、放射線による健康への影響及び放射線防護に関する知識、緊急時の留意事項、汚染の除去等に関する知識等、原子力防災に関する知識の普及・啓発を継続的に行う。

さらに、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させる等、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

2 住民に対する防災知識の普及

町は自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、住民に対し、災害に関する正しい知識及び災害発生時における行動指針等について、町広報紙、町ホームページ、防災ハンドブック、防災マップ等を利用して普及に努める。

また、防災マップ等は配布するだけでなく、訓練や出前講座等で活用して認知度を高め、「防災まち歩き」等現場において確認検証するとともに、自主防災組織等が機能を十分に発揮できるよう、防災知識の普及啓発に努め、自主防災組織の充実を図る。

さらに、学校や地域の祭り等身近な行事の際に、情報提供や体験型の防災イベントを盛り込む等、防災に対する関心を深めてもらうよう努める。

■防災知識の普及事項

- 災害に関する一般知識
- 地域防災計画の概要
- 災害発生時、警報等発表時、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令時に具体的にとるべき行動
- 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

- 災害に備えた食料、飲料水、衣料品、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備
- 避難対策に関する知識
- 住宅の耐震診断・耐震補強、家具等の転倒・落下防止、火災予防に関する事項
- 飼い主による家庭動物の同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - 飼い主は、平時からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札や犬の鑑札、マイクロチップなどの所有者明示措置に努める。
 - 飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示）
 - (ア) 少なくとも5日分の水とペットフード（できれば7日以上）
 - (イ) 予備の食器と首輪、リード
 - (ウ) ケージ及び補修などに使うガムテープ
 - (エ) トイレ用品
 - また、飼い主は、ペットのしつけに努める。（以下、例示）
 - (ア) ケージに慣れる
 - (イ) 無駄吠えをしない
 - (ウ) 決められた場所でトイレができる
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- 屋内、屋外における災害発生時にとるべき行動
- 道路ふれあい月間や道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害時にとるべき行動等
- 危険物安全週間や防災関連行事等を通じて危険性を周知
- 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・注意報、防災気象情報、避難指示等に関する知識
- 災害危険箇所（土砂災害、浸水等）
- 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、自主避難所及び指定避難所、避難路等避難対策
- 避難生活に関する知識（多様な性のニーズ、性暴力・DVの被害者・加害者を出さない等）
- 応急手当方法等に関する知識
- 要配慮者への配慮
- 帰宅困難時の対応
- 防災訓練、自主防災活動の実施
- 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の事前確認
- 災害情報の正確な入手方法
- 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）
- 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

3 企業等における防災対策の促進等

企業等は災害時に果たす役割を十分に認識し、事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みに努めるとともに、自ら防災組織を結成する等して、地域と連携した防災の取り組みを実施する。

■企業等の防災対策及び防災活動

- 防災訓練
- 従業員等の防災教育
- 情報の収集・伝達体制の確立
- 火災その他災害予防対策
- 避難対策の確立
- 応急救護
- 食料、飲料水、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保（従業員の3日分以上が目安となる）
- 施設耐震化や防火対策の実施
- システムの多重化・高度化等災害時における情報システムの保全
- 施設の地域避難所としての提供
- 消防団等との連携・協力
- 緊急地震速報受信装置等の活用

また、駅等不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者は、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、それを踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮するものとする。

4 学校における防災教育

東日本大震災等の災害から得られた教訓を生かした授業や、家族間の話し合いを通じて、災害についての正しい知識を修得するとともに、消防団員等が参加した災害から身を守るための実践的な訓練等を通じて、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を実施する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

また、要配慮者への配慮や、風評による人権侵害を防止するための正しい知識の普及に努める。

■防災教育の内容

- 災害に関する一般知識
- 安全に行動する態度・能力
- 避難対策に関する知識
- 火災予防に関する事項
- 屋内、屋外における災害発生時の心得
- 災害危険箇所（土砂災害、浸水等）
- 防災訓練（体験的な活動）
- ボランティア活動を通じた社会に貢献する態度

第4 防災訓練

総務課・各課

防災訓練を実施する場合、使用する資機材や実施時間等の訓練環境について、具体的な設定を行ったうえで、参加者自身の主体的な判断が求められる内容にする等、訓練が実践的になるよう工夫する。また、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

また、避難行動要支援者や男女のニーズの違いに十分配慮するとともに、多様な主体による共同防災訓練を実施する。

訓練後には評価を行い、成果や課題等を取りまとめ、必要に応じて改善し、防災計画の改正や次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

1 総合防災訓練

災害時において、地域防災計画に定める各種災害応急対策の遂行に万全を期し、関係機関相互の協力体制の緊密化及び住民の防災意識の高揚に資するため、地震・大雨等による災害を想定し、近隣自治体、県、自衛隊等の関係機関や自主防災組織、NPO・ボランティア等、一般住民等の参加による総合防災訓練を計画的に実施する。

なお、実施に当たっては、要配慮者に十分配慮しながら行う。

■ 訓練種目

- 情報の収集・伝達
- 災害対策本部の設置、運営
- 被災地偵察
- 避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- 救出・救助、救護・応急医療
- 交通規制及び交通整理
- 救援物資輸送
- 給水給食
- 大規模広域災害時の広域避難等

2 個別訓練

(1) 消防団の訓練

消防団員に対する水防工法、避難等の水防訓練を実施するとともに、国土交通省遠賀川河川事務所や近隣自治体と連携し、水防訓練に積極的に参加する。

また、消防団員に対する消火技術の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常招集、通信連絡、避難誘導、救助等の訓練を実施するとともに、機能的な消火活動ができる消防水利施設の確保・整備に努める。

(2) 職員の訓練

職員に対する職員災害応急マニュアルを作成し、災害発生時に全職員が災害レベルに応じた防災体制に迅速に対応できるよう教育・訓練を進めるとともに、図上訓練を行う。

また、河川、水路等の氾濫に対する警戒、水防活動が的確に行えるよう、職員に水利施設等に対する教育・訓練を実施する。

(3) 住民等の訓練

遠賀郡消防本部や消防団等の協力のもと、自主防災組織ごとに出火防止訓練、初期消火訓練、緊急地震速報対応行動訓練・避難訓練、情報伝達訓練、応急救護訓練、避難等の図上訓練及び資機材使用訓練を実施する。

(4) 施設・事業所等の訓練

町内の事業所及び社会福祉施設等の管理者は、避難計画の策定や避難訓練等を実施し、入所者や従業員等の安全の確保に努める。

特に、学校、病院及び大規模小売店舗等多数の人が出入りする施設や要配慮者が利用する施設については、定期的に遠賀郡消防本部の検査等により、施設の安全性の確保に努め、資機材の整備を行う。

第5 住民が行う防災対策と災害時の心得

住民は一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

また、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

1 住民が行う防災対策

- 防災に関する知識の修得（がけ崩れ、津波に注意）
- 災害時の行動（家の中の安全な場所、非常持出袋、指定緊急避難場所・避難経路、家族の集合場所・連絡方法）について家族で確認
- 非常用品（食料、飲料水、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等）等の準備・点検（食料品等の備蓄は最低3日分（推奨1週間））
- 住宅等の安全点検、補強の実施（家屋の耐震化、家具等の転倒・落下対策等）
- 火器器具の点検、火器周辺の可燃物に注意
- 応急手当方法の修得
- 地域の防災訓練への参加、地域の相互協力体制の構築への協力等
- 愛護動物との同行避難や指定避難所等での飼養に対する準備
- 自然災害保険・地震保険の活用（町はその制度普及促進に努める。）

2 災害時の心得

（1）大雨・台風等風水害発生時の心得

- 外出は必要最低限とする。
- 危険を感じたら、あるいは避難指示等が発令されたらすぐに避難する。
- 緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。
- 子どもとはぐれないようにする。
- 避難の際は、長い杖を携行し、ひもでしめられる運動靴で避難する。
- 避難したら安全が確認できるまで帰らない。
- 車での避難には注意する。危険と判断したら使用しない。
- 情報収集を怠らない。
- 高齢者や子ども、乳幼児、身体の不自由な人等が安全に避難できるよう声をかけて協力する。
- 河川敷等でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、急いで安全な場所に移動する。

(2) 竜巻発生時の心得

- 屋内では、部屋の1階に移動するとともに、窓やシャッター等を閉める。ただし、部屋の隅やドア、外壁から離れ、中心部に近い所に移動する。
- 屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る。ただし、物置や車庫及び橋の下などは危険である。

(3) 土砂災害発生時の心得

- 土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難指示等の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。
- 土砂災害は家屋等が損壊するおそれがあるため、立ち退き避難を基本とする。
- 土砂災害が迫って逃げる際には、土石流の場合は流れに直角に、がけ崩れの場合はがけから離れるように避難する。

(4) 地震発生時の心得

- まずわが身の安全を図る。
- すばやく火の始末、火が出たらまず消火する。
- あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- 協力し合って、応急救護を行う。
- 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- 秩序を守り、衛生に注意する。

(5) 地震発生時の外出時の心得

- 住宅地では、路上の落下物や倒壊物に注意する。
- 繁華街では、窓ガラスや看板、ネオンサイン、外壁の落下に注意し、かばん等で頭を保護して避難する。
- 山・丘陵地では、落石に注意しながら、山ぎわや急傾斜地など山崩れ、がけ崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。
- 屋内では、あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

(6) 地震発生時の運転者の心得

- 急ハンドル、急ブレーキを避け、安全な方法により、緊急自動車の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させる。
- 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動し、やむを得ず道路上

に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

- 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のため車を使用しない。

(7) 津波に関する心得

- 強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難し、避難は徒歩を原則とする。
- 大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。
- 標高の低い場所や沿岸部にいる場合は津波警報でも避難する。海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する。
- 津波の特性に関する情報を理解する。（押し波から始まる可能性、後続波の方が大きくなる可能性、長時間にわたり継続する可能性等）

第6 調査・連携

総務課

防災対策を有効なものとするために、科学的に災害に関する調査を行い、近隣自治体、関係機関との情報交換等広域的な連携に努める。

1 調査、防災関連資料等の収集等

本町の地域特性や災害特性を把握し、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

そのため、災害要因の調査、被害想定及び社会環境の変化に応じた防災体制等の調査を行い、必要に応じて専門的調査研究を実施する。

2 近隣自治体との情報交換、連携

近隣自治体と防災対策の情報交換に努めるとともに、必要に応じて防災対策の活動を連携する。

3 関係機関等との情報交換

国、県、市町村等が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換に努める。

4 住民との情報交換、連携

調査結果や、国、県、研究機関等が公表する最新の防災情報については、積極的に住民に公表するとともに、地域の危険箇所等についての情報交換を行う等、住民との連携を図る。

第2節 災害に強いまちづくり

第1 土地利用の推進等

総務課・都市計画課・建設課

災害に強いまちづくりのため、各種事業等を推進する。

1 災害に配慮した土地利用

災害に強い土地利用を進めることで、災害時に被害の拡大を最小限に食い止めることができることから、地域防災計画と都市計画を有機的に連携させ、適正な規制と誘導により秩序のある土地利用を実現し、安心して暮らせる災害に強い居住環境を維持する。

特に、無秩序な住宅団地開発を防ぎ、防災に配慮した土地利用を推進する。

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

また、大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を回避するため、大規模盛土造成地においては地盤の変動予測調査や崩落防止対策等を検討する。

2 公園・緑地・高台の整備

公園・緑地は、住民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割を持っている。

遠賀町緑の基本計画等に基づき、特色ある公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の確保に努める。

また、近年豪雨災害が多発するなか、町の水災害リスクを認識したうえで、水防・防災拠点として高台（広場・避難所）の整備について国・県と連携を図りながら進めていく。

3 無秩序な宅地開発の規制

大規模な宅地造成を行う場合、都市計画法第29条の規定による開発許可により、安全な宅地造成の指導、監督に努める。また、地区計画や特定用途制限地域指定等の検討により、災害に強いまちづくりを進める。

第2 建築物の災害予防対策

総務課・都市計画課・建設課

1 建築物の耐震性の確保

「遠賀町耐震改修促進計画」に基づき、各建築物の耐震性の向上を図り、震災に強いまちづくりを進める。

(1) 公共建築物の耐震化の推進

新耐震基準以前に建築された防災上重要な公共施設（災害応急活動に必要な施設、指定避難所として位置づけられた施設、多くの住民が利用する施設）について、耐震診断の実施、耐震耐火構造への改築、非構造部材を含む耐震対策等の耐震改修を着実に進め、機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。また、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

町営住宅については、遠賀町営住宅長寿命化計画に基づいた整備により安全性の確保に努める。

学校においては、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を行う。

(2) 一般建築物の耐震化の促進

新耐震基準以前に建築された建築物の所有者等に対し、広報紙や固定資産税納税通知にチラシを同封するなど耐震診断及び耐震改修についての啓発・普及を行う。

また、震災時に落下・転倒する危険性のある窓ガラス、ブロック塀、看板及び自動販売機等の所有者に対し、落下・転倒防止策実施の啓発、指導を行うとともに、建物内の家具、什器、備品等の転倒・落下の防止についての啓発を行う。

(3) 文化財の耐震化の推進

文化財を地震から保護するため、適宜その管理状況（転倒、倒壊耐震対策状況、消防設備の整備状況）を調査し、必要な措置を講じる。

(4) 家屋密集地域等における対策の推進

家屋が密集している地域では、震災により被害が拡大する可能性があるため、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・焼失の危険性が高い老朽建築物の把握に努め、所有者、住民意識の啓発を含めた地震をはじめとした災害に強いまちづくりを醸成する。

2 液状化対策の推進

軟弱地盤が多い本町は、地震による液状化被害が想定されることから、公共事業の液状化対策を推進するとともに、県と連携して、住民・施工業者等に対して液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図り、住宅地等の液状化対策を働きかける。

3 建築物等の災害予防

建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

また、多数の人が出入りする事業所等について、設置された消防用設備等が災害時に機能を有効に発揮することができるよう、定期的に点検を行う等適正な維持管理を行うとともに、防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図る。

第3 水害予防対策の推進

総務課・建設課

1 河川の整備

水害による被害の防止又は軽減を図るため堤防未整備箇所や河川改修、内水被害対策として排水機場施設の更新、(仮称)西川堰整備等を国・県に積極的に働きかける。

また、町の管理する河川等についても、浸水被害の多い水路・河川や市街化区域を流下する水路・河川、調整池や下水道の整備等、ハード対策を重点的に実施する。

2 対策の推進

水害による被害を最小限にとどめるため、消防団や災害時協力業者等と連携し、迅速な対応ができるよう水防体制の強化に努める。

水災については、国、県、町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築し、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進する。また、県と協力して、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。防災・減災目標を設定するよう努める。

■水防体制の強化事項

- 河川情報の入手
- 情報連絡体制及び水防資機材の整備
- 水防意識及び水防技術等の向上

3 平常時の巡視

日常から気象情報を的確に把握することにより、暴風雨等の危険を事前に察知するとともに、被害の拡大を防ぐため、危険区域を巡視して、状況の把握に努める。

4 防災拠点施設の整備

遠賀川本川下流域における災害（堤防決壊等）が発生した場合、水防・防災拠点として、また緊急避難場所を確保するため高台整備等を国・県と連携を図りながら進めていく。

5 洪水浸水想定区域の住民への周知

遠賀川水系について、国（河川管理者）は水防法の規定に基づく想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を指定している。

町は、洪水浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、洪水に係る避難訓練に関する事項等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等について、洪水ハザードマップの配布や住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明する等により住民への周知を図る。

また町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努める。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

6 避難確保計画作成等の支援

地域防災計画において定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者・管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制、避難誘導及び避難の確保を図るための避難確保計画を作成、町長に報告し、計画に基づき避難訓練等を実施する。町は避難確

保計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

7 ため池対策

ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤体、余水吐、樋管等について改修等の対策、適切な維持管理を進める。

ため池のうち、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池13箇所について、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」で策定した推進計画に基づき、決壊した場合の下流への影響度やその他の状況等を総合的に勘案して、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事を計画的に実施する。

また、これらのため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知に努める。

ハザードマップの作成にあたっては、ワークショップを開催するなど十分に地域と連携するとともに、作成後においては、町ホームページや行政区への配布、説明会や防災学習などの場などを通じて継続的な住民への分かりやすい周知に努め、住民の防災意識の向上を図る。

第4 土砂災害予防対策の推進

総務課・建設課・都市計画課

1 土砂災害警戒区域等の指定、整備

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」「砂防法」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」等を有効に活用し、土砂災害を防ぐことができる安全化対策の推進に努める。

そのため、土砂災害警戒区域等の実態を調査し、災害防止策を実施するとともに、必要な指定等を行う。

■土砂災害警戒区域等

- 急傾斜地崩壊危険区域（指定）
- 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（指定）

2 対策の推進

災害時に住民が安全に避難することができるよう、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について防災マップ等による安全教育の推進（住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど）に努め、危険区域の周知の徹底を図る。

また、気象予報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険区域における観測等による緊急情報の伝達方法についても配慮を行い、警戒避難体制の確立を図る。

さらに、危険区域内にある既存住宅の移転事業の活用も検討する。

3 避難確保計画作成等の支援

地域防災計画において定められた土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者・管理者は、防災体制、避難誘導及び避難の確保を図るための避難確保計画作成し、計画に基づき避難訓練等を実施するとともに、計画及び訓練の結果を町に報告しなければならない。また、町は計画の作成、避難訓練の実施について必要な支援を行う。

4 地震に伴う土砂災害の予防対策

急傾斜地等では、地震により土砂災害の発生が懸念されることから、被害を最小限に食い止められるよう、危険箇所を把握し、土砂災害防止事業を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定に基づき情報伝達体制の強化等警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を行う等、土砂災害の防止に努める。

5 ため池施設の耐震対策の推進

地震によりため池施設が決壊し、下流域に被害を及ぼすことがないように、堤体の改修等の対策を進める。

第5 交通施設の予防対策の推進

建設課

災害による道路、鉄道等の被害を防止するため、所管する施設等の実態を把握し、災害時においてもその機能を維持できるよう、諸施設の予防対策を管理者に働きかける。

1 道路・橋りょうの整備

災害時の緊急輸送路等を確保するため、道路・橋りょうの耐震性、浸水が予想される箇所での道路の嵩上げ等の安全性の強化を推進する。

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救援活動のための物資輸送等、緊急輸送路として重要であるとともに、火災の延焼防止としても有効に機能する。

特に本町では、一般国道3号、主要地方道宮田遠賀線、直方芦屋線、一般県道浜口遠賀線、黒山広渡線、岡垣遠賀線が被災により不通となった場合、町域が分断され、災害復旧等に大きな障害となる。

そのため、幹線道路として防災上重要な役割を担っている国・県道について、歩道及び防災上必要な幅員の確保、道路の高架化、道路排水施設、電気通信事業者における無電柱化の取組との連携等の整備を促進するよう、国や県に要請する。

また、緊急輸送路である国道3号線の交通渋滞緩和とダブルネットワーク化による防災機能の向上を図るため、広域連絡道路（一般県道中間水巻線）の整備促進を国・県に強く要望する。

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時、住民が各家庭から避難所へ避難する道路であり、また、緊急車両が通行する道路等、防災上重要な道路である。住民が避難をスムーズに行えるよう危険箇所調査を実施し、必要な箇所の整備を行う。

また、速やかな救助活動が行えるよう、避難所を結ぶ道路や幹線道路に接続する幹線町道の新設・改良や幅員の拡幅等、優先的な整備に努める。

(3) 橋りょうの整備

計画的に橋りょうの点検・補修を行い、必要に応じて、地震による地震動等の安全性に配慮した補強、整備に努める。

(4) 道路啓開用資機材の整備

障害物を排除して、生活道路の機能を確保するため、あらかじめ災害時協力業者等との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておく。

さらに、災害応急対策への協力が期待される災害時協力業者等の担い手の確保・育成に取り組む。

(5) 道路ネットワークの整備

県及び関係機関と連携を図り、道路防災対策事業等を通じて、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

2. 鉄道の予防対策

鉄道事業者に対して、耐震性の確保とともに、事故や災害発生時に適切な処置がとれるよう、防災訓練、防災関係資機材の点検整備、駅・列車内の旅客の避難誘導體制等の予防対策の実施を働きかける。

第6 ライフライン施設等の整備

総務課・都市計画課・建設課

上下水道、電気、通信施設が災害によって被害を受けた場合、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすことから、ライフライン施設の安全性の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

1 水道施設

災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保する。水道管については、老朽化した水道管から新しい水道管への敷設替えを促進する。

また、貯水池等の施設の耐震化を推進するように、中間市上下水道局に働きかける。

2 下水道施設

浸水災害等の被害を防止するため、雨水、下水の迅速な排除が行なえるよう施設の整備増強を図る。

町内のし尿処理は、小型合併処理浄化槽による下水処理、農業集落排水事業や遠賀川下流流域関連公共下水道事業を積極的に進め、下水道の整備に努める。

幹線下水道施設の設計及び施工については、耐震性の確保に努める。

また、浸水により機能が停止することがないように、耐水化に配慮した下水道施設の整備に努める。

更に、平常時から、下水道関係の経験を有する技術者や支援に必要な資機材を把握するとともに、下水道の専門的技術を有する団体と協定を結ぶなど、機動性のある支援、受援体制の充実を図る。

3 電力施設

(1) 電力施設

町内に電力を供給している九州電力送配電（株）に、災害に強い電力施設となるよう、電力施設の水害対策及び風害対策・耐震化の実施を働きかける。

- 送電設備や変電設備の浸冠水対策・防水対策・耐震性の強化
- 災害時の情報連絡等のための通信連絡施設・設備の強化、整備
- 復旧用資機材の整備、点検
- 災害時の電気事故防止、停電に関する広報活動

(2) 非常用電源施設の普及

本町の防災拠点施設における非常用電源の確保の推進と、ライフライン施設や医療施設等における非常用電源施設の普及を促進するとともに、自家発電等を行っている施設においては、災害対策を働きかける。

なお、防災拠点施設の非常用電源については、設置場所や燃料等の備蓄も含めて必要な時間を確保するとともに、想定復旧時間を十分上回る期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

4 ガス施設

町内にガスを供給している事業者は、災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策の推進を働きかける。

5 通信施設

通信施設の耐震強化により、災害に対する信頼性が高く、また多様化した通信設備と通信体制を構築するよう、通信事業者に働きかける。

第7 津波災害予防対策の推進

総務課

県の津波浸水想定区域の設定を踏まえ、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

1 津波に強いまちづくり

短時間で避難が可能となるよう、指定緊急避難場所、津波避難ビル等や避難路、避難階段等の避難関連施設の計画的整備を進めるとともに、民間施設の活用による避難施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等の検討を行い、津波に強いまちづくりを推進する。

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備する。

また、河川施設の管理者に対し、河川等の施設を整備する場合、津波等に対する安全性に配慮した整備を促進するとともに、耐震診断や補強による耐震性の確保を要請する。

2 津波警報、避難指示等の情報伝達体制の整備

関係機関による所定の伝達経路及び伝達手段の点検整備、並びに町等への津波警報等の伝達の迅速化を要請するとともに、休日、夜間等における津波警報等の伝達を確実とするため、要員を確保する等津波防災体制を強化する。

また、住民、走行中の車両、釣り人等に対する津波警報等の伝達手段として、町防災行政無線の強化を進めるとともに、迅速・確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等による伝達方法に加え、旗等の視覚的伝達方法等、多様な手段を確保しておく。

3 監視体制の確立

震度4以上の地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに河川の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制を整えるとともに、地域住民に対する情報の通報・伝達手段の確保を図る。

4 避難対策の整備

住民に対し、平常時から津波の危険性を広く周知するとともに、地形や浸水予測等に応じた指定緊急避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画の策定を推進する。

- 津波からの避難は、徒歩を原則とする。自動車により避難せざるを得ない場合は警察と調整を図り、安全かつ確実に避難できる方策を検討する。
- 消防団員、水防団員、警察官、市町村職員等避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とし、必要な措置を行う。
- 指定緊急避難場所を指定し住民に周知する。

第8 火災予防対策の推進

総務課

消防法に基づき火災予防対策を推進し、消防庁「消防力の整備指針」「消防水利の基準」により、消防施設及び消防水利の拡充強化を図るとともに、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等について、住民及び事業所等に対し、予防対策を推進する。

また、消防予防対策の推進に関する消防計画を定めておく。

1 火災予防査察の強化

遠賀郡消防本部は消防法に基づく火災予防査察を実施し、火災発生危険箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

2 防災管理制度の推進

遠賀郡消防本部は消防法第8条に基づく防火管理者に対し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

3 自衛消防隊等の育成

事業所、商店街等における民間消防組織の結成を促進し、地域における自主防火体制の強化を図る。

4 住民に対する対策運動の推進

住民に対し、災害発生時の火災発生を未然に防止するため、地震ブレーカーや住宅用火災警報器、住宅用消火器の導入、火気器具等の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、火災予防運動を推進する。

■火災予防運動

- 春秋火災予防運動の普及啓発
- 講習会、講演会等による一般啓発
- 報道機関等による防火意識の普及

5 危険物施設の指導

遠賀郡消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設の所有者及び管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。

また、消防法の規定による立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

6 資機材等の整備及び点検

消防車両や資機材等の整備充実を図るとともに、事業所等とも連携し、整備点検を進める。

7 消防水利の整備

地域の実状に応じた自然水利の活用検討等を進めるとともに、市街化区域を流下する水路の防災水路化改修を促進など計画的に消火栓、防火水槽の整備に努める。

8 消防団の強化

教育訓練の充実や団員の確保に努め、消防に関する知識及び技能の習得について訓練を行い、消防団の強化を図る。

9 林野火災に強い地域づくり

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、火災警報の発令、住民及び入山者への火災警報の周知徹底、火入れの協議、たき火等の制限等を行う。

なお、「遠賀町火入れに関する条例」に基づく申請については、気象庁の気象予報等を参考にしながら許可するものとし、火入れの場所が隣接自治体に近接するときは、関係自治体に通知する。

また、気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導するとともに、特に必要と認める時は、町長は、期限を限って、一定区域内のたき火、喫煙を制限する。

第3節 応急活動体制の整備

第1 情報の収集伝達体制の整備

総務課・企画政策課

防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化を図るため、住民、町、県関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、非常用電源設備の整備、通信施設等及び運用体制の整備改善を図る。通信施設等は、防災業務に有効に利用できるよう定期的に点検し、災害が発生した場合に備える。

また、住民、町職員等に警報等が確実に伝わるよう、伝達手段の多重化、多様化を図る。

1 通信施設の整備

(1) 無線通信施設の整備

災害現場からの情報収集及び住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者への情報伝達等のため、町防災行政無線の伝達訓練を行うとともに、通信方法の習熟、聞こえ難い地区の把握・改善、施設の整備、移動系防災行政無線局等の充実等、災害時の通信体制の整備強化に努める。

(2) 避難所との通信手段の整備

指定避難所である学校等へ町職員を派遣し、町防災行政無線により避難所との双方向通話訓練を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備強化に努める。

(3) 通信機能確保のための措置

災害時の通信機能を確保するために、町防災行政無線の非常電源及び予備電源の確保、通信機器の固定や浸水の影響を受けない場所への移動等の措置を行うとともに、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）や町ホームページや公式LINE、遠賀町災害情報配信サービスを活用した電話・ファックス・メール配信、緊急速報メールの活用、広報車の活用等、情報伝達手段の多様化・多重化を推進する。

(4) 新しい情報通信設備の検討

情報通信技術の高度化に伴い、AI・IoT・クラウドコンピューティング技術・ソーシャルメディアの活用や、衛星通信の活用等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、災害時に有効な通信手段の導入に努める。

2 通信連絡体制の整備

災害時に円滑な通信連絡体制を確立するため、日頃から夜間や休日の運用体制の確立を含む通信連絡体制の整備を図る。

(1) 非常時通信体制の強化

災害発生時に、一般加入電話等が使用できなくなった場合においても、早期に災害対策本部等が機能できるよう、非常通信体制の整備充実に努める。

また、災害時等における非常通信の適正な運用と、関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常時通信運用の検討

災害が発生したとき又はそのおそれがあるときに備え、大規模停電時も含め住民等への情報提供や災害情報の収集等の円滑な運用方法を検討する。

(3) 緊急地震速報・津波警報等の受信伝達体制の整備

気象庁から発せられる緊急地震速報、震度速報等の地震情報及び大津波警報・津波警報・注意報の受信、伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。

- 緊急地震速報対応行動や津波に対する警戒呼びかけ基準、避難指示の基準の職員に対する周知及び大津波警報・津波警報・注意報等の種類等への習熟を図る。
- 研修、訓練等により、大津波警報・津波警報・注意報等の迅速・的確な受信伝達方法に習熟しておく。
- 気象官署や観測機器から入手した情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結びつけられるよう、情報の読み取り・判断能力を向上させる。

(4) 被害情報等の収集管理体制の整備

県、町及び防災関係機関で地震による被害情報が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等体制の確立に努める。

初動期には、人命の安全確保を目的として、要救出現場数、出火件数、津波被害状況、二次災害箇所の情報を収集し、意思決定に反映させる必要がある。そのため、情報収集担当地域体制、参集職員からの被害情報の集約体制、住民等からの通報内容の分析・反映体制、関係職員・関係機関間の情報の共有体制を整備する。

(5) 放射線等モニタリング情報の収集体制の整備

平時から、国、県、その他モニタリング関係機関と緊密な連携を図り、放射線発生

源、近隣情報を含むモニタリング情報の収集体制を構築するとともに、原子力災害が発生した場合に、住民等への確かな情報を継続的に提供できるよう、情報提供体制の整備を図る。さらに、住民等からの問い合わせに対応する方法、体制等について定めておく。

また、県が実施する緊急時モニタリングへの協力を行うための体制を整備する。

第2 応急体制の整備

総務課・企画政策課・産業振興課

1 県への応援要請体制の整備

県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

2 他自治体との相互協力体制の整備

平常時から、近隣自治体や関係機関との大規模災害に備えた相互応援協定等の協力体制の推進に努める。そのため、福岡県消防相互応援協定等に基づく消防相互応援の体制整備を推進する。

また、大規模災害時には近隣自治体も同時に被災することが有り得るため、「全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定書」をはじめとする、県外等遠隔地自治体との相互応援協定等を推進するとともに、相互応援を円滑にするための支援・受援計画の策定等を行う。

3 自衛隊との連携体制の整備

防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

4 民間団体等との協定締結の促進

災害時に町内事業所等から応急対策に関する協力が得られるよう、あらかじめ業務内容、協力方法等について協議し、体制整備に努める。

5 受援体制の確立

大規模災害時に、円滑に他自治体や防災関係機関から応援を受入れる体制づくりを「遠賀町災害時受援計画（令和2年3月）」に基づき取り組む。

応援職員等の執務スペースの確保を行う際には感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。

なお、町は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を避難場所とすることが困難であり、かつ、住民等の生命又は身体を災害から保護するため住民等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、住民等の受入れについて、県内の他の市町村長に協議することができる。

6 災害対策本部体制の整備

(1) 初動体制の整備

参集基準、連絡手段の確保等、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、職員参集メールを活用した安否確認訓練や非常時参集訓練等の実施に努める。また、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員初動マニュアルを作成し、職員への周知を図る。

災害発生時に幹部職員に迅速・確実に連絡が可能なように、幹部職員への防災行政無線（移動系無線）等の配備を推進する。

(2) 災害対策本部の代替機能の確保

災害により町役場が被災し、災害対策本部としての機能が維持できなくなるケースを想定し、遠賀町食育交流・防災センターに代替施設を確保し、通信機能や非常用電源施設、再生可能エネルギーの活用等災害対策本部として有すべき機能を備えるよう努める。

また、災害対策本部室・事務局室は、浸水の影響を受けない場所に確保するよう努めるとともに、自衛隊、消防、警察等の関係機関の職員を収容できるよう必要な空間の確保に努める。

(3) データのバックアップの確保

町役場の浸水や火災等により町が所有するデータが失われ、応急対策・復旧活動や復旧後の行政事務に支障をきたすことがないように、住民情報や税情報等のデータのデジタル化と分散保存によるデータのバックアップを進める。

7 災害救助法の運用体制の整備

大規模災害の場合は、災害救助法が適用されるが、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともに、資料を整備しておくものとする。

8 広報・広聴体制の整備

住民に対して迅速かつ正確な広報を実施するために必要な体制を整備する。その際、要支援者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者、車中泊、テント泊等の避難者等情報が入手困難な被災者を考慮した広報体制を整備するよう努める。

また、被災者の要望、苦情等を把握し、効果的な災害対策の実施につなげるとともに、相談・情報提供の窓口を設置し、様々な相談に適切に対応するための体制を整備する。併せて、適時に適切な情報伝達を行えるようマニュアルの整備にも努める。

9 気象等観測体制の整備

県及び関係機関が行う気象等観測体制の整備に協力する。

10 農業災害予防体制の整備

災害等による農産物等への災害を未然に防止するため、防災意識の普及及び防災訓練の実施等の予防措置に努めるものとする。

また、農地及び農業用施設の災害防止を図るため、防災基盤の整備について、県と連携を図りながら進めていく。

第3 二次災害の防止体制の整備

地震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物や被災宅地等の危険度判定を行うための体制を整備する。

1 震災消防体制の整備

(1) 消防施設等の耐震化

消防庁舎の耐震化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等の充実を図る。

(2) 消防水利の強化

地震による火災に備え、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、学校プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化と適正配置に努める。

(3) 遠賀郡消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化

平常時から遠賀郡消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 市町村相互の応援体制の強化

福岡県消防相互応援協定等に基づく消防相互応援の体制整備を推進する。

(5) 火災予防査察の強化

消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

(6) 住民に対する啓発

地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

2 地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

土地・家屋等の二次災害を防止する体制を整備するとともに、災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うとともに災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

(1) 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者の登録等を推進する。

(2) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、県による応急危険度判定体制整備に対応して、被災時の連絡体制の確保に努める。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、地震等による二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度判定士の登録の推進及び被災時の連絡体制の確保等に努める。

3 危険物施設等災害予防対策

遠賀郡消防本部は、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、地震発生時の安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

第4 救出救助体制の整備

総務課

1 救出救助体制の整備

(1) 住民・自主防災組織等における救出救助体制の整備

災害発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出救助活動は、地域と一体となった活動が重要であることから、自主防災組織や消防団、地域ボランティア組織と連携した救出救助体制の整備を推進する。

(2) 町及び遠賀郡消防本部における救出救助体制の整備

町及び遠賀郡消防本部は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。また、救出用資機材を計画的に整備するとともに、重機等については災害時協力業者の所有する機材を借り上げる等協力体制を整備する。

また、医療機関との連携体制を整備する。

2 自主防災組織等の活動能力の向上

自主防災組織等に対し、救出救助方法の習熟等を推進する。

また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する災害時協力業者等との連携も図る。

3 消防団の活動能力の向上

消防団への教育指導を推進し、災害時の救出救助活動能力の向上に努める。

4 現場従事者の安全確保

消防団員等現場従事者の安全を確保するため、安全装備品の整備と現場における相互通信機能の確保や情報伝達手段の多重化を進めるとともに、遠賀郡消防本部等との連携、避難・救助活動、防災施設の操作、退避等に関するルール・指針を整備する。

5 惨事ストレス対策

関係機関等と連携し、救助・救急、医療、又は消火活動を実施する団員等の惨事ストレス対策の実施に取り組む。

第5 医療救護体制の整備

健康こども課

災害時の医療救護が、その負傷の程度に応じて迅速かつ的確に実施されるよう、医療機関等と連携し、必要な体制の整備を推進するとともに、災害により医療の機能が停止することがないように対策を講じる。

また、病院等の医療機能の維持が困難になった場合に、入院患者の受け入れが円滑に行われるよう、関係団体と協議しながら施設間の協力体制の整備に努める。

1 医療体制の整備

(1) 宗像・遠賀保健福祉環境事務所、遠賀中間医師会との連携強化

大規模災害時には、宗像・遠賀保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能する。町は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施するため、遠賀中間医師会と協議・調整し、救護班の編成等医療体制の整備を図るとともに、連携強化のため、連絡体制の整備を図る。

(2) 長期的医療体制の整備

避難所や被災地を巡回する巡回医療や、こころのケア対策を推進するため、保健師等の災害時におけるケア体制の整備を図るとともに、保健師・医師等の受入れ体制を整える。

2 医薬品・医療資機材の整備

遠賀中間医師会や遠賀・中間薬剤師会、関係事業者と協定を締結する等、応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材を確保する。

3 住民等の自主的救護体制の整備

大規模地震時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となる場合に備え、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等に対応する必要があること周知し、自主的救護体制の整備を働きかける。

4 傷病者等搬送体制の整備

遠賀郡消防本部は、県、医療機関と連携して、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、広域災害・救急医療情報システムの活用等により後方医療機関等との情報連絡機能を確保する。このため、適切な後方医療機関への搬送経路を検討する。県及び町は災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

第6 輸送体制の整備

総務課・行政経営課・建設課

1 緊急輸送路の確保、周知

災害時の緊急輸送を効果的に実施するため、道路の復旧作業に必要な資機材及び車両等を調達できる協力体制を整備する。また広報紙等により、住民に対して自家用車使用の自粛や、災害発生時に運転していた車両の措置方法等の周知を図る。

2 車両、燃料等の調達体制の整備

災害時の物資や被災者の緊急輸送を円滑に実施するため、運送事業者等との協定の締結等により、輸送体制の整備に努め、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。また、災害時の応急対策活動に使用する車両、燃料の調達体制を整備する。

3 緊急通行車両の事前届出

災害発生時、災害対策基本法第76条により、車両の通行の禁止又は制限をすることができる。

災害時の混乱した現場において、緊急通行車両が迅速に動くことができるよう、災害時に使用する災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある緊急通行車両について、あらかじめ県公安委員会に事前届出を行う。また、患者搬送や道路啓開など行政機関等の活動のための車両（規制除外車両）について、事前届出を行うよう周知を図る。

事前届出済証を適正に保管するとともに、事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

4 物資集配拠点の整備

災害時の物資集配の拠点となる施設（地域内輸送拠点）を指定・点検し、輸送車両の進入ルート、駐車場所等について定める。

その際は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用する。

5 臨時ヘリポートの指定

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターの発着場となる臨時ヘリポートを、施設管理者等の協力を得て指定する。

第7 避難体制の整備

総務課

住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、町防災計画等において避難誘導計画を策定し、計画的な避難対策の推進を図る。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

また、災害応急対策計画に示す避難対策の活動方法・内容の習熟を図る。

1 避難誘導体制の整備

(1) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の情報等の発令の対象区域、判断基準や伝達方法等を定め、的確な発令・伝達ができる体制を整備する。緊急安全確保又は避難指示を発令又は解除する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定し、それら以外の河川等についても、氾濫により命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等が発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害に関するメッシュ情報等を用いて発令範囲をあらかじめ設定する。この時、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって住民等にとってわかりにくい場合が多いことから、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲などをまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

また、気象警報、避難指示、予防的避難の重要性等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

その際には、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 安全な避難誘導體制の確立

安全な避難誘導體制が取れるよう、住民等への避難情報の連絡体制を構築するとともに、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があり、避難行動要支援者の安全な避難誘導のため、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域に設定するなど自主防災組織等との連携を図る。

また、原則徒歩で避難する等、避難誘導方法について広報等を通じ、住民の理解に努める。

(3) 施設管理体制の整備

災害時における指定緊急避難場所、指定避難所の開設及び運営を円滑に行うため、指定避難所等の開設・運営の手順・方法等を示す避難所運営マニュアルを策定し、関係者で共有し、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。

避難所運営マニュアルに基づき、管理責任者をあらかじめ定める、複数箇所での鍵管理や、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等運営体制を整備するとともに、避難者カード等指定避難所運営に必要な書類を整備しておく。

なお指定避難所の運営にあたっては、指定管理施設が指定避難所となっている場合は指定管理者との間で役割分担等を定め、女性の視点を踏まえた避難所運営を行うための女性リーダーの育成、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」及び遠賀町が作成した「災害時におけるペットの避難」を参考にしたペット同行避難について避難所運営マニュアルへの反映に努める。

また、ボランティア等の連携が重要となることから、ボランティアの受入れ体制を整える。

(4) 広域避難体制の整備

円滑な広域一時滞在及び広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民(以下「広域避難者」という。)の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努める。

また、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた計画を定め、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで広域避難を実施するよう努める。

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努め、確実に要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築する。

2 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

地震・洪水等による災害の危険が切迫した緊急時において、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は広場等を、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性、過去の教訓等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害種別に応じて指定緊急避難場所として指定する。指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、周知するよう努める。

(2) 指定避難所等の指定

避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設として、想定される災害の状況、人口の状況、地域的な特性や過去の教訓、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策、その他の状況を勘案し、一定の基準（災害に対して安全な構造を有する施設、周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所、迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するもの）に適合する公共施設等をその管理者の同意を得た上で、災害種別に応じて指定避難所として指定する。なお、指定避難所は指定緊急避難場所を兼ねることができる。

また、要配慮者の円滑な利用を確保するための体制が整備されている施設を福祉避難所として指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。学校における指定避難所運営に関しては、県等と連携し、適切な協力体制の構築に努める。併せて、指定避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討する。

■指定緊急避難場所、指定避難所

区分	概要
指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ○居住者等が洪水等による災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所 ○小中学校、公民館、その他の公共施設を災害種別に応じて指定 ○特定の災害において、避難することが適切でないことがある場合はその周知を図ることが必要
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○災害により避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設 ○想定される災害の影響が少ない立地にある小中学校、公民館、その他の公共施設を指定（洪水の浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域内に立地している施設は極力避ける）
福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所での生活に支障をきたすおそれがある等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者が安心して生活できる体制を整備した避難所 ○高齢者福祉施設や障害者福祉施設を指定

■その他の緊急避難場所

避難ビル	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な津波や洪水が発生した際に緊急的に避難することができる建物 ○浸水想定区域内にある3階建て以上の建物で、構造上安全が確保でき、避難者を受入れる空間やその部分への避難経路を有する建物を、民間施設を含めて指定
広域避難地	<ul style="list-style-type: none"> ○地震や大規模な火災等の災害時の屋外の避難地 ○おおむね1ha以上の公園等を指定

注) 指定緊急避難場所への避難が困難な場合の避難場所として、その他の緊急避難場所を町独自に設けている。

■指定緊急避難場所・指定避難所

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複	想定収容人数 (3.3㎡/人)
			洪水	崖崩れ、土石流	及び地滑り	地震	津波		
1	遠賀町ふれあいの里	浅木2-31-1	○	○	○	○	○	●	1,287人
2	障害者支援センターさくら	浅木3-18-33	○	○	○	○	○	●	241人
3	遠賀中学校第1体育館	大字別府200	○	○	○	○	○	●	398人
4	遠賀南中学校(体育館)	大字上別府652	○	○	○	○	○	●	367人
5	遠賀高校(体育館)	大字上別府2110	○	○	○	○	○	●	670人
6	尾崎公民館	大字尾崎859	○	○	○	○	○		103人
7	別府公民館	大字別府3207	○	○	○	○	○		115人
8	上別府公民館	大字上別府1625	○	○	○	○	○		118人
9	若葉台公民館	若葉台2-7	○	○	○	○	○		34人
10	虫生津公民館	大字虫生津705-1	○	○	○	○	○		94人
11	緑ヶ丘公民館	虫生津南15-11	○	○	○	○	○		33人
12	芙蓉公民館	芙蓉1-8-1	○	○	○	○	○		122人
13	遠賀霊園管理事務所	大字虫生津1714-1	○	○	○	○	○	●	79人
14	遠賀中学校校舎	大字別府200	○	○	○	○	○	●	1,605人
15	遠賀南中学校校舎	大字上別府2110	○	○	○	○	○	●	1,348人
16	島門小学校校舎	大字鬼津1058		○	○	○	○		1,298人
17	広渡小学校校舎	大字広渡1930		○	○	○	○		1,031人
18	浅木小学校校舎	浅木2-3-7		○	○	○	○		1,201人
19	島門小学校(体育館)	大字鬼津1058		○	○	○	○	●	277人
20	広渡小学校(体育館)	大字広渡1930		○	○	○	○	●	277人
21	浅木小学校(体育館)	浅木2-3-7		○	○	○	○	●	277人
22	遠賀町民体育館	田園2-3-1		○	○	○	○	●	228人
23	田園公民館	田園2-3-1		○	○	○	○		108人
24	島津公民館	大字島津634		○	○	○	○		56人
25	若松公民館	大字若松2316-1			○	○	○		73人
26	鬼津公民館	大字鬼津1845-8		○	○	○	○		68人
27	松の本公民館	松の本4-6-1		○	○	○	○		138人
28	今古賀公民館	大字今古賀548		○	○	○	○		106人
29	千代丸公民館	大字別府2470-2				○	○		25人

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複	想定収容人数 (3.3㎡/人)
			洪水	崖崩れ、土石流	及び地滑り	地震	津波		
30	遠賀川公民館	遠賀川2-6-35		○	○	○	○		116人
31	旧停公民館	旧停2-1-8		○	○	○	○		78人
32	新町公民館	遠賀川3-32-1		○	○	○	○		53人
33	中央区公民館	広渡1-20-7		○	○	○	○		57人
34	広渡公民館	広渡1-1748-1		○	○	○	○		128人
35	道官集会所	大字広渡2456		○		○	○		50人
36	木守公民館	大字木守1586-1		○	○	○	○		107人
37	東和苑公民館	浅木2-22-7		○	○	○	○		63人
38	浅木公民館	浅木2-30-14		○	○	○	○		130人
39	老良公民館	大字老良326		○	○	○	○		78人
40	遠賀町中央公民館	大字今古賀513		○	○	○	○	●	732人
41	遠賀川漕艇場	大字島津339-1		○	○	○	○	●	298人
42	遠賀郡消防本部	大字広渡1639		○	○	○	○		866人
43	遠賀コミュニティーセンター	大字広渡23-6		○	○	○	○	●	742人
44	遠賀町立図書館	大字今古賀513		○	○	○	○	●	434人
45	今古賀ポケットパーク	大字今古賀513		○	○	○	○		97人
47	今古賀イベント・交流広場	大字今古賀528-1		○	○	○	○		1,361人
48	広渡防災広場	大字広渡1951		○	○	○	○		727人
49	別府運動広場	大字別府4085		○	○	○	○		8,788人
50	老良記念碑広場	大字老良350-6		○	○	○	○		343人
51	ふれあい広場	浅木2-2405-1		○	○	○	○		1,704人
52	今古賀中央公園	大字今古賀235-2		○	○	○	○		3,258人
53	おんがみらいテラス	遠賀川1-1-2		○	○	○	○		514人

(3) 指定避難所の機能の整備

施設の耐震性等の安全性を確保するとともに、災害発生時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、マンホールトイレを含めた仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備のほか、空調、洋式トイレ等は要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備や、電力容量の拡大に努める。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

また、避難生活の環境を保つため、ライフライン等の整備を図るとともに、避難者と町職員及びボランティア等の連携を図る。更に指定避難所の円滑な運営を図るため、近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。災害により指定避難所等が被災した場合に備え、電気設備や空調設備の応急復旧に関し事前に所要の協定を締結する。

併せて、避難者に対し、継続的な災害情報、食料や生活物資の配給情報、家族や知人の安否情報等の必要な情報が正確かつ迅速に伝えられるよう、情報収集や伝達のための仕組みの構築を図る。

(4) 福祉避難所の充実

要配慮者のための避難所として、運営委員や資機材の確保等、福祉避難所としての機能の充実と、医療機関との連携を図る。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、福祉避難所の指定にあたっては、要配慮者の意見等を反映するとともに、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を策定し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

3 避難路の整備

住民等が安全に避難できるよう、地域から避難所へ通じる避難路の整備を図る。なお、防災マップ等を活用しながら、住民が避難路の確認をできるよう支援を行う。

■避難路の整備項目

- 十分な幅員を確保し、歩道や階段の整備を図る。
- ブロック塀等の倒壊がないよう避難路の安全化に努める。
- 避難誘導標識を設置する。

4 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の周知

災害時に的確な避難が行われるよう、住民に対し、誘導標識、案内図、表示板等の案内板の設置、町広報紙や町ホームページによる周知、防災マップの配布、防災訓練、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定したホームページやアプリケーション等を通じて、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の周知に努める。

また、原子力災害時にあらかじめ定めている受入れ市町での受入れが困難になり、本町が避難先として避難者を受け入れる場合に備え、指定避難所としてあらかじめ指定し、避難方法等と合せて住民等への周知に努める。

5 学校、病院等における避難計画の作成

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の管理者は、災害発生時の避難の計画を作成する等、避難対策の万全を図る。

6 多様な避難状況の把握

指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう福岡県避難所運営マニュアル作成指針に基づき、車中泊・テント泊等の指定避難所以外の避難者を把握・支援する。

また、自主防災組織等の地域住民を対象に、NPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努める。また、多数の車中泊等を行う被災者の発生を想定し、避難所等に近接する駐車場（防災広場）等の整備を図る。

第8 要配慮者（避難行動要支援者）の避難対策

総務課・福祉課・健康こども課

県、町、避難行動要支援者が利用している社会福祉施設や病院等の管理者は、災害等からの要配慮者等の安全確保に一層努める。

県、町、施設の管理者は、相互に連携するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関係者、近隣住民、福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考に、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別計画の策定に努め、要配慮者等を支援する体制の整備等要配慮者の安全確保を図る。

1 町地域防災計画に定めるべき事項

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

2 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供

町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、防災計画の定めるところにより、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

名簿に掲載し、プラン作成の対象者となる避難行動要支援者は、次の各号のいずれかに該当し、在宅者で災害時に自力で避難することが困難な者とする。

■避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ①介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態において、要介護3以上の判定を受けている者
- ②身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ③療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳で障害の程度が重度（総合判定A）の判定を受けた者
- ④障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第52条の規定により自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けているひとり暮らしの者
- ⑤精神保健及び障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ⑥福岡県特定疾患治療研究事業実施要綱に定める対象者で特定疾患医療受給者証を有する者
- ⑦その他、町長が必要と認める者

■避難行動要支援者名簿の記載事項

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| ○氏名 | ○生年月日 |
| ○性別 | ○住所又は居所 |
| ○電話番号その他の連絡先 | ○避難支援等を必要とする事由 |
| ○その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項 | |

■避難行動要支援者名簿の利用・提供等

情報の収集	<p>○町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p> <p>○町は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。</p>
名簿情報の利用	<p>○町は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p>
名簿情報の提供	<p>○町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、警察署、消防署その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。</p> <p>○上記により提供する名簿情報に記載する事項は、氏名、住所、年齢、生年月日、性別、電話番号その他の連絡先、その他町長が必要と認める事項とする。</p> <p>○町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。</p>
名簿情報を提供する場合における配慮	<p>○町は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
秘密保持義務	<p>○名簿情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>

■避難行動要支援者名簿の作成に用いる台帳・名簿

- ①住民基本台帳
- ②要介護認定者台帳
- ③身体障害者手帳交付台帳
- ④療育手帳交付台帳
- ⑤自立支援医療費（精神通院）支給認定者名簿
- ⑥精神障害者保健福祉手帳交付台帳

■避難支援等関係者となる者

- ①町
- ②自主防災組織（自治会）
- ③民生委員・児童委員

■個別避難計画の作成

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、遠賀町避難行動要支援者支援避難支援プラン等に基づき、地域住民や福祉事業者等と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成に努める。

■個別避難計画に記載する事項

○氏名	○緊急時連絡先
○生年月日	○災害時に必要な支援等
○性別	○心身の状況
○住所又は居所	○かかりつけの医療機関
○行政区	○避難支援者（氏名、住所、電話番号、支援内容）
○同居家族	○担当民生委員
○電話番号	○その他町長が必要と認める事項

■個別避難計画の利用・提供等

情報の収集	○町は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 ○町は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対し、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。
個別避難計画情報の利用	○町は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
個別避難計画情報の提供	○町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。ただし、個別避難計画情報を提供することについて本人（当該個別避難計画情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。 ○上記により提供する個別避難計画情報に記載する事項は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、避難支援等実施者（氏名、住所、電話番号）、避難場所、避難経路、その他町長が必要と認める事項とする。 ○町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。
個別避難計画情報を提供する場合における配慮	○町は、個別避難計画情報を提供するときは、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
秘密保持義務	○個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 在宅の要配慮者等対策

(1) 避難行動要支援者支援体制の整備

自主防災組織への防災教育等を通じて、災害時における避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導等、地域全体での避難行動要支援者の避難体制づくりに努める。

また、災害時における避難指示等の情報伝達手段の検討や、介護福祉士等避難行動要支援者に対応する人員の確保等、避難行動要支援者の支援体制を確立する。

(2) 防災設備の整備

在宅の一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がいのある人等の安全を確保するため、避難行動要支援者を対象者に含める等緊急通報システムの充実、強化に努める。

また、県とともに、在宅者（要配慮者を含む）の安全性を高めるため、住宅用防災機器等の設置等の推進に努める。

(3) 防災知識の普及等

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等、防災知識や避難方法等の普及を図る。

4 社会福祉施設、病院等に対する対策

(1) 施設・防災設備等の整備

県とともに、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者に対し、建物の耐震化等施設の安全確保、防災設備等の整備、施設機能維持のための備蓄（水、72時間の事業継続が可能となる電力、医薬品、非常用電源等）を働きかける。

(2) 組織体制の整備

県とともに、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者に対し、あらかじめ防災組織を編成し、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を整備するよう指導する。

また、近隣住民等との連携を密にし、災害時に自主防災組織の協力を得て、連携して要配慮者等の安全確保を図る協力体制の整備を働きかける。

(3) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者に対し、施設の職員や入所者に災害時の行動に関する知識を高めるための防災教育を実施し、施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた防災訓練の実施に努めるよう働きかける。

(4) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者等利用施設の指定

浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者が洪水時や、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地、洪水予報等の伝達手段について、あらかじめ定める。

■洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設

名称・所在地	※資料編に記載
洪水予報等の伝達手段	メール配信システム(RAIDEN)を利用したメール、防災無線放送(同報系)、広報車、報道機関、町HP、町公式LINE、遠賀町災害情報配信サービス(電話・メール・FAX)、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」

5 その他避難行動要支援者に対する対策

(1) 就学前児童・学校等の対策

県とともに、就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所・認定こども園等の管理責任者を指導・支援し、災害時における乳幼児の安全確保の体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。また、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

(2) 外国人等への支援対策

県とともに、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。また、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化(JISで規定された避難場所等に関する災害種別図記号の使用等)に努める。

災害発生時に外国人の迅速な被害状況把握を行うため、関係団体等との情報連絡体制をあらかじめ整備する。

6 要配慮者等への訓練の実施

避難が必要な際に要配慮者等に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、地域住民が参加して要配慮者を福祉避難所まで誘導する訓練を実施するなど、要配慮者等が確実に、円滑に避難できるよう努める。

第9 給水体制の整備

総務課

1 水の確保

水道施設の耐震化や緊急遮断弁等の整備を行い、被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備し、災害時の水を確保する。

また、大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行うなど、生活用水の確保について事前の備えを推進する。各家庭において普段から風呂の水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）等、生活用水の確保について啓発を行う。

2 給水体制の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資機材の整備・充実を中間市上下水道局に働きかける。

また、災害時に給水体制を維持するために、水道工事業者等への協力を行い、給水体制を維持する。

さらに、災害時における水の安定供給を図るため、北九州市と福岡都市圏を結ぶ北部福岡緊急連絡管の活用を検討する。

3 家庭における備蓄の促進

広報紙、防災パンフレット等により、住民、事業所等に対して、自宅や職場における非常用飲料水（最低3日分、3リットル／人・日）の備蓄を奨励、指導する。

第10 災害ボランティアの活動環境等整備

総務課

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時からボランティアの自主性を尊重しつつ、地域団体、NPO・ボランティア等との連携を密にするとともに、ボランティア活動支援やリーダーの育成、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努めるものとする。

1 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

■災害ボランティアの役割

生活支援に関する業務	専門的な知識を要する業務
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者家屋等の清掃活動 ・現地災害ボランティアセンター運営の補助 ・避難所運営の補助 ・炊き出し、食料等の配布 ・救援物資等の仕分け、輸送 ・高齢者、障がいのある人等の介護補助 ・被災者の話し相手・励まし ・被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去 ・その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所等での医療、看護 ・被災宅地の応急危険度判定 ・外国人のための通訳 ・被災者へのメンタルヘルスケア ・高齢者、障がいのある人等への介護・支援 ・アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ・公共土木施設の調査等 ・その他専門的な技術・知識が必要な業務

2 災害ボランティアの受入体制の整備

町は、災害ボランティアの受入体制づくりについて、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練、活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援に努める。

また、町防災計画において、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（災害時における現地災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じマニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努める。

3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害が発生したらボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及びボランティア本部の運営役として、平常時から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行う。

町は、社会福祉協議会と連携し、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努める。

また、県と協力して、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める。

第11 食料、生活物資の供給体制の整備

総務課

大規模な災害に備え、必要とされる飲料水、食料、生活必需品、非常用電源、燃料その他の物資について物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておく。

備蓄数量：現状 300 人×3 日⇒県の備蓄基本計画を参考に設定

■ 自助・共助・公助による備蓄目標量

	現物備蓄	調達(流通備蓄) 他県等からの支援
住民	3日分	
町	1日分以上	
県	1/3日分 ※大量に必要で全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物については、調達による確保可能数も含め1/3日分を備蓄	1日分
他県等からの支援		1日分

1 備蓄倉庫及び物資の整備

備蓄を行うに当たっては、町内の各備蓄倉庫への分散備蓄を推進する。物資等の調達・供給は、時間経過とともに変化するニーズ、要配慮者等のニーズ、男女のニーズの違い等に配慮して行うとともに、在宅での避難者等への供給に努める。

食料については、高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等に特に配慮する。

2 物資の供給体制の整備

災害時、物資等の確保のため、北九州農業協同組合等大量の在庫を保有する事業所から優先的供給を受けることができるよう、協力業務の内容、協力方法等について協議を進める。

また、災害時の燃料の確保や物資等の確保・輸送のため、民間事業者等と災害時の物資供給の協定を締結するとともに平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

さらに、必要とされている物資をできるだけ確実に被災者に届けられるよう、避難所毎に必要な物資の種類及び数量を順次把握し、供給者に伝達できる仕組みを構築する。

3 食料供給体制の整備

災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食料の供給体制を整備する。平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

4 家庭、事業所等の備蓄の推進

住民、事業所等に対し、広報活動を通じて、最低3日分の食料、生活物資の備蓄を奨励、指導する。なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者が必要とする物資については、本人、家族、介護者がその確保に努めるよう啓発する。

5 住宅の確保体制の整備

自宅居住ができなくなった住民に公営住宅の空き家を提供できるように空き家状況を把握し、公営住宅の受入れに係る課題の共有・連携強化を実施するとともに、民間賃貸住宅を応急住宅として活用するため、事前の協定を検討する。

また、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成する。

第12 防疫・清掃体制の整備

1 防疫体制の整備

総務課・住民課

災害により浸水した地域や避難所等においては、感染症等の発生を予防するため、消毒等の防疫活動が必要となることから、迅速に消毒薬剤の確保ができる体制整備を進める。

また、散布資機材についても、農家の所有する散布機の利用を検討する。

2 し尿・ごみ・がれき等の処理体制の整備

(1) 災害廃棄物処理計画の整備

災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所でのごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画を策定し具体的に示す。

(2) 仮設トイレの確保

下水道施設の被災によりトイレが使用できなくなった地域や避難所に災害用仮設トイレを配備できるよう、町が仮設トイレ・携帯仮設トイレを保有するほか、仮設トイレを保有する災害時協力業者、レンタル業者等との協力体制を整備し、仮設トイレを確保できる体制を確立する。

(3) ごみ・がれき等処理体制の整備

災害時に大量に発生するごみ・がれき等（災害による建物の消失、流失倒壊等の損壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートが等を指す）を迅速に処理するために、収集・運搬・処理体制を確立する。

また、短期間でごみ・がれきの処分が困難な場合に備えて、他の応急対策活動への支障、環境衛生への支障、搬入や分別・処分等の利便性等を勘案し、ごみの仮置場の候補地をあらかじめ選定し、搬送路の検討を行っておく。

(4) 応援協力体制の整備

し尿・ごみ・がれきの収集処理を委託する業者や、応援を求める業者、団体等と応援協力体制を整備する。

また、し尿・がれきの処理については、処理施設を有する他自治体との協力体制を確立する。

第13 農業災害の予防

産業振興課・建設課

暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の予防措置を講じる

- 地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害の回避又は軽減を図るため、ため池や用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。
- 大規模災害時の農作物等の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。
- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を回避するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。
- 大規模災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済等への加入を促進する。

第14 複合災害の予防

総務課・産業振興課・建設課

浸水と土砂災害等、複数の災害が同時又は連続して発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる複合災害の発生の可能性を認識し、備えを充実する。

後発災害の発生が懸念される場合等を想定し、要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請する等を事前に検討しておくものとする。

第15 帰宅困難者支援体制の整備

1 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

2 帰宅困難者対策の実施

帰宅困難者により避難や緊急車両の通行、救助隊の活動等が妨げられないよう、「帰宅困難者の発生の抑制」、「発生した帰宅困難者の迅速な収容」、「円滑な帰宅の促進」のための対策を実施する。

帰宅困難者への対応は、「公助」だけでなく、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠となるため、むやみに移動を開始しないことの啓発、事業所等における備蓄、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設の提供、帰宅支援、駅前等での混乱防止等について事業所、住民等へ周知を行う。

第16 液状化災害対策

1 液状化対策の調査・研究

県及び防災関係機関と連携して、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

2 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して下記のように考えられる。

①液状化発生の防止（地盤改良）

地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

②液状化による被害の防止（構造的対応）

発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

③代替機能の確保（施設のネットワーク化）

施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

3 液状化対策の普及・啓発

県及び防災関係機関と連携して、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

第17 業務継続計画

1 業務継続性の確保

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため、業務継続計画を策定する。

また、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

2 町におけるBCP

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、「町長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理」（以下「重要6要素」という。）について定める。

第18 南海トラフ地震臨時情報への対応

1 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ沿いにおける大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価され、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表される。

■「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

■「南海トラフ地震臨時情報」の種類と発表する条件及び災害応急対策をとるべき期間

発表時間	種類	発表する条件	災害応急対策を取るべき期間
地震発生等から5～30分程度	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 	

発表時間	種類	発表する条件	災害応急対策を取るべき期間
地震発生等から最短で2時間程度	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(※4)8.0以上の地震が発生したと評価した場合	県及び関係市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(最大クラス(M9クラス)の南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	○監視領域内(※1)において、モーメントマグニチュード(※4)7.0以上の地震(※3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	県及び関係市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
	南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

情報収集に努めるとともに、気象庁からの後続の発表について注意する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

情報収集に努め、関係各機関及び住民等に対し情報発信を行い、必要な対策、準備を実施するように呼びかけるとともに、必要に応じて警戒体制を整え、情報共有を図る。

警戒体制については、第4章第1節「応急活動体制」に準ずる。

■遠賀町防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	町庁舎(建物損壊等の場合は遠賀町食育交流・防災センターに移設する)
	現地対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊駐屯地	遠賀総合運動公園
	ボランティアセンター	遠賀町ふれあいの里
医療救護	地域災害医療情報センター	宗像・遠賀保健福祉環境事務所
	医療救護所	指定避難所等
	地域災害拠点病院	遠賀中間医師会おんが病院
交通輸送対策	県緊急輸送路	国道3号、北九州芦屋線、宮田遠賀線、浜口遠賀線
	臨時ヘリポート	島門小学校グラウンド、遠賀中学校グラウンド、遠賀南中学校グラウンド、遠賀総合運動公園
避難対策	指定避難所	災害予防計画の指定避難所参照
	指定緊急避難場所	災害予防計画の指定緊急避難場所参照
	避難ビル	災害予防計画の避難ビル参照
	広域避難地	遠賀総合運動公園、遠賀霊園
要配慮者対策	福祉避難所	遠賀町ふれあいの里、障害者支援センターさくら
生活救援	備蓄拠点	町備蓄倉庫、遠賀町食育交流・防災センター、尾倉・若葉台地区浄化センター
	物資集配拠点	遠賀コミュニティーセンター、遠賀町中央公民館、遠賀町食育交流・防災センター
	給水拠点	指定避難所等
	炊き出し場所	遠賀町食育交流・防災センター、学校の家庭科室、公民館等
	被災者相談窓口	町庁舎
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	緑ヶ丘北部地区町有地
清掃活動	がれきの仮置場	別府広場
遺体対策	遺体安置所	遠賀体育センター
	火葬施設	天生園
水防対策	水防(資機材)倉庫	町備蓄倉庫、遠賀町食育交流・防災センター、尾倉・若葉台地区浄化センター

※本部となりうる防災拠点施設について、新設や改修の際には、国土交通省耐震化基準の1.5倍の係数を用いて整備する。

第3章 風水害災害応急対策計画

第3章 風水害災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 職員の動員配備

総務連絡班

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。(配備要員は必要に応じて増減する。)

■ 配備基準【風水害】

組織	配備	配備基準	主な活動内容	配備要員
予防体制	風水害等 予防配備	※ 参集前は原則、自宅待機 ○ 町内に、大雨、洪水、波浪、高潮の注意報が発表され、今後、警報になり得ると判断したとき ○ 防災安全係から参集を受けたとき ○ その他、総務課長が必要と認めたとき	○ 気象情報等の収集、伝達 ○ 学校関係の情報収集・警戒予防活動 ○ 各公共施設の管理	風水害等 予防配備要員 (総務課長、 防災担当職員)
災害警戒本部	風水害等 第1配備	○ 町内に、大雨、洪水、暴風、波浪、高潮の警報が発表されたとき なお、大雨注意報において、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合も判断材料とする。 ○ その他、総務課長が必要と認めたとき	○ 水害、土砂災害等に関する情報収集・伝達及び対応 ○ 各公共施設等の運営確認、対応決定 ○ 自主避難所の開設・運営	風水害等 第1配備要員 (主な課長、 主な災害応急 対策関係職員)
災害対策本部	風水害等 第2配備	○ 台風の進路等により全庁的な警戒体制が必要になったとき ○ 第1配備で対処できないとき ○ 町内の一部に被害が発生したとき ○ その他、町長(本部長)が必要と認めたとき	○ 被災箇所の情報収集 ○ 局地的な応急対策活動 ○ 避難所の開設・運営 ○ 避難所情報等、災害情報の随時発信	風水害等 第2配備要員 (各班で定める職員)
	風水害等 第3配備	○ 町内に相当規模の被害が複数発生したとき ○ 第2配備で対処できないとき ○ 特別警報が発表されたとき ○ その他、町長(本部長)が必要と認めたとき	○ 気象情報等の収集、伝達 ○ 町の組織及び機能のすべてによる応急対策活動 ○ 避難所の運営・受入支援 ○ 全職員による災害対応	第3配備要員 (全職員)

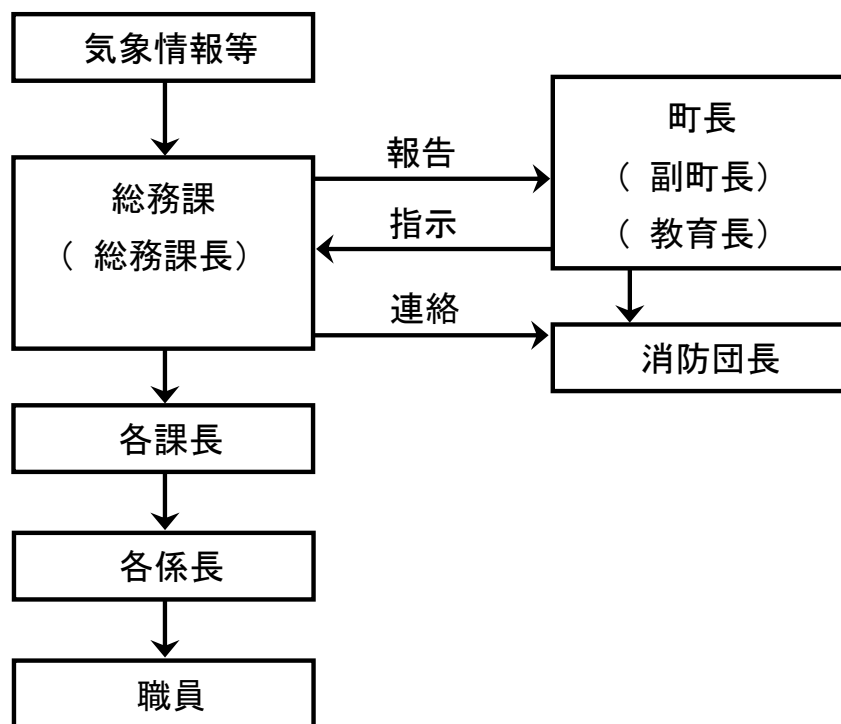
※各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。

※町職員は、気象庁や遠賀町ホームページ、防災メールまもるくん(福岡県)等から気象情報を収集し、ライデンでの参集に備え、可能な限り自宅待機する。

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、勤務時間外（夜間、休日も含む。）において、前記の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき又は推定されるときは、当該職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。



3 参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。

交通の途絶等で参集が困難なときは、最寄りの指定避難所に参集し、参集場所を所属課長に報告後、指示を仰ぐ。

4 参集の報告

参集した職員は、所属課長に参集報告を行う。

各課長は、課内の参集状況を取りまとめ、各班長に報告する。各班長は班内の参集状況を取りまとめ、総務課長に報告する。総務課長は、職員の参集状況を取りまとめ、町長に報告する。

5 配備職員

各配備体制における配備職員は、次のとおりとし、必要に応じて増減するものとする。

■各課の配備体制【風水害】

課名	予防体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制	
	風水害等 予防配備	風水害等 第1配備	風水害等 第2配備	風水害等 第3配備
総務課	課長 防災担当職員	指定された職員	指定された職員	全職員
行政経営課		課長 施設管理職員	指定された職員	
企画政策課		課長 広報担当職員	指定された職員	
住民課		課長 指定された職員	指定された職員	
税務課		課長 指定された職員	指定された職員	
福祉課	課長	指定された職員	係長以上	
健康こども課		課長 指定された職員	指定された職員	
産業振興課	課長 指定された職員	指定された職員	指定された職員	
都市計画課		課長 指定された職員	指定された職員	
建設課	課長 指定された職員	指定された職員	指定された職員	
駅周辺都市整備推進室		室長	指定された職員	
会計課		課長	指定された職員	
生涯学習課		課長 施設管理職員	指定された職員	
学校教育課	課長	指定された職員	係長以上	
議会事務局		局長	係長以上	

■配備基準【風水害】

風水害等	配備体制
大雨、洪水、波浪、高潮 注意報等発令状況により	予防配備
各種警報発令から（本部判断により小規模な被害が予想される）	第1配備
各種警報発令から（本部判断により大規模な被害が予想される）	第2配備
各種警報発令から（本部判断により重大な被害が予想される）	第3配備

注) この基準は、災害発生時の目安であり、本部の判断により配備体制が変更される可能性がある。

第2 災害警戒体制

総務連絡班

1 災害警戒本部の設置

次の基準のいずれか1つに該当し、必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、風水害等警戒配備の第1配備体制として配備基準に定める職員を配備する。

■災害警戒本部の設置基準

- 町内に、大雨、洪水、暴風、波浪、高潮の警報が発表されたとき
- その他、総務課長が必要と認めたとき

2 指揮の権限

災害警戒本部の基準を満たした場合、災害警戒体制を取り、総務課長が指揮を行う。

3 災害警戒本部の活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- 気象情報等及び災害情報の収集、伝達
- 警戒予防活動
- 各公共施設の管理
- 関係機関との連絡調整

4 災害警戒体制の解除

予想された災害の危険が解消したと認められるとき、また、被害拡大等により災害対策本部へ移行したときは、災害警戒本部を廃止する。

第3 災害対策体制

総務連絡班

1 災害対策本部の設置

次の基準のいずれか1つに該当し、必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置し、風水害対策体制の第2、3配備体制として配備基準に定める職員を配備する。

■災害対策本部の設置基準

- 町内の河川において氾濫危険水位を超えることが確実になったとき
- 遠賀町に土砂災害警戒情報が発表されたとき
- 全庁的な警戒体制が必要となったとき
- 町内の数箇所では被害が発生したとき

なお、以下の基準に該当する場合は全職員を配備する第3配備とする。

- ◇ 特別警報が発表されたとき
- ◇ 災害の規模が相当に拡大する恐れのあるとき
- ◇ 大規模な災害が発生したとき
- ◇ その他、町長（本部長）が必要と認めたとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、庁舎内に置く。また、本部会議室及び本部室を設置するとともに、関係機関連絡室、自衛隊等応援機関が事務を行うための事務室、記者発表を行うプレスルーム等を設けるよう努める。
- 災害対策本部を設置したときは、役場正面玄関及び本部室前に標識を掲示する。
- 災害対策本部での活動を遂行するため、災害対策本部関係者以外の出入りについては行わないようにする。
- 役場が浸水や建物損壊等により機能を全うできないときは、町長の判断により、災害対策本部を移設する。

災害対策本部の移設先

○遠賀町食育交流・防災センター

2 現地災害対策本部

被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部の概要は、次のとおりとする。

■現地災害対策本部の概要

- 現地災害対策本部の責任者は、副町長とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

3 災害対策本部の廃止

災害発生後における応急対策が完了したと認められるとき又は予想された災害の危険が解消したと認められたときは、災害対策本部を廃止し、必要に応じて災害復旧・復興本部に移行する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各課	庁内放送、メール等
関係機関	防災行政無線、メール、一般電話等
住民等	広報車、報道機関等、防災行政無線(同報系)、町HP、町公式LINE、遠賀町災害情報配信サービス(電話・メール・FAX)、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」
報道機関	メール、一般電話、口頭、文書等

第4 災害対策本部の運営

総務連絡班

1 指揮の権限

災害対策本部の指揮は町長が行う。なお、町長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

なお、次の代行順位にて災害対策本部の設置及び指揮を行うことができない場合には、総務連絡班の協議により代行者を決める。

■代行順位

第1順位 副町長

第2順位 総務課長

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりとする。ただし、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行等により、交代要員の確保を図る。

本部長	町長	○災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長	○本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	教育長、総務課長、行政経営課長、企画政策課長、産業振興課長、税務課長、住民課長、福祉課長、健康こども課長、都市計画課長、建設課長、駅周辺都市整備推進室長、生涯学習課長、学校教育課長、会計課長、議会事務局長、消防団長	○本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
班長	本部長が指名	○本部長の命を受け、班の事務を処理する。
班員	本部長が指名	○本部長の命を受け、災害対策事務に従事する。

3 災害対策本部会議

本部長（町長）は、必要に応じて災害対策本部会議を開催し、災害応急対策等の決定等を行う。

■本部会議の開催時期

- 災害対策本部設置時
- その他本部長が必要と認めたとき

■本部会議の構成員

- 本部長
- 副本部長
- 本部員
- 総務課（事務局）

■協議事項

- 被害状況の把握
- 応急対策活動の調整
- 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止
- 自衛隊、県、他自治体及び関係機関等への応援要請
- 警戒区域の設定、避難の指示
- 災害救助法の適用
- 応急対策に要する予算及び資金
- 国、県等への要望及び陳情
- その他災害対策の重要事項

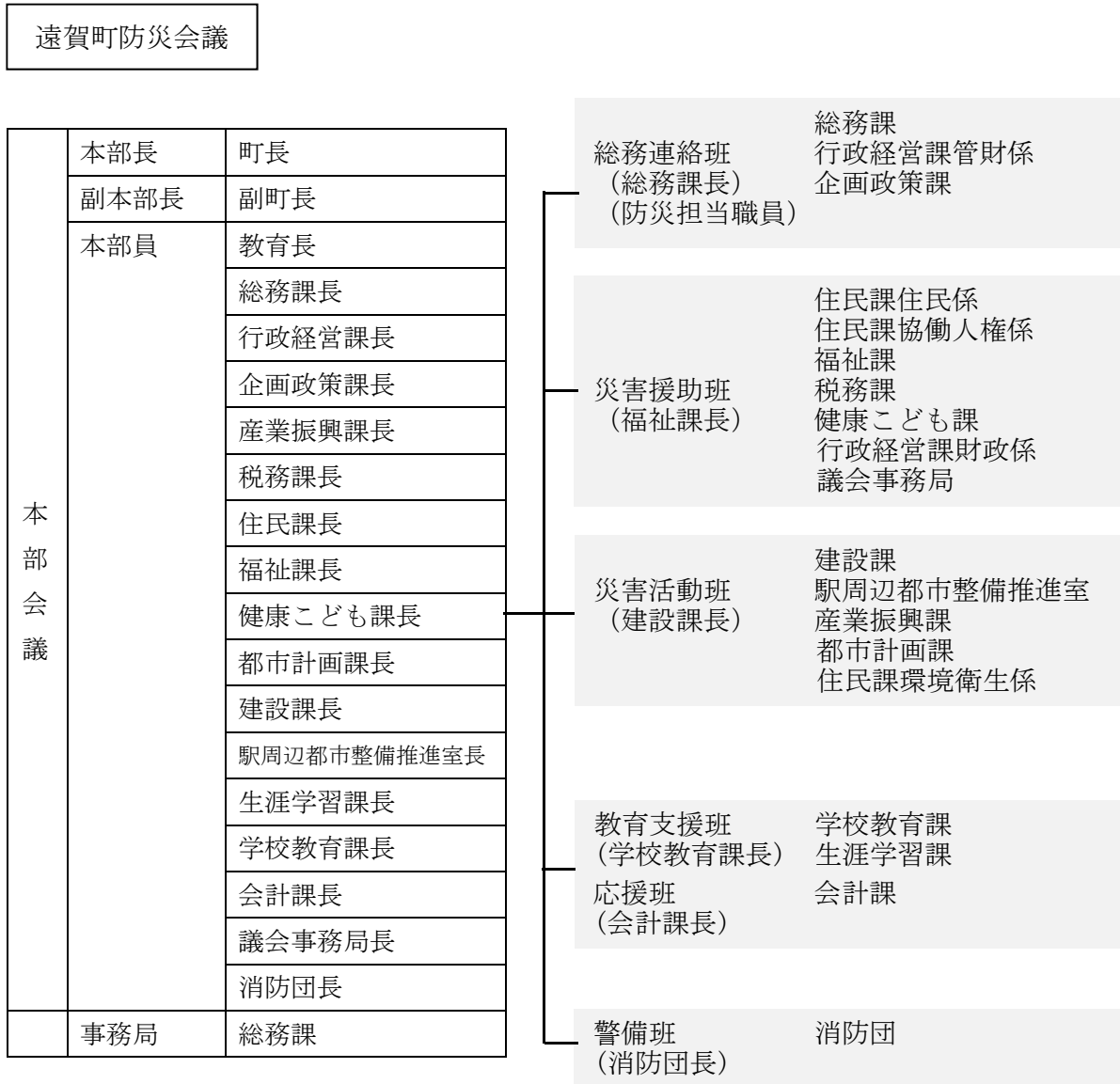
4 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、折尾警察署、ライフライン機関等で構成する連絡室を防災安全係に設置し、災害対策本部との連携を図る。

5 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、「遠賀町災害対策本部の事務分掌」のとおりとし、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

■遠賀町災害対策本部組織図



■遠賀町災害対策本部の事務分掌

注1) 初動は災害警戒又は発生～2日目まで、応急は3日目～7日目まで、復旧は8日目以降に開始し、各々終息するまで実施

注2) ◎は特に優先度が高く、優先的に行うべき事項

注3) 大規模災害時の初動活動は、全職員体制で対応する

主担当 対策班名	初 動	応 急	復 旧	分掌事務	副担当 対策班名
総務連絡班	◎			気象情報等の収集、伝達	
	◎			職員の動員配備	
	◎			消防団員の動員	警備班
	◎			避難情報の発令	
	◎			避難所、避難場所の確保及び開設要請	災害援助班、教育支援班
	◎			災害対策本部の事務(設置・廃止、庶務)	
	◎			災害対策本部会議に関する事務	
	○			警戒区域の設定	災害活動班
	○			各班との連絡調整	
	○			県、関係機関との連絡・調整	
	○			住民組織(自主防災組織等)との連絡	
	○			国、県、関係機関への被害状況等の報告・通知	
	○			通信機能の確保、情報システムの復旧	
	○			自衛隊派遣要請、受入れ・連絡調整	
	○			県、他市町村等への応援要請、連絡調整	
	○			災害広報	災害援助班
	○			報道機関への協力要請、報道対応	災害援助班
	○			災害時の車両・燃料・電源の確保	
	○			緊急通行車両の確認申請	
	○			災害に関する写真、ビデオ等による記録	災害援助班
	○			帰宅困難者対策	
			○	本部の食料、飲料水等の確保	
			○	災害救助法の適用申請、関係資料の作成等	
			○	公共施設、公共空地の利用調整	
			○	広域避難者の受入れ調整	
			○	災害復旧計画	災害活動班
			○	罹災証明書の発行	災害援助班
			○	見舞者等への応接	
			○	復興計画の企画立案	災害活動班
			○	防災会議	

主担当 対策班名	初 動	応 急	復 旧	分掌事務	副担当 対策班名
災害援助班	◎			要配慮者の安否確認、避難支援	総務連絡班、警備班
	◎			旅行者等の安全確保	総務連絡班、警備班
	◎			緊急避難場所の開設、避難所の開設及び運営	教育支援班
	○			行方不明者等の調査	
	○			避難所の要配慮者の支援、福祉避難所の確保	教育支援班
	○			被災者の確認	
	○			食料、飲料水及び生活物資の確保、支給	総務連絡班
	○			緊急輸送	
	○			県保健福祉環境事務所、医師会との連絡調整	総務連絡班
	○			医療救護所の設置及び医療救護活動の支援	総務連絡班
	○			医薬品、医療資機材の確保	総務連絡班
	○			遺体の収容・安置・埋葬及び納棺用品等の確保	総務連絡班
	○			議員への災害関連情報の伝達	
		○		物資集配拠点の設置	総務連絡班
		○		炊き出しの実施、支援	
		○		救援物資の受入れ、仕分け等	災害活動班
		○		災害ボランティアセンターの運営	
		○		被災者相談	総務連絡班
		○		被災者の健康と心のケア対策	教育支援班
			○	義援金の受入れ、保管、配分	応援班
			○	災害弔慰金等の支給	応援班
			○	遺失物	
			○	被災者への各種支援	総務連絡班
		○	住家の被害認定	災害活動班	
		○	災害応急対策に係る財政措置		
災害活動班	◎			風水害、土砂災害の警戒活動	警備班
	◎			避難道路及び輸送道路の確保	警備班
	○			交通情報の収集、道路規制	総務連絡班
	○			道路、河川等の障害物の除去	警備班
	○			臨時ヘリポートの設置	総務連絡班
	○			仮設トイレの設置	総務連絡班
		○		防疫活動	
		○		被災建築物の応急危険度判定	
		○		被災宅地の危険度判定	
		○		民間建築物の被害調査	
		○		公共施設の応急対策	総務連絡班、災害援助班、教育支援班
		○		し尿・ごみの処理	

主担当 対策班名	初 動	応 急	復 旧	分掌事務	副担当 対策班名
		○		被災地の防疫	
		○		動物の保護・収容	
災害活動班			○	被災宅地の応急処置	
			○	応急仮設住宅の供給及び被災住宅の応急修理	
			○	応急仮設住宅の入居者選定	災害援助班
			○	災害廃棄物の処理	総務連絡班
教育支援班	○			園児、児童、生徒の安全確保、安否確認、避難支援	災害援助班、警備班
			○	応急教育、応急保育	
応援班			○	見舞者等への応接	
			○	義援金の受入れ、保管、配分	
			○	災害弔慰金等の支給	
警備班	◎			消火活動	
	◎			水防活動	
	◎			救助活動	
	◎			救急活動	
	◎			避難誘導	総務連絡班
	◎			行方不明者の捜索	
各班共通	○			所管施設、所管事項の被害調査、応急対策	
	○			本部調整に基づく所管事項に関する業者等への協力要請	
		○		本部の指示、調整に基づく本部内の各班応援	

第2節 情報の収集伝達、災害警戒

第1 気象情報等の収集伝達

総務連絡班・警備班

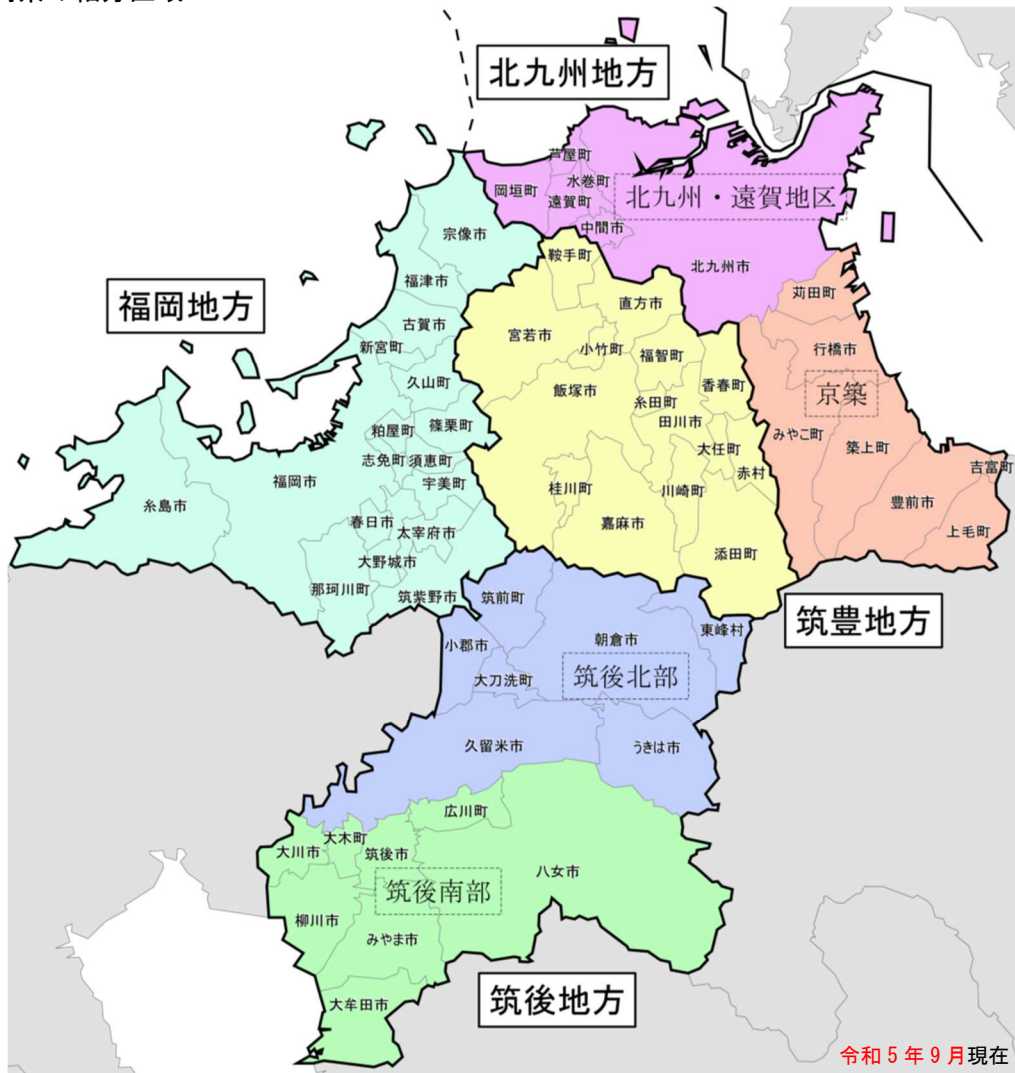
1 気象情報

(1) 気象情報の収集

福岡管区気象台等から発表される気象関連情報の種類、内容は次のとおりであり、気象に係るすべての特別警報・警報・注意報を市町村単位で発表している。

県から伝達された情報については、夜間・休日においても、防災担当職員へ確実に伝達できる体制を確保する。

■福岡県の細分区域



■遠賀町の気象情報（特別警報、警報、注意報）発表基準

【特別警報】

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

【警報】

現象の種類	基準(令和5年6月8日現在)
大雨	(浸水害)表面雨量指数基準 33 (土砂災害)土壌雨量指数基準 122
洪水	流域雨量指数基準 西川流域=17.5、戸切川流域=7.5 指定河川洪水予報による基準 遠賀川下流部[中間]
暴風	平均風速 20m/s
暴風雪	平均風速 20m/s 雪を伴う
大雪	12時間降雪の深さ 10cm

【注意報】

現象の種類	基準(令和5年6月8日現在)
大雨	表面雨量指数基準 12 土壌雨量指数基準 93
洪水	流域雨量指数基準 西川流域=14、戸切川流域=6 指定河川洪水予報による基準 遠賀川下流部[中間]
強風	平均風速 12m/s
風雪	平均風速 12m/s 雪を伴う
大雪	12時間降雪の深さ 3cm
雷	落雷等により被害が予想される場合
濃霧	視程 100m
乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%
なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上
低温	夏期: 平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上 続くと予想された場合 冬期: 沿岸部で最低気温が -4℃以下又は内陸部 -7℃以下
霜	11 月 20 日までの早霜、3 月 15 日からの晩霜 最低気温 3℃以下
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で気温 -2℃~2℃、湿度 90%以上
記録的短時間 大雨情報	(1時間雨量)福岡県 110mm

【用語解説】

※表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数

※土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数

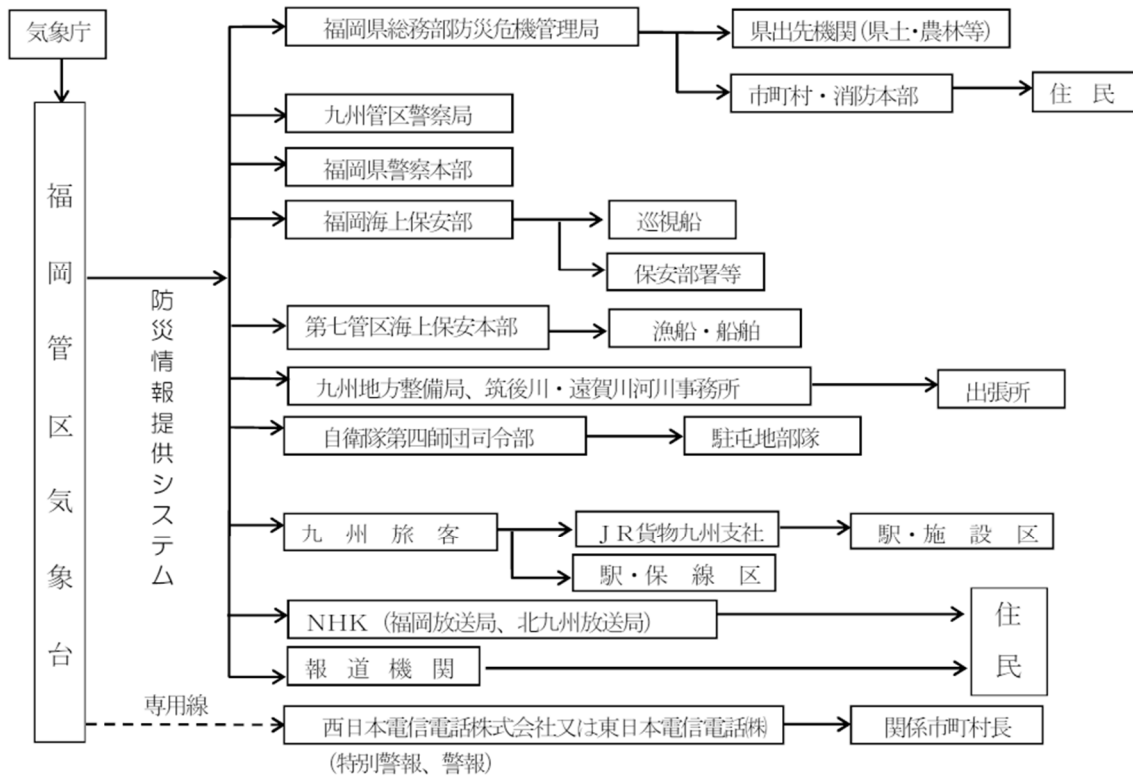
※流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数

【大雨警報・洪水警報の危険度分布等】

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した</p> <p>「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。</p>

■ 気象情報伝達系統図

県（知事）は福岡管区气象台等が発表する災害に関する予報もしくは警報等を直ちに、県防災行政無線により、町及び遠賀郡消防本部等の関係機関に伝達する。



※注 指定河川洪水予報については、別途水防計画による

(2) 気象情報の住民等への伝達

伝達された気象情報は、関係住民に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに多様な手段を用いて住民等に伝達する。

2 洪水予報・水防警報等

(1) 洪水予報

洪水予報は、あらかじめ指定した河川について、福岡管区气象台と九州地方整備局（河川事務所）又は県とが共同して洪水予報及び警報を行うものである。本町においては、遠賀川が洪水予報河川である。

洪水予報には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の4つがある。

町長（水防管理者）は、県知事から洪水予報の通知を受けた場合は、その予報の内容に応じて、消防団への水防活動の指示、住民に対する必要な情報の提供や避難指示等の発令等、適切な対応を行う。

■洪水予報の発表基準と町及び住民に求める行動

洪水予報の種類	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階	警戒レベル
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生	氾濫水への警戒を求める段階	警戒レベル5 相当
氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる、あるいは氾濫危険水位に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 ※氾濫危険水位：越水・溢水に関する市町村長の避難指示等の発令判断の目安と位置づけ	警戒レベル4 相当
氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階 ※避難判断水位は避難準備情報発表の目安として位置づけ	警戒レベル3 相当
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階	警戒レベル2 相当

出典：気象庁、福岡管区气象台ホームページ

注) 「市町村・住民に求める行動の段階」欄の※印の記載は、「避難情報に関するガイドライン」を基に追記。

(2) 水防警報

水防警報は、水防法の規定により、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表である。

町長は、県知事から水防警報の通知を受けたときは、消防団に待機、準備又は出動の措置をとらせる。

河川に係る水防警報発令の段階を次のとおり定める。

待機	水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するとき、又は再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき
出動	水防機関が出動する必要があるとき
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき

(3) 特別警戒水位（避難判断水位）到達情報

特別警戒水位は、水防法の規定により、国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）については、特別警戒水位（避難判断水位）を設定し、河川の水位がその水位に達した場合、関係機関等への通知等を行うものである。本町においては西川が水位周知河川である。

町長は、避難判断水位到達情報の通知を受けたときは、「避難情報に関するガイドライン」に従い、避難指示等の発令等適切な対応を行う。

3 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長による防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応の支援及び住民の自主避難の判断等への利用を目的として、県と福岡管区气象台が共同で発表する防災情報である。土砂災害警戒情報は警戒レベル4に相当する情報である。

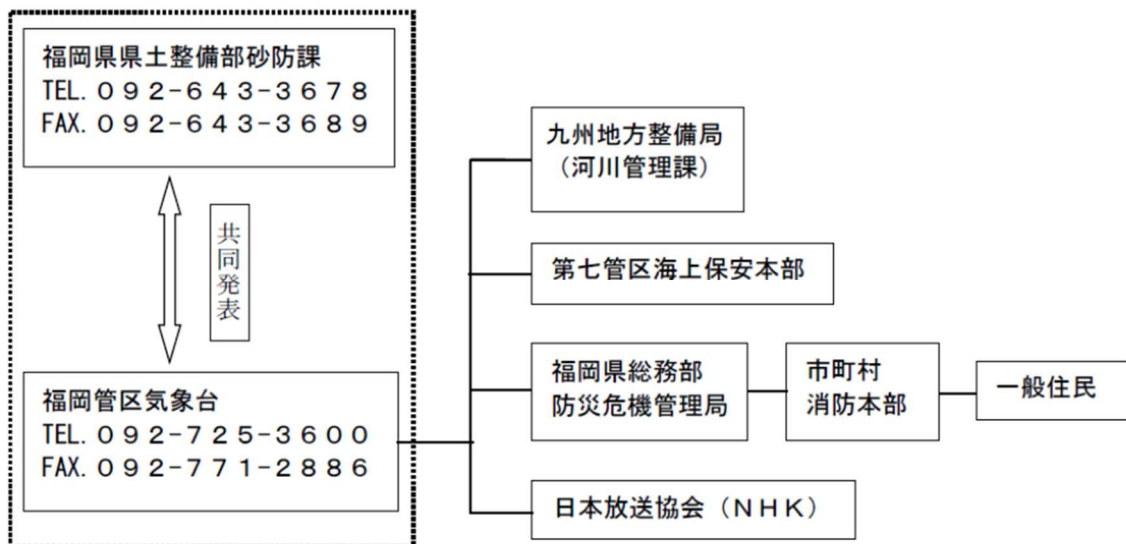
土砂災害警戒情報を補足する情報として、福岡県では土砂災害危険度情報が5kmメッシュ単位及び1kmメッシュ単位で表示される。また、気象庁ホームページでは「土砂災害警戒判定メッシュ情報」を確認することができる。

町長は、土砂災害警戒情報の通知を受けたときは、「避難情報に関するガイドライン」に従い、土砂災害危険度情報等を参考に高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令等、適切な対応を行う。

■土砂災害危険度情報（福岡県）

レベル	危険度
注意(警戒レベル2相当)	土砂災害への注意が必要な状況
警戒(警戒レベル3相当)	土砂災害への警戒が必要な状況
危険(警戒レベル4相当)	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況
災害切迫(警戒レベル5相当)	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。 土砂災害が既に発生している可能性が高い状況

■土砂災害警戒情報の伝達



4 異常現象

災害が発生するおそれのある異常な現象の通報を受けたとき、町長は、福岡管区気象台、県総務部防災危機管理局及びその他関係機関に通報しなければならない（災害対策基本法第54条第4項）。

■異常現象

- 局地的豪雨、竜巻、強いひょう等
- 地割れ、亀裂、落石等
- 放置すれば決壊の恐れがある堤防の水漏れ

5 火災気象通報

福岡管区気象台は、消防法第22条に基づき、火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を火災気象通報として県知事に通報し、直ちにこれを町長に通報する。

■通報の基準

- 「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とする。なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。
 - ※「乾燥注意報」の基準：実効湿度60%以下かつ最小湿度40%以下
 - ※「強風注意報」の基準：平均風速12m/s以上

6 火災警報

町長は、県知事から火災気象通報を受けたとき、また、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令することができる。

第2 通信体制の確保

総務連絡班

1 通信機能の確保と統制

災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じているときは、発電機の運転、修理等の回復措置を行う。

	主な通信手段	災害対策本部からの主な通信先
有線	一般加入電話・FAX	関係機関等
	有線放送	住民
無線	県防災行政無線 (福岡県防災・行政情報通信ネットワーク)	県、遠賀郡消防本部、県内自治体
	町防災行政無線 (移動系・同報系)	災害現場等、住民
インターネット等	町ホームページ 町公式LINE 遠賀町災害情報配信サービス	関係機関等、住民
口頭	連絡員による伝令 (文書携行)	各班、町内関係機関等

2 窓口の統一

関係機関等との連絡に使用するために、電話ごとに連絡責任者を定め、窓口を統一する。

3 代替通信機能の確保

所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 災害時優先電話の利用

発信のみ優先扱いとなる災害時優先電話の指定を受け、優先的に町から住民や県等の関係機関への通信の確保を図る。導入に当たっては、災害対策本部の場所との関係を踏まえた設置場所の選定、発信用電話と着信用電話を分けること、災害時優先電話番号は外部に公表しないことに留意する。

(2) 他機関等の無線設備の利用

災害発生時における応急措置の実施上、緊急かつ特別の必要があるときは、N T T等の通信事業者が設置する有線もしくは無線設備を使用することができる。

なお、利用できる通信設備は、警察通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備のほか、九州総合通信局からの移動通信機器の無償貸与等を利用する。

また、電子メール等を活用するとともに、アマチュアの無線局等も利用することができるよう検討を進める。

第3 風水害、土砂災害の警戒活動

総務連絡班・災害活動班・警備班

1 災害警戒本部の設置後の警戒活動

本町に大雨洪水警報が発令される状況になった場合、風水害や土砂災害に対する危険性を抑えるため、災害警戒本部を設置し、警戒活動を行う。

■活動内容

- 気象情報等の収集伝達
- 河川、がけ崩れ等の危険箇所の警戒巡視
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への気象情報等の伝達、自主防災組織への警戒の呼びかけ
- 水門操作などの対応

2 災害対策本部の設置後の警戒活動

町内の河川において氾濫危険水位を超えることが確実になったとき、遠賀町に土砂災害警戒情報が発表されたとき、町内の数箇所で風水害が発生したとき、又は町内全域にわたる被害が発生し、住民等に対する危険性が予想されるとき、被害を最小限に抑えるため、災害対策本部を設置し、次の警戒活動を実施する。

■活動内容

- 気象情報等の収集伝達
- 河川、ため池、がけ崩れ等の危険箇所の警戒巡視
- 被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への気象情報等の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

3 二次災害防止活動

降雨等による二次的な水害・土砂災害、建築物被害の危険を防止するため、危険箇所の点検を行っておくものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関が住民に周知を図り、土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

さらに、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第4 初期情報の収集

総務連絡班

1 初期情報の収集

災害の被害を拡大せず、初期活動を円滑に行うことができるよう、初期情報の収集活動に努める。また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

被害が甚大で調査が困難な場合、自衛隊、九州地方整備局、消防機関等のヘリコプターにより情報収集する。

また、スマートフォン等の端末で撮影した写真等を位置情報と併せて整理できる福岡県災害情報収集システムを活用した情報収集に努める。

■初期情報の収集方法

担当	情報収集の方法	
各職員	勤務時間内	初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	参集する際に見聞きした内容を報告する。
総務連絡班	県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。	
	自主防災組織等と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。	
災害活動班	被災地の現地調査を行い、災害情報を収集する。	

2 初期情報の調査項目

災害当初において、災害状況を判断するため、次の項目の情報収集に努める。

■調査項目

- 人的被害(行方不明者の数を含む。)
- 建物被害
- 火災の発生状況
- 浸水・土砂災害等の発生状況
- 避難の指示の状況、警戒区域の指定状況
- 住民の行動・避難状況
- 医療救護関係情報
- 道路・橋りょう被害による通行不能路線・区間
- 交通機関の運行状況
- 電気・水道・ガス等の生活関連施設の状況
- 応急対策の実施状況
- 県への要請事項
- その他必要な被害報告

※行方不明者数については、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡するものとする。

第5 被害調査

災害援助班・災害活動班・各班

1 被害の調査

災害発生時の応急処置のために必要な情報収集及び調査を行う。

大規模な災害が生じた場合、災害の危険性が解消した段階で、地区別に被害調査を行う。地区別調査報告を踏まえ、町域全体の被害状況の把握を行う。

被害調査は、福岡県災害調査報告実施要綱に基づき実施する。各班を構成する課が所管業務に関する項目に係る調査を行う。

■調査項目

- | | |
|--------------|--------------------|
| ○人的被害 | ○道路・橋りょう被害 |
| ○住家被害 | ○河川被害(堤防、護岸等) |
| ○住家以外の民間建物 | ○砂防施設被害 |
| ○農地の流出・冠水被害 | ○清掃施設被害(ごみ・し尿処理施設) |
| ○農林施設被害 | ○通信施設被害 |
| ○文教施設被害 | ○下水道施設被害 |
| ○医療施設被害 | ○電気・ガス・水道施設被害 |
| ○社会福祉施設被害 | ○罹災世帯数・罹災者数 |
| ○教育施設被害 | ○農産被害、林産被害、畜産被害 |
| ○社会教育・文化施設被害 | ○商工被害 |
| | ○その他 |

2 住家の調査

調査の実施体制を早期に確立し、住家被害認定調査を実施する。その調査結果は、罹災台帳として整理し、罹災証明書の基本資料とする。

罹災台帳の作成に当たっては、被災者支援システムの有効活用等、被災者情報を一元的に管理するよう努める。

第6 災害情報のとりまとめ・報告

総務連絡班

各種情報は、次の点に留意してとりまとめるとともに、本部長に報告する。

活動期	留意点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の全体像の把握 ○現在の被害の状況 ○未確認情報の把握
応急活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○町全体の被害の状況 ○事項ごとの詳細な内容の整理

1 県への報告

災害情報は、災害の全体像の把握を行った後に、福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。

また、県へ報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）に報告する。

区分	内容	様式
災害概況即報 (即報)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生直後の被害の第1次情報であり、災害が発生したとき直ちに行う。 ○報告内容に変化があればその都度報告を行う。 	第1号
被害状況報告 (即報)	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況が判明次第、報告を行う。 ○報告後、毎日10時、15時までに報告を行う。 	第2号
被害状況報告 (詳報)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生後、5日以内に報告を行う。 	第2号 第3号
被害状況報告 (確定報告)	<ul style="list-style-type: none"> ○応急対策終了後、15日以内に報告を行う。 	

2 防災関係機関への通知

災害情報をとりまとめたときは、直ちに防災関係機関へ通知し、応援の必要性を連絡する。

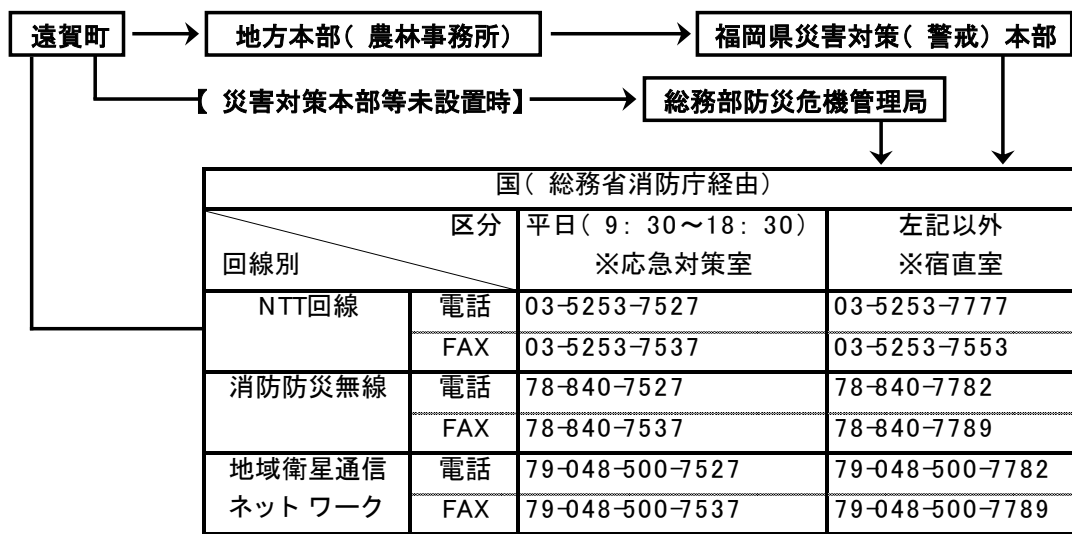
第7 国への被害報告

総務連絡班

火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁応急対策室）に報告する。

その後速やかに、「火災・災害等即報要領」に基づいて被害状況を報告するものとする。

■町から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図



第3節 災害広報・広聴

第1 広報活動

総務連絡班・災害援助班

広報活動に必要な情報を収集し、あらゆる手段を活用して広報活動を行う。なお、情報の入手が困難な要配慮者に配慮する。併せて、災害に関する写真、ビデオ等による記録も行う。

なお、災害時における人的被害（死者、安否不明者、行方不明者）の公表時期については町、県、警察の三者で調整する。

時期	手段	内容
災害発生直後	町防災行政無線 (移動系・同報系) 遠賀町災害情報配信サービス エリアメール 広報車 有線放送等 ホームページ・メール・ソーシャルメディア テレビ・ラジオ・Lアラート 福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」等	○気象情報 ○災害に関する注意報・警報・特別警報及び指示等 ○避難の指示等 ○指定避難所の設置 ○被害の状況 ○電話自粛 ○住民のとるべき措置、二次災害への備え ○自主防災活動の要請
応急対策活動時	町防災行政無線 (移動系同報系) 遠賀町災害情報配信サービス エリアメール 広報車 公共施設・避難所等への掲示 災害広報紙等 ホームページ・ソーシャルメディア テレビ・ラジオ・Lアラート等	○被害の状況、気象情報 ○安否情報 ○交通状況・ライフライン施設の被害状況、復旧の見通し ○応急対策の概況、応急復旧の見通し ○住民のとるべき防災対策 ○相談窓口 ○食料・飲料水の供給等 ○生活必需品の給与又は貸与 ○応急仮設住宅の供与 ○その他必要な事項

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

総務連絡班・災害援助班

1 放送要請

放送協定に基づき、県を通じて放送要請を行う。

要請先	○県、又は緊急やむを得ないときは県内の各放送局へ		
要請事由	○災害が発生し、又は発生のおそれがあり、次のいずれにも該当する場合 ○事態が切迫し、避難の指示や警戒区域の設定等について、情報伝達に緊急を要すること ○通常の伝達手段では対応が困難で、伝達のための特別な必要があること		
要請内容	○放送要請の理由	○放送事項	○放送を行う日時及び放送系統 ○その他必要な事項

2 情報提供

報道機関に対し、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。発表については、本部長又は副本部長が行い、避難情報、災害の種類、発生場所、日時、状況、災害応急対策の状況等について発表する。

なお、避難所等においてプライバシーを侵害するような取材の自粛を要請する。

第3 住民等からの問合せ・相談への対応

総務連絡班

住民からの災害に関する多様な照会に対応するとともに、災害関連の相談窓口を設置し、被災者等からの相談又は要望事項を把握し、その解決に努める。

第4節 応援要請

総務連絡班

第1 自衛隊

町長は、天災地変その他災害に際して、人命及び財産を保護するため、緊急かつ、自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき、又は災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

ただし、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、自衛隊はその事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

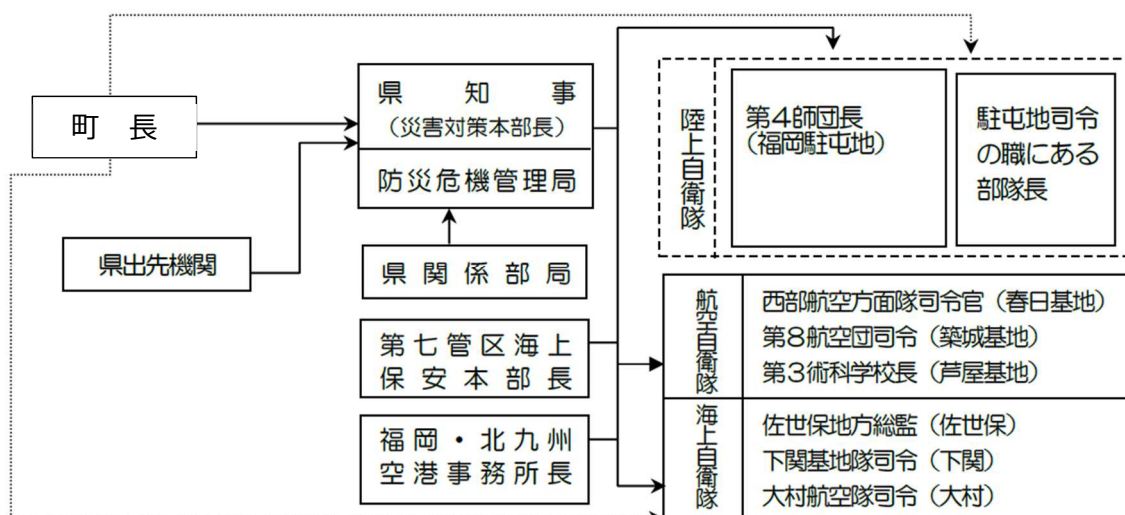
1 派遣要請

自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話等をもって県（防災危機管理局）へ依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。

■派遣要請依頼の手続き

要 請 先	県知事(県総務部防災危機管理局)
	県知事への連絡が取れない場合、陸上自衛隊第4師団
要請伝達方法	電話等で行い、事後文書送付
要請内容	○災害の状況 ○派遣を希望する期間 ○その他参考となる事項
	○派遣を要請する事由 ○派遣を希望する区域及び活動内容

■災害派遣要請系統図



2 活動内容

自衛隊は、次の活動を行う。

■自衛隊の活動内容

- 被害状況の把握
- 被災者の搜索救助
- 消火活動
- 応急医療、救護、防疫
- 炊飯、給水の支援
- 危険物の保安、除去
- その他
- 避難の援助
- 水防活動
- 道路、水路の応急啓開
- 人員及び物資の緊急輸送
- 救援物資の緊急輸送

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の部隊長等は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請ができないときは、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

4 派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が確定したときは、受入れ体制を準備する。

項目	内容
作業計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○作業箇所及び作業内容 ○作業の優先順位 ○資機材等の種類別保管（調達）場所 ○部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
宿泊施設等の準備	○宿泊施設、野営施設その他必要な施設等の準備
資機材の準備	○必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結地	○町が指定する場所（遠賀総合運動公園）
連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○総務連絡班に連絡窓口を一本化する。 ○自衛隊からの連絡員派遣を要請する。
その他	○ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行なった場合はヘリポート等の準備

5 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として町負担とする。

■経費を負担する範囲

- 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- 宿泊に必要な土地、建物の経費等
- 救難活動に伴う光熱、水道、電話料等の経費
- 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- その他疑義あるときは、町と自衛隊で協議

6 撤収要請

町長は、県知事及び派遣部隊長と協議のうえ、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

第2 県、国等

総務連絡班

1 県への要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、県知事に対し文書をもって応援、災害応急対策の実施又は応援の斡旋を要請する。

ただし、緊急の場合は電話等で直接要請し、事後速やかに依頼文書を提出する。

要請先	県知事(県総務部防災危機管理局)
伝達方法	文書(緊急のときは、電話等で行い、事後文書送付)
伝達事項	<input type="checkbox"/> 災害の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資等の品名、数量 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所・活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要な事項

2 指定地方行政機関等への要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第2項に基づき、指定地方行政機関又は関係指定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。また、災害対策基本法第30条に基づき、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関等職員の派遣について、斡旋を求める。

要請先	指定地方行政機関又は県知事(県総務部防災危機管理局)
伝達方法	文書(緊急のときは、無線等で行い、事後文書送付)
伝達事項	<input type="checkbox"/> 派遣・斡旋を要請する理由 <input type="checkbox"/> 派遣・斡旋を要請する職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与、その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項

協定名	協定締結先
遠賀町における大規模な災害時の応援に関する協定書	<input type="checkbox"/> 九州地方整備局

3 他自治体等への要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」等、あらかじめ締結した応援協定等に基づき他の市町村長に応援を求め、職員の派遣を要請する。

協定名	協定締結先
<p>災害時における相互応援に関する協定書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○鞍手町との消防相互応援協定書 ○中間市との消防相互応援協定書 ○遠賀郡内各町との消防相互応援協定書 ○航空自衛隊芦屋基地との消火活動相互支援協定 ○災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定 ○全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定書 ○福岡県消防相互応援協定書

第3 消防応援の要請、受入れ等

総務連絡班・災害活動班・警備班

1 消防応援の要請

消防等で相互応援協定を締結している他自治体等に対し、協定に基づき応援を要請する。

加えて、ヘリコプター等による調査、消火、人命救助活動等が必要と認めるときは、県知事を通じて応援側の市町村長に航空応援を要請する。

2 消防応援の受入れ

消防応援が確定したときは、受入れ準備を行う。

■受入れ準備

- 応援を求める任務の策定
- ヘリポートの確保
- 応援要員の宿舎の手配
- 装備資機材の配付準備等

3 緊急消防援助隊の応援要請

町長は、必要に応じて知事を通じ、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、支援体制を確保する。

第4 民間団体等

総務連絡班

必要に応じて、民間団体等へ協力要請を行う。

民間団体に対しては、被災者の応急救護措置等に関する協力を要請する。

また、販売業者、流通業者、事業所等に対し、食料、生活物資、飲料水、資材置場、車両、資機材、医薬品、仮設住宅用地の提供等の協力を要請する。

協定名	協定締結先
災害時における遠賀川郵便局、遠賀町間の相互協力に関する覚書	遠賀川郵便局
災害時における応急措置等の業務に関する協定書	災害時協力業者6社
災害時における生活物資供給に関する協定書	㈱イズミ
災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定	福岡県北九州地区 L Pガス協会遠賀・中間 部会
災害時医療救護活動に関する協定	遠賀中間医師会
災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム九州
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン
遠賀町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	社会福祉法人遠賀町社会 福祉協議会
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	福岡県石油商業・協同組 合 北九州支部 遠賀中 間石油部会遠賀ブロック
災害廃棄物の処理等に関する協定書	遠賀・中間地域広域行政 事務組合、福岡県清掃事 業協同組合連合会、遠賀 清掃事業協同組合
災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	株式会社グッデイ
災害に係る情報発信等に関する協定	L I N E ヤフー株式会社
災害時における「遠賀町」と「グリーンコープ生活協同組合ふくおか」の支援協定書	グリーンコープ生活協同 組合ふくおか
防災パートナーシップに関する協定書	九州朝日放送株式会社
災害時における施設利用に関する協定	社会福祉法人遠賀町社会 福祉協議会
災害時における施設利用に関する協定	株式会社図書館流通セン ター
災害時における施設利用に関する協定	宗像緑地建設株式会社
災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	株式会社ナフコ
災害発生時等におけるキャンピングカーの提供に関する協定書	株式会社 ナッツ
災害時における物資供給及び一時避難場所の提供等に関する協定書	株式会社イズミ
災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	社会福祉法人孝徳会
遠賀町と芦屋町栗屋区との災害時における一時避難場所等に関する協定書	芦屋町栗屋区

第5 災害ボランティアの受入れ・支援

災害援助班

1 現地ボランティア本部の設置・運営

社会福祉協議会の協力を得て、災害発生から3日目を目途に一般ボランティアの活動拠点となる現地ボランティア本部の設置、運営を行う。（おおむね、被災者20人に1人のボランティアが必要）

■現地ボランティア本部の役割

- ボランティアの受け付け、ボランティア保険の加入等
- ボランティアニーズの把握
- ボランティア活動の集約、管理及びマッチング
- ボランティア活動用資機材の確保
- 災害対策本部との連絡調整
- その他ボランティア活動について必要な活動

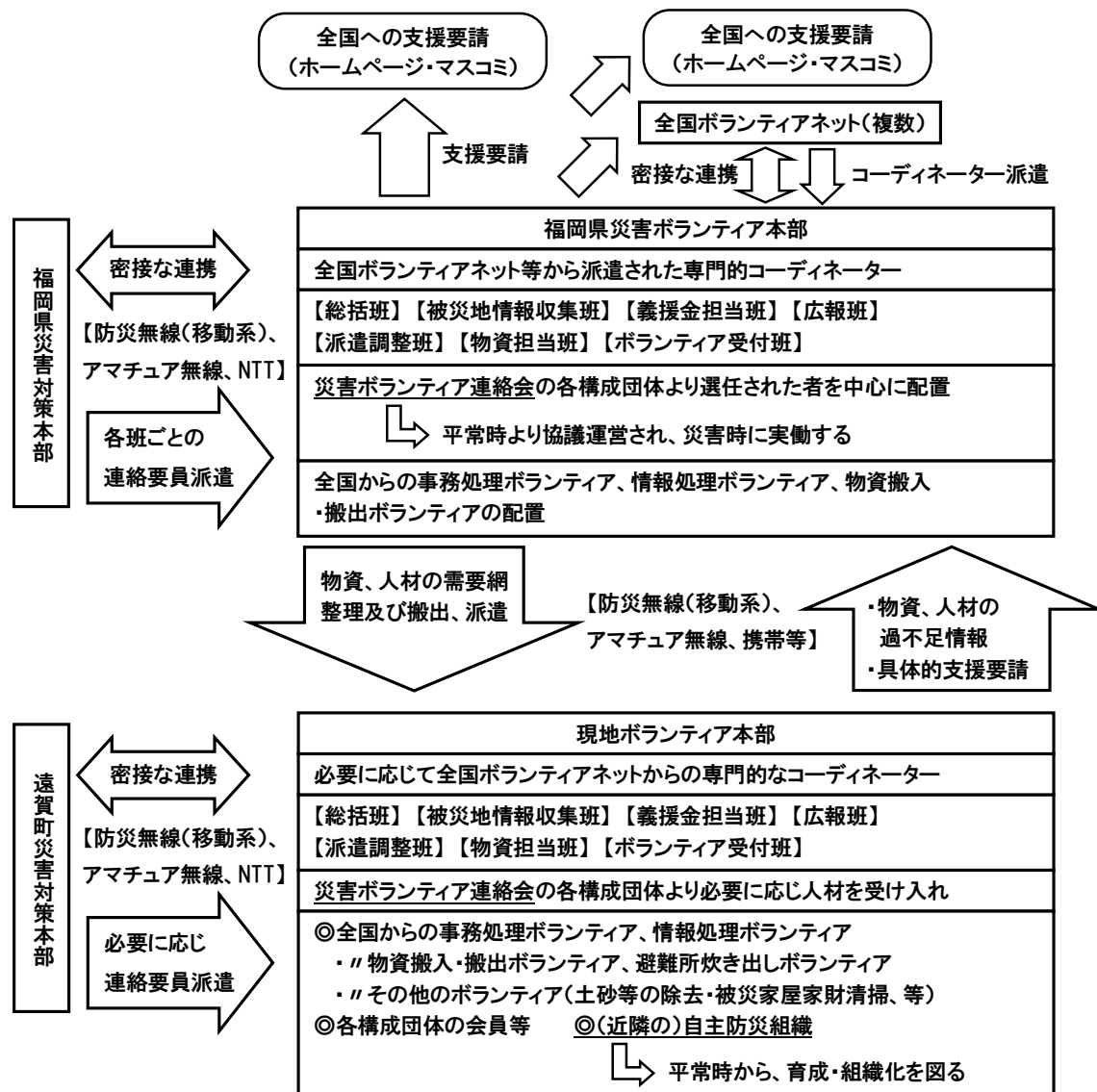
2 連絡調整等

災害援助班が連絡調整を行い、一般ボランティアと専門ボランティアの活動を円滑に行えるようにする。

現地ボランティア本部は、町災害対策本部と連携して本部運営及びボランティア活動支援を行うとともに、県ボランティア本部に対して必要な物資・人材の支援を要請する。

また、町は県と連携して、福岡県災害ボランティア本部及び現地災害ボランティア本部や、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織を含めて連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。また、ボランティアの生活環境について配慮する。

■災害ボランティア活動に係る連携図



3 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

■一般ボランティアの活動分野

- 避難所での生活必需品配給、炊き出し
- 在宅者の支援（高齢者等の安否確認、食事、飲料水の提供）
- 物資集配拠点での活動（物資の搬入、仕分け、配布、輸送）
- 被災家屋等の清掃作業（災害廃棄物、がれき、土砂の撤去）
- 現地災害ボランティア本部の運営補助
- その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な作業

4 専門ボランティアの対応

専門ボランティアの業務の種類は、次のとおりである。

■専門ボランティアの業務の種類

- 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- 救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法又は蘇生法指導員等）
- 通訳ボランティア（外国語の堪能な者）
- 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士等）
- 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等）
- 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等）
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

第6 応援の受入れに関する措置

総務連絡班

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、「遠賀町災害時受援計画（令和2年3月）」に基づき、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

特に、大規模災害発生時等には、緊急消防援助隊（消防）に加え、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）等の多くの救助部隊を円滑に受入れることができるよう、県等と連携して活用可能な宿泊場所（候補地）を確保する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行なった場合は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図る。

- (1) 情報提供体制
- (2) 通信運用体制
- (3) ヘリコプター離着陸場の確保
- (4) 補給体制等

第5節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の適用申請

総務連絡班

1 適用申請

町内の災害が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に報告するとともに、法の適用について協議する。

その場合、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

■災害救助法の申請事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする機関
- 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号までの規定による。本町における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合とする。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
①町内の住家が滅失した世帯数	町内 50 世帯以上	第1項第1号
②県内の住家が滅失した世帯数、町内の住家が滅失した世帯数	県内 2, 500 世帯以上 かつ町内 25 世帯以上	第1項第2号
③県内の住家が滅失した世帯数、町内の住家が滅失した世帯数	県内 12, 000 世帯以上 かつ町内多数の世帯	第1項第3号
④災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護が著しく困難であって、多数の世帯の住家が滅失した場合	—	第1項第3号
⑤多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	—	第1項第4号

注1) ③の多数の世帯は確定数で示されていないが、災害救助事務取扱要領(平成29年4月)では、「最低5世帯以上は必要と考えられる」とされている。

注2) ④及び⑤の場合は、滅失世帯数の規定はないが、それぞれに該当要件がある。④は、被災者に対する食品等の給与等に特殊の補給方法又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする等特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したものであること。⑤は、地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること等。

3 適用申請の特例

町長は、災害の事態が切迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供する。その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

4 救助の種類等

災害救助法による救助の対象数量、期間等の詳細は、福岡県災害救助法施行細則によるものとする。

■救助の種類

- 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急処理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 応急仮設住宅の供与

知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を町長が行う。また、その他の救助実施については、町長は知事が行う救助を補助する。

町長が行なうこととする事務は次のとおりとする。

- 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急処理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 応急仮設住宅（賃貸型仮設住宅）の供与

5 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請できる。

適用申請は県知事に対して行い、期間延長は救助期間内に行う必要がある。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

総務連絡班

災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行い、県知事に報告する。

第6節 救助・救急・消防活動

第1 行方不明者の安否確認

災害援助班

所在の確認できない住民に関する問い合わせや、行方不明者の捜索依頼の受付を行い、警察等関係機関の協力のもとに正確な情報の把握に努めるとともに、行方不明者名簿を作成する。安否が確認できた情報については、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、住民等から照会があったときは、回答するよう努める。

なお、町外へ避難した住民の安否については、避難先の自治体と連携して迅速な確認や情報提供等を行う。

■行方不明者名簿

- 役場に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者は、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、折尾警察署にも提供する。

第2 救助活動の実施

総務連絡班・警備班

1 住民、自主防災組織及び事業所の役割

住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に救助活動を行うとともに、関係機関に協力する。

2 救助隊の編成

災害の規模、状況等に応じて消防団、遠賀郡消防本部等による救助隊を編成し、救助に必要な車輛、その他資機材を調達し、救助情報をもとに災害現場に出動する。

3 応援要請

救助隊だけでは救助活動が困難なときは、折尾警察署、応援協定を締結している消防団等の応援を要請する。

町長は、自衛隊の応援が必要なときは、県知事に応援要請を行う。また、緊急消防援助隊の応援が必要なときは、県に応援要請を行う。車両、特殊機械器具が必要なときは、災害時協力業者等に要請する。

4 救助活動の実施

救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、消防団、遠賀郡消防本部、折尾警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

第3 救急活動の実施

警備班

救急活動が必要になった場合、次の内容の活動を行う。

■救急活動の内容

- 医療救護所の設置
- 救助現場から医療救護所又は救急指定病院等までの、救急車等による傷病者の搬送
- 傷病者が多数発生した場合の、折尾警察署等に対する搬送要請
- 道路の被害等で救急車による搬送ができない場合の、県を通じたヘリコプターの出動要請

第4 消防活動の実施

警備班

1 活動体制の確立

災害により軽微な被害が発生したときは、通常の警備体制において対処する。災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常警備を発令し、非常警備体制を確立する。

2 消火活動内容

活動内容は、次のとおりである。

■活動内容

- 風向き、市街地の建物分布等を考慮した、最も効果的な消防力の投入
- 延焼火災の少ない地区での、集中的な消火活動
- 延焼火災が発生している地区における、早急な住民の避難と、必要に応じた避難路の確保
- 危険物の漏えい等のおそれがある地区での、立入り禁止措置と、安全な避難誘導
- 指定避難所、指定緊急避難場所、幹線道路、防災拠点となる施設等の優先的な火災防御

3 住民、自主防災組織の活動

火災が発生したときは、初期消火活動を行い、消防関係者が到着したときは、その指示に従う。

(1) 住民の活動

①火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターコック、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

②初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

(2) 自主防災組織の活動

①各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

②火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

③消防署、消防団が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

4 事業所の活動

火災が発生したとき、関係機関への通報、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

(1) 火災予防措置

①火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

②火災が発生した場合の措置

○自主防災組織等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

○必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

③災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。

○周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

○警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

○立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第5 水防活動の実施

警備班

1 活動体制の確立

県知事から水防警報の通知、洪水予報等の通知を受けたときは、水防管理者（町長）の指示により、消防団は待機、準備又は出動の措置をとる。

2 水防活動内容

洪水等により水害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、これを警戒、防御し、被害を軽減するため、遠賀郡消防本部と連携して、消防団（警備班）は次のような活動を行う。

水防活動は、従事する職員・団員等の安全確保を優先し、自ら危険性が高いと判断したときには避難を優先する。

■活動内容

- 河川の水位の監視・警戒
- 既往の被害箇所その他重要な箇所の巡視
- 水門の適正な操作
- 異常を発見したときは適切な工法により水防作業を実施
- 緊急の必要がある場所での警戒区域の設定、立入り禁止措置と避難誘導
- 堤防その他の施設が決壊したときは、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める

第7節 医療救護活動

大規模災害が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護チームの編成派遣、医療救護所の設置、医療品や医療資材の調達等の初期医療体制を整える。

また、初期医療の医療救護所に対応できない場合は、後方医療として災害拠点病院等で対処する。

第1 医療情報の収集

災害援助班

県及び医師会等と連携し、医療施設の被害状況、診断機能の確保状況、医療従事者の確保状況、負傷者の発生状況、指定避難所・医療救護所の設置状況、医薬品・医療器具等の需給状況、医療施設・医療救護所等の交通状況についての情報を収集する。

また、その他参考となる事項についても情報を収集する。

第2 医療救護チーム

災害援助班

1 要請及び出動

災害により多数の傷病者が発生した場合、町長は遠賀中間医師会に医療救護チームの出動を要請するとともに、災害の状況に応じ、県知事に対し被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等必要な措置を要請する。

なお、医療関係者が自ら必要と認めたときは、要請を待たずに医療救護チームを編成し、出動する。

2 編成

医療救護チームの編成は、次のとおりとする。

名称	編成機関	1チームの構成人員	備考
医療救護チーム	遠賀中間医師会	医師1、看護師3、補助員1	必要により運転手1

3 活動内容

派遣された医療救護チームは、医療救護所等において、負傷者の程度の判別（トリアージ）、後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定、転送困難な患者等の治療、助産救護、死亡の確認の活動を行う。

また、医療救護チームが活動する際、町内の医療機関と次のような連携をすることで、医療救護活動を円滑に進める。

■医療機関との連携内容

- 被害情報の収集及び伝達
- 応需情報（診療可能状況）の報告
- 傷病者の検査及びトリアージ
- 重傷患者の後方医療機関への搬送
- 傷病者の処置及び治療
- 助産救護
- 医療救護チーム、医療スタッフの派遣
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

第3 医療救護所の設置

災害援助班

医療救護所は、原則として指定避難所となる学校等に設置するが、状況に応じて災害現場に近い公民館や集会所等の公共施設及び一般診療所にも設置する。

■医療救護所設置の留意点

- 被災傷病者の発生及び避難状況
- 医療救護チームの配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- 被災地の医療機関の稼働状況
- 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

第4 後方医療機関の確保と搬送

災害援助班

1 後方医療機関の確保

一般病院等の被災状況と収容可能なベッド数を速やかに把握し、医療救護所から搬送される重傷病者を収容できる医療機関を確保する。

なお、町外への転送が必要なときは、県又は近隣自治体へ要請する。

2 被災傷病者等の搬送

医療救護所でのトリアージにより、町内の医療機関では対応できず、後方医療機関へ収容が必要とされた重傷者等については、適正な後方医療機関への搬送を行う。

なお、搬送手段がないときは、遠賀郡消防本部、折尾警察署等へ搬送要請を行う。

第5 医薬品、資機材の確保

災害援助班

町が要請した医療救護チームの活動に必要な医薬品等については、医薬品販売業者から調達する。また、入手が困難な場合は、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。

なお、医薬品等が不足する場合は、医療救護チームが携行したものを使用し、費用は町が実費を負担する。また、輸血用血液が必要なときは、福岡県赤十字血液センターからの供給を要請し、必要に応じて住民へ献血の協力を呼びかける。

第6 避難者の健康と衛生状態の管理

災害援助班

避難者の健康と衛生状態の管理のためのチームを編成して、保健予防対策を行う。

巡回健康相談・栄養相談を通じて避難者の健康と栄養状態や衛生状態の調査を行い、その情報を提供するとともに、避難者に対し、日常生活上の健康管理や衛生環境の確保について周知を図る。

また、避難生活による身体的、精神的な障がいの発生等を防止するため、必要に応じて巡回指導を行う。

第7 心のケア対策

災害援助班

精神科医、保健師、児童相談所職員等の協力により、災害にかかわった人たちの心的外傷への対策として、巡回相談等を行う。

また、プライバシーの保護に配慮し、相談窓口や電話相談等で相談業務を行う。

第8節 交通・輸送対策

第1 交通情報の収集、道路規制

災害活動班

災害時において、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するため、折尾警察署等から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集する。

また、緊急輸送路を確保するため、必要に応じ、道路の交通規制の実施を要請するとともに、規制情報について周知を行う。

■交通規制の区分・内容

区分	交通規制を行う状況及び内容
公安委員会	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。
	○災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために、緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。
警察署長	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。
警察官	○車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。
	○通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。
自衛官 及び 消防職員	○警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。
道路管理者	○道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。 ○降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。 ○放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うことができる。

第2 道路交通の確保

災害活動班

1 緊急輸送道路の確保

緊急輸送活動を円滑に進めるため、被害者の救援、緊急物資等の輸送のための緊急輸送道路を優先して応急復旧する。

また、道路の被害状況の把握を行い、速やかに各地区から指定避難所へ向かう避難路の確保を行う。

2 緊急輸送道路の指定状況

県は、被災者の救援、緊急物資等の輸送のため、緊急輸送道路を指定している。町内の路線は、以下のとおりである。

1次ネットワーク	○一般国道3号 ○主要地方道北九州芦屋線
2次ネットワーク	○主要地方道宮田遠賀線 ○県道浜口遠賀線

3 道路の障害物の除去

道路の路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、道路復旧のため災害時協力業者等に出動を要請する。

また、県が指定した道路障害物除去指定路線（啓開道路）から優先して道路障害物を除去する。

次に、町が指定する啓開道路の障害物を除去する。

なお、復旧の優先順位は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置する等の措置をとる。

県指定啓開道路	○一般国道3号 ○県道浜口遠賀線(今古賀交差点～役場前交差点)
---------	------------------------------------

4 自動車運転者のとるべき義務

(1) 自動車運転者のとるべき義務

- ①災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき道路の区間について通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- ②前記の通行禁止が区域について行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により、駐車しなければならない。
- ③上記①②の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(2) 駐車の適用除外

- ①前記(1)の①②による駐車については、道路交通法第3章第9節〔停車及び駐車(第44条から第51条の4)〕及び第75条の8(高速自動車国道等における停車及び駐車の禁止)の規定は、適用されない。
- ②前記(1)の規定による車両の移動又は駐車については、災害対策基本法第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用されない。

第3 緊急通行車両の確認申請

総務連絡班

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制又は制限を行ったときは、緊急通行車両の確認(証明書及び標章の交付)を公安委員会(折尾警察署)から受ける必要がある。

事前に、届出済証の交付を受けた車両については、確認審査を省略して証明書及び標章の交付を受けることができる。交付された標章は、車両の助手席側前面ガラス上部に貼付し、証明書は当該車両に備えつける。

第4 災害応急対策車両の確保、配車

総務連絡班

調達可能な町有車両の状況について把握を行い、町有車両で困難なときは、輸送業者等から借り上げるものとする。

各班の町有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料を調達し、各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整して配車する。

なお、車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

第5 緊急輸送

災害援助班

1 輸送手段の確保

緊急輸送が必要となった場合、町有車両及び借り上げ車両により行うが、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、JRによる鉄道輸送を要請する。

また、交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる航空輸送を要請する。

2 緊急輸送の対象

町及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は、災害発生時後の状況変化に対応して、次のとおり想定する。

	緊急輸送の対象
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ○救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○初動の応急対策に必要な要員・物資等 ○後方医療機関へ搬送する負傷者等 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ○上記第1段階の続行 ○食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ○傷病者及び被災住民の被災地域外への輸送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ○上記第2段階の続行 ○災害復旧に必要な人員及び物資 ○生活必需品

第6 物資集配拠点の配置

災害援助班

大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて物資集配拠点を開設し、調達した物資や他県自治体等からの救援物資の受入れ・保管・仕分け等を行う。

物資集配拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○遠賀町食育交流・防災センター ○遠賀コミュニティーセンター ○遠賀町中央公民館
--------	--

第7 臨時ヘリポートの設置

災害活動班・警備班

必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。

施設名称	広さ(m)
島門小学校グラウンド	80×80
遠賀中学校グラウンド	90×110
遠賀南中学校グラウンド	80×110
遠賀総合運動公園	100×200

第9節 避難対策

第1 避難の指示、高齢者等避難等

総務連絡班

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合、避難指示等（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）を発令する。また、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保措置」という。）をとらせるための方法等を明確にし、住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

1 高齢者等避難

高齢者や障がいのある人等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促す。

2 避難指示、緊急安全確保

（1）避難指示、緊急安全確保等の性格

- 避難指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きの指示を行う
- 緊急安全確保：災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急安全確保措置（高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置）の指示を行う

（2）避難の指示権者

避難指示及び緊急安全確保措置の指示は基本的に町長が発令するが、災害発生時の状況により必要がある場合は、以下のとおり、知事、警察官、海上保安官、自衛官が立ち退き等の指示を行うことができる。

■避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市町村長 (委任を受けた 吏員又は消防 職員)	災対法 第60条 第1項、 第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき ・避難のための立ち退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	必要と認める地域の居移者、滞在者、その他の者	①立ち退きの指示 ②立ち退き先の指示(※1) ③緊急安全確保措置の指示	県知事に報告 (窓口:防災危機管理局)
知事 (委任を受けた 吏員)	災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法 第61条 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・市町村長が避難のため立ち退き又は緊急安全確保を指示することができないと警察官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	・必要と認める地域の居移者、滞在者、その他の者 ・危害を受けるおそれのある者	①立ち退きの指示 ②立ち退き先の指示 ③緊急安全確保措置の指示④避難の措置(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、市町村長に通知(市町村長は知事に報告)
海上保安官	災対法 第61条	全災害 ・市町村長が避難のため立ち退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき	必要と認める地域の居移者、滞在者、その他の者	①立ち退きの指示 ②立ち退き先の指示 ③緊急安全確保措置の指示	市町村に通知(市町村長は知事に報告)
自衛官	自衛隊法 第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(※2)	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事 (その命を受けた 県職員)	地すべり 等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた 県職員) 水防管理者	水防法 第29条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	その区域を管轄する警察署長に通知(※3)

※1 立ち退き先としては、指定避難場所その他の避難場所を指定する

※2 警察官がその場にはいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

※3 水防管理者が行った場合に限る。

なお、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示の措置の全部又は一部を町長に代わって県知事が実施する。

避難指示等を発令する場合は、県、遠賀郡消防本部、折尾警察署等の関係機関に連

絡する。解除の場合も同様とする。

また、避難指示等（避難準備・高齢者等避難、避難指示）を適切なタイミングで発令するための具体的な判断基準は、「避難情報に関するガイドライン」による。なお、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があれば、町長は、指定地方行政機関の長や県知事に対して、助言を求めることができる。さらに、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

第2 避難指示等の情報伝達

総務連絡班

避難指示等を発令した場合は、町防災行政無線、広報車、サイレン、エリアメール、報道機関等、あらゆる手段を活用して住民等に伝達する。なお、情報の入手が困難な避難行動要支援者に配慮する。

また、伝達に当たって、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するよう努める。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置や緊急安全確保について住民等への周知徹底に努める。

第3 警戒区域の設定

総務連絡班

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

水防団および消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、市町村と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要性がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対してその区域への立入の禁止又は退去等の指示を実施する。

発令者	設定状況	根拠法令
本部長 (町長)	○災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
警察官	○上記の場合において、町長もしくはその委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条第2項
自衛官	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、町長もしくはその委任を受けた町職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき	災害対策基本法 第63条第3項

第4 避難者の誘導・移送

警備班・総務連絡班

1 避難者の誘導

災害の規模や状況に応じて、自主防災組織の協力も得ながら安全な最寄りの指定緊急避難場所まで避難誘導・避難援助を行う。この場合、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」、「緊急安全確保」について、住民等への周知徹底に努める。

なお、避難誘導・避難援助の対象者は住民、教育施設・保育施設・福祉施設、事業所等の者とし、携帯品等は、円滑な避難行動に支障を起こさない最小限度のものとする。

2 避難行動要支援者の避難誘導・移送

避難行動要支援者（高齢者、傷病人、乳幼児、妊産婦、障がいのある人及び介護が必要な者等）を優先して避難誘導・避難援助し、原則として徒歩による避難を指導する。

3 関係機関（者）の相互連絡・協力

関係機関等は、避難指示等の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

4 広域避難

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

広域避難の実施にあたり、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。また、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

5 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

総務連絡班・災害援助班・災害活動班・教育支援班

1 開設

災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等を行うとともに、指定緊急避難場所等を開放し、遅滞なく指定避難所等の開設を行い、住民等に周知徹底を図る。開設する指定緊急避難場所及び指定避難所は、原則的に本部長が選定する。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所の開設を行う。

なお、避難所の開設は、施設管理者等の協力を得て実施するが、緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員が実施する。

開設の決定と同時に災害援助班の職員を避難所等へ派遣する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。指定避難所等に避難してきた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

2 避難所内事務室の開設

避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、運営の拠点とする。

3 報告

指定避難所を開設したときは、県に対し、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び収容人数、対象地区名等について報告を行う。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受取に来ている避難者等についても情報の早期把握に努める。

4 収容人数等の周知

収容人数に達した、又は達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

5 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

第6 指定避難所の運営管理

総務連絡班・災害援助班・災害活動班・教育支援班

1 運営管理

指定避難所の運営管理は、避難所運営マニュアルに従い行う。

運営管理に当たっては、指定避難所の責任者を選任し、その権限の明確化を図る。また、折尾警察署との連携を図る。

災害初期には避難所派遣職員が運営を担当するが、その後、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、避難者自身による自主運営の形態に移行するよう努める。

また、指定避難所における正確な情報の伝達、食料や水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営管理について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

2 名簿の作成

避難所派遣職員は、避難者カードを配り、世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成して保管するとともに、その写しを災害対策本部に送付する。

3 班長の選出

避難所派遣職員は、避難者の中から居住区域別に班長を選出するとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

■協力要請事項

- 町からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 清掃、防疫活動等への協力
- 施設の保全管理
- 避難者の主体的な運営体制の立ち上げ

4 生活物資の受給

避難所派遣職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を本部に請求する。物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者に配分する。

なお、自主避難者の生活物資は、原則として避難者自身で準備するものとする。

5 運営記録

避難所派遣職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、総務連絡班へ報告する。傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

6 広報

避難所での広報活動は、避難所運営組織等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。また、避難所内での広報紙の発行、掲示板の設置等を行う。なお、情報の入手が困難な要配慮者に対して十分配慮する。

7 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮

やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

8 長期化への対応

避難生活の長期化に備え、以下の点に留意して避難所の運営を行う。

また、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

■対策事項（避難所開設後速やかに）

- 仮設トイレ、ごみ箱等の設置による、良好な衛生状態の確保
- 間仕切り等による避難者のプライバシー確保等
- 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮（女性や子育て家庭のニーズに配慮）
- 避難所での生活ルールの確立
- 防犯対策（防犯パトロール、トイレ等の照明、携帯電話の防犯アプリの利用促進等）
- 報道機関の取材・立ち入り制限
- 福祉避難所への要配慮者の移送

■対策事項（避難者が落ち着きを取り戻した後）

- 自主運営体制の整備
- 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
- 不在住宅の防犯対策

■保健・衛生対策

- 医療救護所の設置、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回
- 健康状態や栄養摂取状況の把握及び改善指導、相談の実施
- 心の健康相談の実施
- 持病の悪化・感染症対策
- 避難所でのペット受入条件など動物飼養者の周辺への配慮の徹底

9 災害弱者への対応

女性や子育て家庭等多様な生活者のニーズに配慮して、スタッフに女性を起用する等、身の回りの相談や心のケアにあたる。

特に、女性や子ども等への性暴力・DVの発生を防ぎ、安全・安心を確保するため、折尾警察署の支援のもと、防犯組合、避難所の自主運営組織等と連携した巡回体制の確保、屋外トイレ等への照明設置等の措置を講じる。

また、避難所の運営や意思決定に際し女性の参画を推進するとともに、あわせて、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の参画を推進する。

第10節 要配慮者（避難行動要支援者）対策

自らの行動等に制約のある高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者及び避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、災害発生直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずる。

第1 避難行動要支援者の安全確保、安否確認

災害援助班

1 安全確保

「遠賀町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、災害初期の緊急措置として、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等に要請し、避難行動要支援者をそれぞれ安全で適正な避難所等へ避難誘導・避難援助する。

2 安否確認

「遠賀町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行い、次の方法で安否確認名簿を作成する。

■名簿の作成

- 自主防災組織の調査に基づく報告
- 民生委員・児童委員の調査に基づく報告
- 社会福祉協議会の調査に基づく報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 宗像・遠賀保健福祉環境事務所の調査に基づく報告
- その他関連団体の調査に基づく報告

第2 指定避難所等の要配慮者に対する応急支援

災害援助班

指定避難所の要配慮者の支援ニーズを把握し、次の支援を行う。

ケアサービスリストの作成	○必要な介護・介助要員の種別、人数	○必要な介助用具の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	○踏み板等の設置による段差の解消 ○パーティション(間仕切り) ○車椅子、紙おむつ、障がい者用携帯トイレ等	○簡易ベッド
要配慮者専用スペースの確保	○少人数部屋への割り当て	○冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	○ニーズを把握するため相談体制 ○要配慮者に配慮した食事の供給	○ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	○掲示板の設置、手話通訳等の派遣	○ボランティアによる個別情報伝達

第3 福祉避難所等への移送

災害援助班

必要に応じて福祉避難所を開設する。これが不足するときは、県と協議し、社会福祉施設等に福祉避難所を設置する。

福祉避難所が開設されたときは、要配慮者の家族、支援者、関係機関への要請及びボランティア等の協力を得て、速やかに要配慮者を移送する。この際、必要に応じて要配慮者の家族も、福祉避難所へ避難させることができるものとする。

第4 要配慮者への各種支援

災害援助班

社会福祉協議会やボランティア等と連携し、在宅や指定避難所等の要配慮者に対し、次のような支援を行う。

■支援内容

- 生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供
- 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等
- 民生委員・児童委員による相談
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障がいのある人向けの広報活動等

第5 要配慮者の生活の場の確保

災害援助班・災害活動班

1 福祉仮設住宅の供給

県と協議のうえ必要と認めるときは、要配慮者向けの福祉仮設住宅を供給する。なお、要配慮者のニーズに応じた住宅仕様の検討をするとともに、要配慮者の程度に応じた、優先的な入居に配慮する。

2 福祉仮設住宅での支援

福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

■支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- 全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣等

第6 外国人及び旅行者への支援

災害援助班・災害活動班

県、折尾警察署、関係団体等と連携し、町内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。その際には「避難所外国人対応マニュアル」に基づき避難所生活における必要不可欠な事項に対してコミュニケーションを図る。また、県が実施する（公財）福岡県国際交流センターでの外国人県民相談、インターネット、FM放送等による多言語での情報提供メディアを広報する。

災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努める。

第11節 安否情報の提供計画

総務連絡班・災害援助班

被災者の安否について住民等から照会があったとき、町は被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

第1 情報収集

町は必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。また、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

第2 照会を行う者

照会を行う者（以下「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- ①被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者、同性パートナー等公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。）
- ②被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- ③被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

第3 照会手順

町長は照会者に対し、以下の事項を求める。

- ①照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- ②照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ③照会をする理由

照会者は①の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定するもの）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、町が適当と認める方法によることができる。

第4 提供できる情報

町は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

- ① 第2の①の者：被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ② 第2の②の者：被災者の負傷又は疾病の状況
- ③ 第2の③の者：被災者について保有している安否情報の有無
- ④ ①～③の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報
- ⑤ ①～③の区分にかかわらず、県及び市町村が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

第12節 生活救援活動

第1 飲料水の確保、供給

災害援助班・災害活動班・総務連絡班

1 給水需要の調査

災害により給水機能が停止するおそれがあるときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。

2 給水活動

給水機能が停止したときは、給水需要に基づき、次のように給水活動の準備を行う。
給水活動は、原則として指定避難所等に給水所を設置する拠点給水方式で行う。給水所では、自主防災組織等の協力を得て、住民が自ら持参した容器に給水を行うが、容器が不足するときは、給水袋等を使用する。

給水目標 (1人1日当たり)	○災害救助法を適用した場合で飲料水の確保が困難なとき	3ℓ(飲料水)
	○飲料水の確保が困難であるが、搬送給水できるとき	14ℓ(飲料水+雑用水)
	○伝染病予防法により知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20ℓ(飲料水+雑用水+洗濯用水)
	○上記が比較的長期にわたるとき、必要の都度	35ℓ(飲料水+雑用水+洗濯用水+入浴用水)
応援要請	○飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、近隣自治体、県に応援を要請する。	

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、水源地から給水容器等を使用して行う。

(2) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間を要するときは、仮配水管等の設置を中間市上下水道局に働きかける。

3 広報

給水所の場所、給水の日時、方法等の広報を行う。

第2 食料の確保、供給

災害援助班

1 食料の供給対象者等

食料の供給対象者は、原則として次のとおりとする。供給する食料は、米穀、乾パン等の主要食料とし、乳幼児に対しては、粉ミルクを供給する。

また、調理することができないと認められるときは、炊き出しや弁当・製パン等の配布を行う。供給対象者は、次のとおりである。

なお、自主避難者の生活物資は、原則として避難者自身で準備するものとする。

■供給対象者

- 指定避難所に受入れられたもの
- 住家に被害を受けて炊事のできない者
- 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 救助活動に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

2 需要の把握方法

食料の需要について、各班からの情報を通じて避難所の需要総数を把握する。住宅残留者、災害応急対策活動の従事者の需要総数は、災害対策本部が把握する。

必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び隣接市町村等に対し応援を要請する。

3 業者等からの調達

需要調査に基づき、北九州農業協同組合やスーパー等から、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。

なお、炊き出し及び弁当業者等からの調達による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食料を供給する。

4 国からの米穀等の調達

災害の発生に伴い、災害救助法による炊き出し及び食料の供給を行うときは、県知事に災害応急用米穀の要請をする。

米穀等の受け取りは、県知事の通知に基づき、指定された業者から供給を受ける。

5 食料の輸送

原則として、調達業者に指定避難所等の指定地まで食料の輸送を依頼する。業者の輸送が困難なときは、災害援助班が町有車両及び搬送用ボートを利用し、輸送する。

6 食料の配布

食料の供給場所は指定避難所等に限定するが、病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設については直接配送を行う。

避難者への食料の配布は、避難所においては避難所の班長・ボランティア等、住宅残留者についてはボランティア等の協力を得て行う。

7 食料の確保

備蓄倉庫等への食料の保管を行う。なお、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

8 住民の食料備蓄の活用

2～3日間は、可能な限り、住民自身が備蓄している食料で対応する。

第3 炊き出しの実施、支援

災害援助班

必要に応じ、自主防災組織やボランティア等の協力を得て炊き出しを行う。炊き出しの場所は、状況に応じて指定避難所となる学校の調理室、遠賀町食育交流・防災センター、中央公民館等を使用し、不足する調理器具、燃料、食材等は業者から調達する。

また、状況に応じて自衛隊、NPO・ボランティア等に協力を要請する。なお、炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

第4 生活必需品等の確保、供給

災害援助班

1 供給の対象者等

被服その他生活必需品供給の対象者及び供給品目は、次のとおりである。

なお、自主避難者の生活物資は、原則として避難者自身で準備するものとする。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外）

■供給品目

- 寝具（毛布、布団等）
- 被服（衣服、肌着、大人用紙おむつ等）
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、庖丁等）
- 食器（茶わん、皿、はし等）
- 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）
- 光熱材料（マッチ、ローソク、簡易コンロ等）
- 日用品（石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、タオル、乾電池）
- その他

2 需要の把握方法

生活必需品の需要については、原則として食料と同様とするが、ボランティア等を通じた情報収集にも努める。

また、把握した需要や分配状況について、順次災害対策本部で掌握し、県への連絡、報告、調整を密に行う。

3 業者等からの調達

需要調査に基づき、日本赤十字社福岡県支部、県、北九州農業協同組合やスーパー等から生活物資を調達する。

なお、当初にあっては、備蓄品を放出する。

4 生活必需品の輸送

原則として調達業者に指定避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。業者の輸送が困難なときは、町有車両等を利用し、輸送する。

5 生活必需品の保管

調達した生活必需品の仕分け、保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点で行う。

6 生活必需品の配布

生活物資は、原則として避難所で供給する。避難所派遣職員は、避難者（班長）、ボランティア等の協力を得て配布する。

第5 救援物資の受入れ、仕分け等

災害援助班

物資集配拠点を設置したときは、民間の物流専門業者やボランティア等の協力を得て、救援物資の受入れ、仕分け、在庫管理、配送を行う。

また、物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。

第6 被災者相談

災害援助班

1 相談窓口の設置

住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、状況に応じて町役場等に被災者相談窓口を設置する。

2 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

■対応事項

- 搜索依頼の受付け
- 飲料水、食料、生活必需品等の支給に関する情報
- 応急仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- その他相談事項

第13節 土砂災害対策

第1 県及び関係機関との情報連絡

災害活動班

県や関係機関との綿密な連携のもと、災害情報の収集に努めるとともに、所管する危険地域のパトロールを実施して、前兆現象（異常現象）の把握に努める。

また、雨量に関する情報収集を行う。特に、大雨特別警報・警報・注意報の伝達周知については、各危険地域を所管する機関に徹底を図る。

第2 警戒体制の確立

災害活動班

あらかじめ定められた危険地域毎の基準に基づき、速やかに警戒体制を確立する。

1 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の場合

（1）第1次警戒体制

防災パトロールを実施し、消防団の活動を要請する。必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

■第1次警戒体制をとる場合の雨量の目安

前日までの連続雨量が100ミリ以上あった場合で	前日までの連続雨量が40～100ミリ以上あった場合で	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が50ミリを超えたとき	当日の日雨量が80ミリを超えたとき	当日の日雨量が100ミリを超えたとき

（2）第2次警戒体制

住民等に避難準備を行うよう広報を行う。必要に応じて、災害対策基本法に基づく、避難指示を行う。

■第2次警戒体制をとる場合の雨量の目安

前日までの連続雨量が100ミリ以上あった場合で	前日までの連続雨量が40～100ミリ以上あった場合で	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が50ミリを超え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が80ミリを超え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が100ミリを超え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降りはじめたとき

2 土砂災害警戒区域（土石流）の場合

（1）第1次警戒体制

防災パトロールを実施し、消防団の活動を要請する。必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

雨量の目安は1（1）に準じる。

（2）第2次警戒体制

住民等に避難準備を行うよう広報を行う。必要に応じて、災害対策基本法に基づく、避難指示を行う。

雨量の目安は1（2）に準じる。

3 他の危険地区の場合

1、2を参考にし、災害対策基本法に基づく、避難指示を行う。

第3 災害発生時の報告

災害活動班

土砂災害が発生した場合、地すべり、急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（所管事務所及び砂防課）に被害状況を報告する。また、あわせて県（総務部防災危機管理局）にも被害状況を報告する。

第4 救助活動

災害活動班・警備班

大規模な土砂災害では、二次災害の危険性が高いため、可能な限りの安全確保を図ったうえで救助活動を行う。また、被害の拡大させないため応急対策を災害時協力業者等に要請する。

■実施計画の配慮事項

- 被災者の救出
- 倒壊家屋の除去
- 流出土砂・岩石の除去
- 救助資機材の調達
- 関係機関の応援体制

第14節 住宅対策

第1 応急仮設住宅の建設等

災害活動班

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅を建設する。

災害救助法が適用されない場合で多数の住家被害が発生した場合又は災害救助法が適用され知事により救助事務を委任された場合は、町が応急仮設住宅を建設する。

ただし、迅速な対応等の観点から、状況に応じて、町営住宅や民間賃貸住宅の空家を借り上げて活用する。

1 需要の把握

住宅の被害調査の結果に基づき、応急仮設住宅の概数を把握する。また、広報紙等で入居を募集し、被災者相談窓口又は避難所にて、入居希望者を把握する。

2 県・町営住宅・民間賃貸住宅の確保

県・町営住宅の空き家がある場合は、優先的に被災者に対し供給する。

また、既存住宅ストックの活用として関係機関と連携を図り、民間賃貸住宅で空き家がある場合に、町が借り上げて供給する。

3 用地の確保

応急仮設住宅の建設用地は、原則として公有地を優先し、安全性やライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、あらかじめ設定しておく。

建設用地	○緑ヶ丘北部地区町有地
------	-------------

4 応急仮設住宅の建設

災害時協力業者等の協力を得て、応急仮設住宅の建設を行う。

5 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用された場合は、必要に応じて、要配慮者（高齢者）を数人以上収容し、老人居宅介護の事業等に利用できる施設を福祉仮設住宅として設置できる。

6 集会所の設置

応急仮設住宅を、同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

7 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに、応急仮設住宅の管理を行う。

8 応急仮設住宅における被災者の支援

町は、応急仮設住宅の入居者の管理を行う。この場合、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性や要配慮者の参画を推進し、生活者の意見を反映できるよう配慮する。

第2 応急仮設住宅の入居者選定

災害活動班

応急仮設住宅の入居対象者は、住家が全焼、全壊又は流失した者、居住する住家がない者、自らの資力をもって、住宅を確保することのできない者とし、入居希望者の状況を把握したうえで、入居者の選定方法(基準等)に関する選考委員会等を組織し、選定を行う。

第3 被災住宅の応急修理

災害活動班

応急修理の対象者は、住家が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者、自らの資力をもって、住家の修理ができない者とし、修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる者とする。

なお、応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度を実施する。また、被災住宅又はその周辺に置かれた土砂や倒木・流木等、応急対策活動の支障となる障害物を除去する。

第15節 防疫・清掃活動

第1 被災地の防疫

災害活動班

1 防疫活動

災害により感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域において、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指示により、消毒やねずみ族、昆虫等の駆除、生活用水の使用制限及び供給等、指定避難所の衛生管理及び防疫指導、臨時予防接種の実施の防疫活動を行う。

消毒範囲が広範囲に及ぶとき等は、状況に応じて自主防災組織や住民の協力を得て、防疫活動を実施する。また、生活環境の悪化に起因する感染症の予防等のため、住民の健康管理に対する啓発を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

2 防疫チームの編成

防疫活動を行うために、防疫チームを編成する。

3 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動に必要な薬剤・資機材については、業者から調達する。不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

第2 仮設トイレの設置

災害活動班

大規模な災害が発生したときは、仮設トイレを設置する。その場合、高齢者・障がいのある人・女性等に配慮したものとする。

仮設トイレは、町の備蓄分やリース会社等から調達し、調達できないときは、他自治体及び県に要請する。（おおむね50人に1基必要）

第3 し尿の処理

災害活動班

遠賀・中間地域広域行政事務組合と連携し、処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図るとともに、し尿の収集・処理を行う。

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、処理施設において処理する。収集・処理が困難なときは、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

第4 生活ごみの処理

災害活動班

遠賀・中間地域広域行政事務組合と連携し、処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図るとともに、ごみの収集・処理を行う。

遠賀・中間地域広域行政事務組合で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

また、住民等への広報を実施し、ごみの収集処理方針の周知、ごみ量の削減への協力要請、ごみの分別への協力要請を行う。

第5 河川、道路の障害物の除去

災害活動班・警備班

1 障害物の除去

河川、道路等の巡視を行い、災害により発生した障害物除去を行う。この場合、緊急啓開路線については優先し、災害時協力業者等に協力要請を行う。

住宅又はその周辺に運ばれた土砂や倒木・流木等、日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を除去する。住宅障害物としては、次のとおりとする。

■住宅障害物

- 当面の日常生活が営めない状態のもの
- 住家の被害程度が半壊又は床上浸水したもの
- 自らの資力では障害物を除去できないもの
- 応急対策活動の支障となるもので、緊急を要するもの

第6 災害廃棄物処理

災害活動班

1 処理方針の決定

被害状況をもとに災害廃棄物の発生量を見積るとともに、災害廃棄物処理計画等に基づき災害廃棄物の見積り量、道路交通状況等をもとに、処理方針及び処理体制を定める。

2 災害廃棄物処理の対象

損壊家屋等の解体・撤去に伴い多量に発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「災害廃棄物」という。）は、原則として所有者の責任において処理する。ただし、大規模な災害時には、特例措置として公費により収集・処理を行うこともある。

3 実施体制

大規模な災害等により町が収集・処理を行う場合は、災害時協力業者等の協力を得る。なお、収集・処理が困難なときは、他自治体や県に応援を求め、広域的な支援体制を確立する。

4 災害廃棄物の仮置場及び搬送路の確保

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難なときは、適当な場所を仮置場として確保するとともに、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

仮置場	○別府広場
-----	-------

5 処理方法

住民への広報により、災害廃棄物の収集処理方針の周知、災害廃棄物の分別への協力要請、仮置場の周知、最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼を行う。

災害廃棄物の処理方法は、次のとおりである。

■災害廃棄物処理の方法

- 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握し、原則として発生場所で災害廃棄物の分別を行い、仮置場へ搬入する。
- 災害廃棄物の仮置場を設けて一時保管し、分別を行い処理する。
- 適当な分別により可能な限りリサイクルに努める。
- 木くずは、焼却処分とする。
- コンクリート等は、破碎、選別して最終処分場に運搬し、処理する。
- アスベスト等の有害な廃棄物については処理に注意を行い、適正に処理する。
- 災害廃棄物処理では大気汚染等環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。

第7 動物等への対応

災害活動班

1 死亡した動物の処理

宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指導により、死亡した動物等を処理する。

処理ができないときは、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指導により適正な措置を行う。

2 愛護動物への対応

宗像・遠賀保健福祉環境事務所や、福岡県獣医師会等と連携し、放浪している愛護動物等を保護・収容する。

指定避難所において、県と協力して、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行う等、指定避難所の環境悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、折尾警察署等と連携し、必要な措置を講じる。

■ペット同行避難の受入れ

ア 同行避難

災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。

イ 避難所におけるペットの飼養スペース

避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障がい者補助犬は除く。

避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。

第16節 遺体の処理・埋葬

第1 遺体の処理

災害援助班・警備班

1 遺体の捜索

警察等と協力して捜索を行い、遺体を発見したときは、折尾警察署に連絡し、死体取扱い規則に基づいて警察官の検視を受ける。

捜索に必要な資機材を整備し、災害発生時に捜索実施機関（警察、消防、自衛隊等）への配分に努める。

2 遺体の取扱い

医師会等に要請し、遺体の死因その他の医学的検査を実施する。検視及び医学的検査を終了した遺体については、身元が判明しているときは、折尾警察署と協力し遺族に引き渡す。また、遺体の身元が判明しないときは、検査後、町が遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置を行い、遺体を一時保存する。

また、遺体の取り扱いに伴う感染症等の事故を防止するための資機材を整備し、災害発生時に遺体検視所及び遺体安置所への配備に努める。

3 遺体安置所の設置

大規模災害により多くの犠牲者があった場合は、公共施設を利用して仮設の遺体安置所を設置する。

遺体安置所	○遠賀体育センター
-------	-----------

第2 納棺用品等の確保と遺体の収容

災害援助班

葬儀業者に対し、納棺用品やドライアイス等の供給及び遺体の納棺を要請する。処理を終えた遺体は、遺体安置所へ収容する。

また、行方不明者名簿の確認とともに、折尾警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。遺族等の引取人があるときは、遺体を引き渡す。

第3 遺体の埋火葬

災害援助班

1 埋火葬許可書

役場内で遺体の埋火葬許可書を発行する。

2 埋火葬の実施

遺族等が遺体の埋火葬を行うことが困難なとき又は遺族がいないときは、町が遺体の埋火葬を行う。なお、埋火葬方法としては、次のとおりとする。

■埋火葬方法

- 遺体は火葬場で火葬し、火葬台帳を作成する。
- 遺体が多数で火葬できないときは、近隣の自治体等に協力を要請する。
- 引き取り人のない遺骨は、遺留品とともに保管し、町が指定する墓地に仮埋葬する。
- 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理し、引き渡す。
- 外国人等の埋火葬者の風俗、習慣、宗教等に配慮する。
- 遺体の身元が判明しない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき、取り扱う。
- 災害救助法による、遺体の捜索、収容・処理、埋火葬等は福岡県地域防災計画等を参照する。

第17節 文教対策

第1 園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

1 安全の確保

教育支援班・災害援助班

授業等を継続実施することにより、園児、児童、生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、園長及び学校長は、県教育委員会等の指導助言を踏まえ、休業等の措置をとる。

園長及び学校長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、園児、児童、生徒の安全を確保する。

また、災害により、幼稚園や学校にガスの漏出、火災等の危険がある場合は、遠賀郡消防本部、消防団等と連携し、園児、児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。

2 登下校時の危険防止

園長及び学校長は、登下校途中における危険を防止するため、園児、児童、生徒に必要な注意を行う。

また、気象等の状況によっては、休校又は通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引渡し、保護

園長及び学校長は、園児、児童、生徒を帰宅・下校させることが危険なときは、幼稚園や学校で保護者に引き渡す。

保護者の迎えがないときは、幼稚園や学校で保護する。

4 安否の確認

災害が発生したときは、園長及び学校長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、園児、児童、生徒が町外へ避難したときは、保護者からの届出や、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成し、これに基づき避難先に対する照会や連絡を行う。

5 被災児童等のメンタルケア

教育委員会、園長及び学校長は、保健福祉環境事務所や児童相談所等の専門機関と連携して、被災した園児、児童、生徒へのメンタルケアを行う。

また、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。

第2 応急教育

教育支援班

あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

施設の被害を調査し、次のとおり、応急教育の場所を確保する。

また、指定避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能になる場合には、他の公共施設を利用して早急に授業の再開を図る。

なお、指定避難所に指定されている施設については、指定避難所開設の連絡を受けた場合は、教職員は避難所として使用する施設・部屋を開放し、避難者を案内する等、避難所の開設・運営に協力する。

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けたとき	○被害を免れた施設 ○二部授業の実施
施設の全部が被害を受けたとき	○公民館等の公共施設や近隣の学校の校舎等
特定の地域について、 大きな被害を受けたとき	○避難先の最寄りの幼稚園、学校、公共施設 ○応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行う等、授業再開に努め、安心メール等で速やかに園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等必要な措置を講じる。

2 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

学習に関する教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ○教具等を必要とするものは、なるべく避ける。 ○健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水、食料、手洗い等の飲食関係の衛生指導 ○衣類、寝具の衛生指導 ○住居、便所等の衛生指導 ○入浴等身体の衛生指導
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ○児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて、事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○園児、児童、生徒の心のケア対策を行う。

3 学用品の調達及び支給

災害により住宅に被害を受け、学用品を喪失又はき損する等就学上支障が生じた児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む。）、文房具及び通学用品を調達し、支給する。

4 学校給食の措置

給食施設・設備、物資等に被害があったときは、給食実施の可否について決定する。その場合、給食施設等に応急措置を施し、衛生管理に特に留意して、できる限り継続実施するように努める。

第3 応急保育

災害援助班

園長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設で保育ができないときは、臨時の場所を確保する。

緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

第4 文化財応急対策

教育支援班

文化財が被害を受けたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、町（教育支援班）を通じて県教育委員会に報告する。

町が所有又は管理する文化財については、その被害状況を調査して、県教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずる。

第18節 公共施設等の応急対策

第1 水道の応急対策

災害活動班

1 応急対策

水道施設等が被災し、機能停止したときは、取水施設、配水設備、配水管等の被害状況を調査し、速やかに応急復旧対策を行うよう中間市上下水道局に働きかける。

2 復旧対策

住民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報するとともに、必要に応じて災害時協力業者や他自治体の水道事業者等の協力を得ながら、中間市上下水道局と連携して復旧対策を行う。

第2 下水道の応急対策

災害活動班

下水道施設等が被災し、機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行う。

1 応急対策

汚水管渠、污水处理施設の被害状況を調査し、次の応急対策を行う。

■応急対策

- 汚水管渠は、汚水の疎通に支障のないよう、迅速に応急措置を講じる。
- 終末処理場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 終末処理施設等が破損し、漏水が生じたときは、迅速に破損箇所の応急修理を行う。
- 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、応急処置を行う。

2 復旧対策

住民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況及び排水禁止区域等を広報するとともに、復旧対策を行う。

また、下水道施設が被災したときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会等の協力により、応急復旧を行う。

第3 電気の応急対策

災害活動班

災害により電気の供給が停止し、又は停止するおそれがあるときは、九州電力送配電（株）が定める防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

九州電力送配電（株）に対し、対策組織の設置、被害状況の調査、災害対策活動の実施を要請する。

2 復旧対策

住民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通し等について広報するとともに、九州電力送配電（株）に対し、復旧事業を実施するよう要請する。

第4 電話の応急対策

災害活動班

通信事業者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するための情報の収集を行い、通信を確保する。

1 応急対策

通信事業者に対し、被害状況の調査、応急対策活動の実施を要請する。

■ 応急対策の内容

- 通信輻輳の緩和及び重要通信の確保
- 被災地特設公衆電話の設置
- 災害伝言ダイヤル（171）の提供
- 災害用ブロードバンド伝言板（web171）の提供

2 復旧対策

回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努める。

復旧対策に当たっては、次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上を優先回線として復旧する。

- 第一順位：気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛の機関
輸送確保、通信確保、電力供給確保に直接関係がある機関
- 第二順位：ガス供給確保、下水道・水道供給確保、報道、金融の機関
国又は地方公共団体の機関（第一順位以外）

住民に対して、報道機関と連携して、故障情報、回線情報、輻輳回避策及び利用案内等について広報するとともに、通信事業者に対し、復旧事業を実施するよう要請する。

第5 ガス施設の応急対策

災害活動班

ガス事業者は、災害が発生したときは、ガス施設等について被害状況を調査し、必要に応じて二次災害防止の措置を行い、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

ガス事業者に対し、情報の収集、被災状況の調査を要請する。また、地元テレビ等を通じて、二次災害発生防止の観点から、保安確保のための放送を依頼する。

2 復旧対策

被災の正確な情報に基づき、必要な復旧対策を整え、復旧事業を実施するよう要請する。

第6 道路・橋りょうの応急対策

災害活動班

道路管理者等は、災害が発生したときは、道路、橋りょうについて被害状況を調査し、道路啓開（障害物の除去、応急復旧）等を行い道路機能の確保に努める。

道路啓開等に当たっては、災害対応拠点をつなぐ道路（啓開道路）を最優先に取り組み、その他の道路啓開優先順位を決定するにあたっては、ライフライン事業者の被災状況を考慮する。

1 応急対策

災害が発生したときは、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査する。通行が危険な路線・区間は、公安委員会に通報し、交通規制等の措置を要請する。

また、町道以外の道路が被災し通行に支障をきたすときは、道路管理者に通知し、応急復旧の実施を要請する。

2 復旧対策

町道が被災したときは、災害時協力業者等の協力により応急復旧を行う。また、町単独での実施が困難なときは、県や自衛隊等に対し応援を要請する。

第7 鉄道施設の応急対策

災害活動班

災害が発生したときは、九州旅客鉄道（株）は応急復旧対策を行う。

1 応急対策

災害発生時における列車の運転規則に基づき対応を図る。

2 復旧対策

正確な状況把握を行い、諸規則に基づき復旧計画等を策定し、速やかな復旧を図る。

第8 その他の公共施設の応急対策

総務連絡班・災害活動班

災害が発生したときは、役場や公民館等の公共施設について、利用者等の安全確保と施設機能の保全・回復のため、応急対策を行う。

1 利用者の安全確保

対策に当たっては、利用者等の安全確保の点から、施設利用者等の避難誘導及び人命救助を第一とする。

また、館内放送や職員の案内等により、混乱を防止する。なお、応急措置の状況を災害対策本部へ報告する。

2 施設機能の保全・回復

施設機能の保全・回復に当たっては、施設の被害調査を速やかに行い、危険箇所に対し、立入り禁止等の危険防止措置を行う。

また、機能確保のため必要限度内の復旧措置を行うとともに、電気、電話、ガス、水道等の補修が困難なときは、関係機関に応援を要請する。

第19節 農業施設等応急対策

第1 農業施設等応急対策

総務連絡班・災害活動班

県や関係機関と連携を図りながら、農業施設等の被害の実態を早期に調査し、応急復旧を図る。

農作物の状況や、かんがい排水施設の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じて、施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。

第2 ため池の応急対策

災害活動班

ため池管理者は、ため池に決壊のおそれが生じたときは、緊急パトロールを実施して危険箇所を把握し、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。危険箇所については、貯水位の低減や堤体の補強等を行う。

町は、ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報するとともに、人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。また、ため池施設の被害は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあることから、速やかに応急対策を行う。

第20節 帰宅困難者対策

第1 町内からの帰宅困難者対策

総務連絡班

町外から本町に来ていて、公共交通機関が運行を停止したことにより帰宅が困難となった滞留者について、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、公共施設や、企業の協力による施設などの一時滞在施設を確保し、収容する。

また、帰宅困難者に関する町内外間の情報収集と伝達に努めるとともに、食料や飲料水の配給を行う。

第2 町外からの帰宅困難者対策

総務連絡班

本町から町外に出ていて帰宅が困難となった滞留者について、町内外間の情報収集と伝達に努めるとともに、関係自治体に対して一時的な収容や、食料・飲料水の支給等の支援を要請する。

第21節 災害警備活動

第1 警備体制の確立

総務連絡班

1 災害警備体制の確立

折尾警察署は、災害が発生したときは、迅速に警備体制を確立する。

2 警察の役割

折尾警察署は、次の事項について、住民等の生命と身体の保護を第一とした災害警備活動に努める。

■災害警備活動の内容

- 情報の収集及び伝達
- 被害実態の把握
- 警戒区域の設定
- 被災者の救出・救護
- 行方不明者の捜索
- 被災地、危険箇所等の警戒
- 住民等に対する避難指示及び誘導
- 不法事案等の予防及び取締り（防犯）
- 避難路及び緊急輸送路の確保
- 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- 民心の安定に必要な広報活動
- 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集
- 関係機関の応急対策等に対する協力

第2 防犯活動への協力

警備班

1 巡回パトロール

折尾警察署、自主防災組織及び消防団と連携し、放火・窃盗・暴力その他の犯罪防止のため、被災地及び避難所の巡回パトロールを行う。

特に、高齢者、女性や子ども等の要配慮者の安全・安心の確保に配慮する。

2 防犯活動への協力要請等

防犯組合に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。

第22節 複合災害対策

第1 複合災害対策の概要

本町における複合災害としては、大きな被害をもたらす風水害と地震・津波災害が同時に又は連続して発生する事態が想定される。

複合災害時にも、本計画に掲げる予防対策の実施を前提として、応急対策等を実施していくこととなるが、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となることに加え、応急対策において、先行して発生した災害による交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となる中で、新たな災害への対応をしていく必要が生じる等、より対応が困難となる状況が予想される。

例えば、地震による交通・輸送網・通信網の寸断、ライフラインの不通、町庁舎等の対応拠点の損壊等の被害が生じた状況下で、大雨に対する水防活動、浸水や土砂災害に対する避難誘導、土砂災害からの救助・救急活動等を実施することが必要となる。あるいは、市街地の多くが浸水し、大雨が続く中で、建物の倒壊等による被災者の救助・救急活動等を実施することが必要となる。

このような事態に対して、必要な人員や資機材を確保し、それらを有効に活用できる体制を整備することが重要となる。

第2 基本的な考え方

複合災害時には、一つの災害が収まった後にも別の災害が継続した状況になることも想定されるため、災害対応が可能な安全な施設を確保し、災害応急対策に当たることが基本とする。

災害応急対策の実施に当たっては、発生したそれぞれの災害の程度や被害の度合い、その進展に鑑み、命を守る観点からの対策を優先して行うことを基本的な判断基準として、人員や資機材を投入する。

また、複合災害時には、単一の災害時に比べ、より情報と人的資源が不足した状況となり、対応が困難となることが想定されるため、単一の災害時以上に情報収集及び情報共有に努める。

第3 災害活動体制

複合災害時において、先に発生した災害に多くの人員を派遣し、後に発生した災害への対応が遅れる事態を回避し、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、適切な人員配置を図るとともに、速やかに県、他市町村及び防災関連機関への応援要請を行う等、迅速に活動体制を確立する。

第4 避難等の防災対策

地震災害後に大雨等が予想される場合は、複合災害を考慮して、避難指示等の発令を行う。また、単一の災害時以上に住民への情報伝達に困難が予想されることを踏まえ、複合災害を考慮した情報伝達を行う。

第4章 地震・津波災害応急対策計画

第4章 地震・津波災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 職員の動員配備

総務連絡班

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報や災害の状況に基づき、次の配備基準による。(配備要員は必要に応じて増減する。)

■ 配備基準【地震・津波災害】

組織	配備	配備基準	主な活動内容	配備要員
災害警戒本部	地震津波第1配備	※ 参集前は原則、自宅待機 ○ 町域にて震度3の揺れを感じたとき ○ 町域に津波注意報が発令されたとき ○ 防災安全係から参集を受けたとき ○ その他、総務課長が必要と認めたとき	○ 災害情報の収集、伝達 ○ 被害拡大防止に向けた警戒 ○ 各公共施設の管理	地震・津波第1配備要員 (総務課長、防災担当職員、各施設管理課員)
	地震津波第2配備	○ 町域にて震度4の揺れを感じたとき ○ 町域に津波警報が発令されたとき ○ その他、総務課長が必要と認めたとき	○ 町内の被災状況確認 ○ 局地的な応急対策活動 ○ 各公共施設の管理	地震・津波第2配備要員 (全課長、各班で定める職員)
災害対策本部	地震津波第3配備	○ 町域にて震度5以上の揺れを感じ、全庁的な警戒体制が必要になったとき ○ 町域に津波警報以上が発令されたとき ○ その他、町長(本部長)が必要と認めたとき	○ 町の組織及び機能のすべてによる応急対策活動	地震・津波第3配備要員 (全職員)

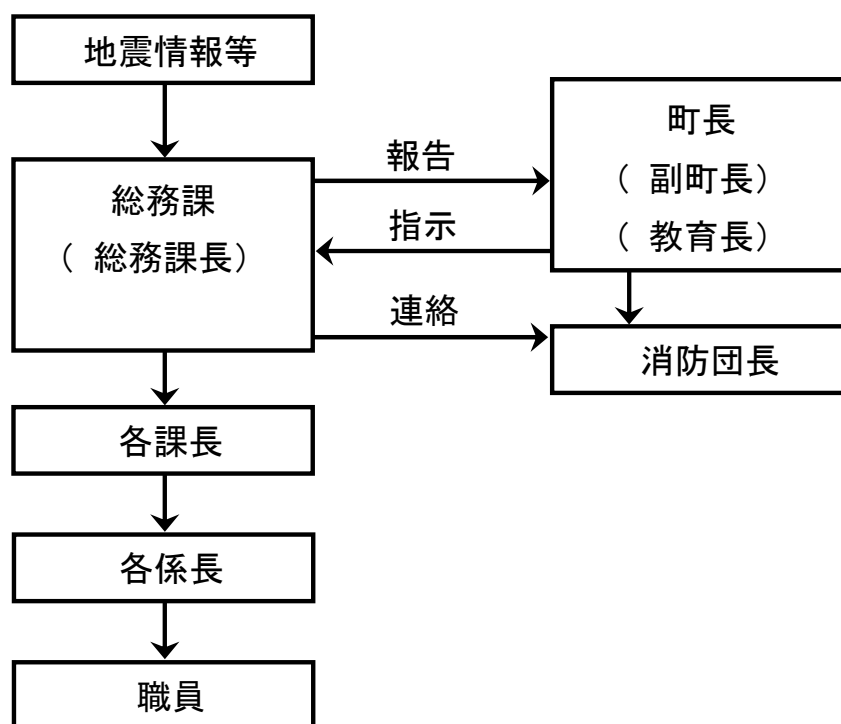
注) 震度は気象庁発表の値を用いる

※町職員は、気象庁や遠賀町ホームページ、防災メールまもるくん(福岡県)等から気象情報を収集し、ライデンでの参集に備え、可能な限り自宅待機する。

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、勤務時間外（夜間、休日も含む。）において、前記の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき又は推定されるときは、該当職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。



3 参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。

交通の途絶等で参集が困難なときは、最寄りの指定避難所に参集し、参集場所を所属課長に報告後、指示を仰ぐ。

なお、勤務時間外に震度4以上の地震が発生した場合、事前指名された地区担当職員は、担当地区内の被害状況を把握し、連絡する。

4 参集の報告

参集した職員は、所属課長に参集報告を行う。

各課長は、課内の参集状況を取りまとめ、各班長に報告する。各班長は班内の参集状況を取りまとめ、総務課長に報告する。総務課長は、職員の参集状況を取りまとめ、町長に報告する。

5 配備職員

各配備体制における配備職員は、次のとおりとし、必要に応じて増減するものとする。

■各課の配備体制【地震災害】

課名	災害警戒本部体制		災害対策本部体制
	地震・津波 第1配備	地震・津波 第2配備	地震・津波 第3配備
総務課	課長 防災担当職員	課長 防災担当職員	全職員
行政経営課		課長 施設管理職員	
企画政策課		課長 広報担当職員	
住民課		課長	
税務課		課長	
福祉課		課長 施設管理職員	
健康こども課		課長 施設管理職員	
産業振興課		課長 指定された職員	
都市計画課		課長 指定された職員	
建設課		課長 指定された職員	
駅周辺都市整備推進室		室長 指定された職員	
会計課		課長	
生涯学習課		課長 施設管理職員	
学校教育課		課長 学校管理職員	
議会事務局		局長	

■ 配備基準【地震災害】

地震	津波	配備体制
震度2	国外等の地震により数時間後に津波到達の可能性ある場合など	予防配備
震度3	津波注意報発令から	第1配備
震度4	津波警報（津波）発令から	第2配備
震度5以上	津波警報（大津波）発令から	第3配備

注) この基準は、災害発生時の目安であり、本部の判断により配備体制が変更される可能性がある。

※町職員は、気象庁や遠賀町ホームページ、防災メールまもるくん（福岡県）等から気象情報を収集し、ライデンでの参集に備え、可能な限り自宅待機する。

第2 災害警戒体制

総務連絡班

1 災害警戒本部の設置

次の基準のいずれか1つに該当し、必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置して地震・津波災害警戒体制の第1、2配備を行う。

■ 災害警戒本部の設置基準

- 町域にて震度3から4の揺れを感じたとき
- 町域沿岸に津波注意報以上が発令されたとき
- その他の状況により、総務課長が必要と認めるとき

2 指揮の権限

災害警戒本部の基準を満たした場合は災害警戒本部を設置し、総務課長が指揮を行う。やむを得ない事情がある場合は、第一順位行政経営課長、第二順位号給上位の課長の代行順位で指揮を行う。

3 災害警戒本部の活動内容

地震・津波災害警戒体制の第1、2配備を行い、次の警戒活動を行う。

- 地震及び津波情報等の収集、伝達
- 地震及び津波による被害拡大防止に向けた情報収集、警戒巡視
- 県及び関係機関への被害状況等の伝達
- 住民への地震及び津波情報等の伝達

4 災害警戒体制の解除

予想された災害の危険が解消したと認められるとき、また、災害が拡大等により災害対策本部へ移行したときは、災害警戒本部を廃止する。

第3 災害対策体制

総務連絡班

1 災害対策本部の設置

次の基準のいずれか1つに該当し、必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置して地震・津波災害対策体制の配備を行う。

■災害対策本部の設置基準

- 町域で震度5以上の地震が発生したとき
- 地震で多数の被害が発生したとき
- 町域沿岸に津波注意報以上が発表されたとき
- 町域で津波による多数の被害が発生したとき
- その他、町長が必要と認めるとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、庁舎内に置く。また、本部会議室及び本部室を設置するとともに、関係機関連絡室、自衛隊等応援機関が事務を行うための事務室、記者発表を行うプレスルーム等を設けるよう努める。
- 災害対策本部を設置したときは、役場正面玄関及び本部室前に標識を掲示する。
- 災害対策本部での活動を円滑に遂行するため、災害対策本部関係者以外の出入りについては行わないようにする。
- 役場が建物損壊等により機能を全うできないときは、町長の判断により、災害対策本部を移設する。

災害対策本部の移設先

○遠賀町食育交流・防災センター

2 現地災害対策本部

被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部の概要は、次のとおりとする。

■現地災害対策本部の概要

- 現地災害対策本部の責任者（現地災害対策本部長）は、副町長とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

3 災害対策本部の廃止

災害の危険が解消したと認められたとき又は災害発生後における応急対策が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止し、必要に応じて災害復旧・復興本部に移行する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各課	庁内放送、メール等
関係機関	防災行政無線、メール、一般電話等
住民等	広報車、報道機関等、防災行政無線(同報系)、町HP、町公式LINE、遠賀町災害情報配信サービス(電話・メール・FAX)、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」
報道機関	メール、一般電話、口頭、文書等

第4 災害対策本部の運営

総務連絡班

1 指揮の権限

災害対策本部の指揮は町長が行う。なお、町長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

なお、次の代行順位にて災害対策本部の設置及び指揮を行うことができない場合には、総務連絡班の協議により代行者を決める。

■代行順位

- 第1順位 副町長
- 第2順位 総務課長

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりとする。ただし、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行等により、交代要員の確保を図る。

本部長	町長	○災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長	○本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	教育長、総務課長、行政経営課長、企画政策課長、産業振興課長、税務課長、住民課長、福祉課長、健康こども課長、都市計画課長、建設課長、駅周辺都市整備推進室長、生涯学習課長、学校教育課長、会計課長、議会事務局長、消防団長	○本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
班長	本部長が指名	○本部長の命を受け、班の事務を処理する。
班員	本部長が指名	○本部長の命を受け、災害対策事務に従事する。

3 災害対策本部会議

本部長（町長）は、必要に応じて災害対策本部会議を開催し、災害応急対策等の決定等を行う。

■本部会議の開催時期

- 災害対策本部設置時
- その他本部長が必要と認めたとき

■本部会議の構成員

- 本部長
- 副本部長
- 本部員
- 総務課（事務局）

■協議事項

- 被害状況の把握
- 応急対策活動の調整
- 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止
- 自衛隊、県、他自治体及び関係機関等への応援要請
- 警戒区域の設定、避難の指示

- 災害救助法の適用
- 応急対策に要する予算及び資金
- 国、県等への要望及び陳情
- その他災害対策の重要事項

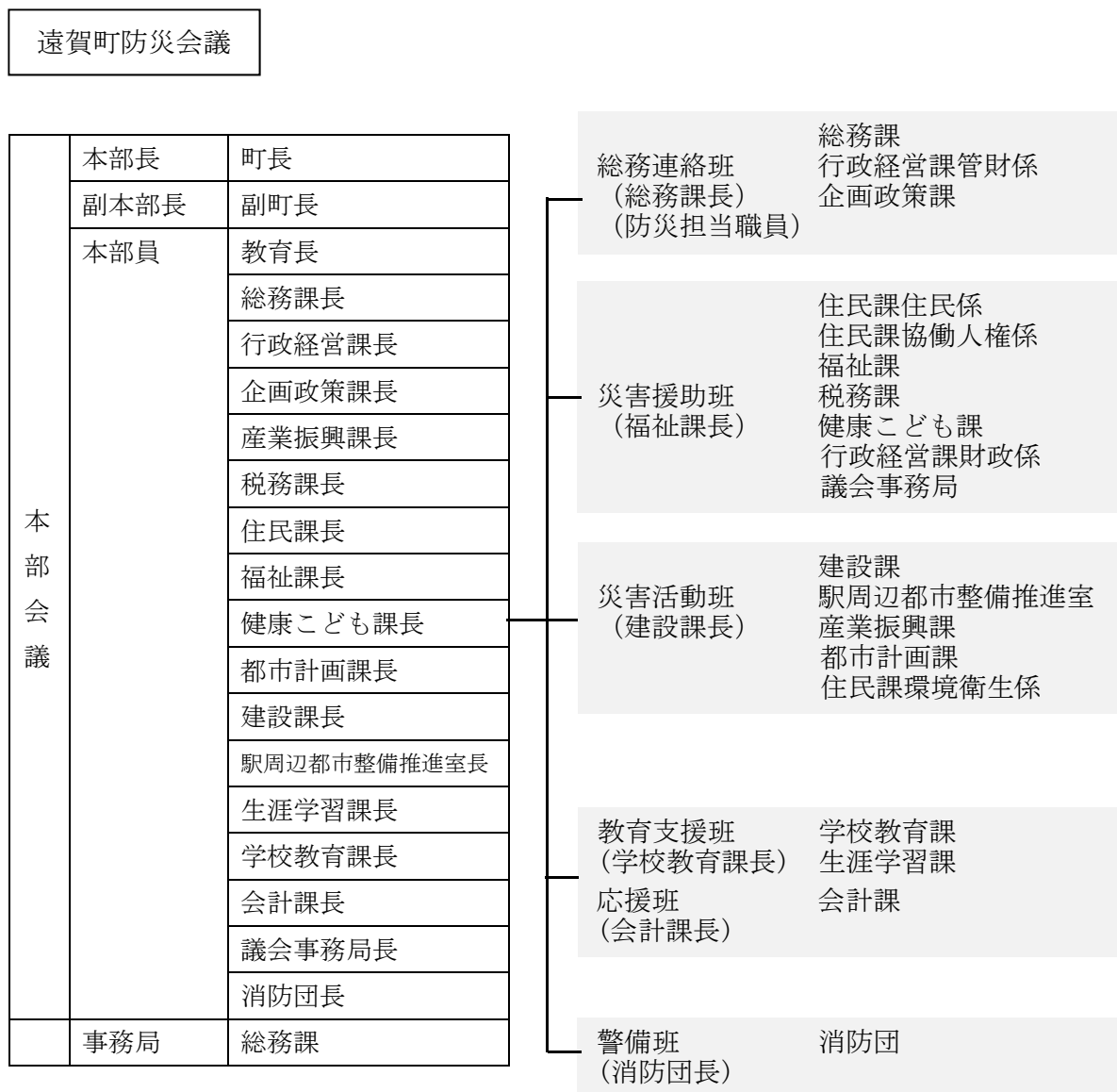
4 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、折尾警察署、ライフライン機関等で構成する連絡室を総務課に設置し、災害対策本部との連携を図る。

5 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、「遠賀町災害対策本部の事務分掌」のとおりとし、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

■遠賀町災害対策本部組織図



■遠賀町災害対策本部の事務分掌

注1) 初動は災害警戒又は発生～2日目まで、応急は3日目～7日目まで、復旧は8日目以降に開始し、各々終息するまで実施

注2) ◎は特に優先度が高く、優先的に行うべき事項

注3) 大規模災害時の初動活動は、全職員体制で対応する

主担当 対策班名	初 動	応 急	復 旧	分掌事務	副担当 対策班名
総務連絡班	◎			気象情報等の収集、伝達	
	◎			職員の動員配備	
	◎			消防団員の動員	警備班
	◎			避難情報の発令	
	◎			避難所、避難場所の確保及び開設要請	災害援助班、教育支援班
	◎			災害対策本部の事務(設置・廃止、庶務)	
	◎			災害対策本部会議に関する事務	
	○			警戒区域の設定	災害活動班
	○			各班との連絡調整	
	○			県、関係機関との連絡・調整	
	○			住民組織(自主防災組織等)との連絡	
	○			国、県、関係機関への被害状況等の報告・通知	
	○			通信機能の確保、情報システムの復旧	
	○			自衛隊派遣要請、受入れ・連絡調整	
	○			県、他市町村等への応援要請、連絡調整	
	○			災害広報	災害援助班
	○			報道機関への協力要請、報道対応	災害援助班
	○			災害時の車両・燃料・電源の確保	
	○			緊急通行車両の確認申請	
	○			災害に関する写真、ビデオ等による記録	災害援助班
	○			帰宅困難者対策	
			○	本部の食料、飲料水等の確保	
			○	災害救助法の適用申請、関係資料の作成等	
			○	公共施設、公共空地の利用調整	
			○	広域避難者の受入れ調整	
			○	災害復旧計画	災害活動班
			○	罹災証明書の発行	災害援助班
			○	見舞者等への応接	
			○	復興計画の企画立案	災害活動班
			○	災害応急対策に係る財政措置	
		○	防災会議		

主担当 対策班名	初 動	応 急	復 旧	分掌事務	副担当 対策班名
災害援助班	◎			要配慮者の安否確認、避難支援	総務連絡班、警備班
	◎			旅行者等の安全確保	総務連絡班、警備班
	◎			緊急避難場所の開設、避難所の開設及び運営	教育支援班
	○			行方不明者等の調査	
	○			避難所の要配慮者の支援、福祉避難所の確保	教育支援班
	○			被災者の確認	
	○			食料、飲料水及び生活物資の確保、支給	総務連絡班
	○			緊急輸送	
	○			県保健福祉環境事務所、医師会との連絡調整	総務連絡班
	○			医療救護所の設置及び医療救護活動の支援	総務連絡班
	○			医薬品、医療資機材の確保	総務連絡班
	○			遺体の収容・安置・埋葬及び納棺用品等の確保	総務連絡班
	○			議員への災害関連情報の伝達	
		○		物資集配拠点の設置	総務連絡班
		○		炊き出しの実施、支援	
		○		救援物資の受入れ、仕分け等	災害活動班
		○		災害ボランティアセンターの運営	
		○		被災者相談	総務連絡班
		○		被災者の健康と心のケア対策	教育支援班
			○	義援金の受入れ、保管、配分	応援班
			○	災害弔慰金等の支給	応援班
		○	遺失物		
		○	被災者への各種支援	総務連絡班	
		○	住家の被害認定	災害活動班	
災害活動班	◎			風水害、土砂災害の警戒活動	警備班
	◎			避難道路及び輸送道路の確保	警備班
	○			交通情報の収集、道路規制	総務連絡班
	○			道路、河川等の障害物の除去	警備班
	○			臨時ヘリポートの設置	総務連絡班
	○			仮設トイレの設置	総務連絡班
		○		防疫活動	
		○		被災建築物の応急危険度判定	
		○		被災宅地の危険度判定	
		○		民間建築物の被害調査	
		○		公共施設の応急対策	総務連絡班、災害援助班、教育支援班
		○		し尿・ごみの処理	
		○		被災地の防疫	

主担当 対策班名	初 動	応 急	復 旧	分掌事務	副担当 対策班名
		○		動物の保護・収容	
災害活動班			○	被災宅地の応急処置	
			○	応急仮設住宅の供給及び被災住宅の応急修理	
			○	応急仮設住宅の入居者選定	災害援助班
			○	災害廃棄物の処理	総務連絡班
教育支援班	○			園児、児童、生徒の安全確保、安否確認、避難支援	災害援助班、警備班
			○	応急教育、応急保育	
応援班			○	見舞者等への応接	
			○	義援金の受入れ、保管、配分	
			○	災害弔慰金等の支給	
警備班	◎			消火活動	
	◎			水防活動	
	◎			救助活動	
	◎			救急活動	
	◎			避難誘導	総務連絡班
	◎			行方不明者の捜索	
各班共通	○			所管施設、所管事項の被害調査、応急対策	
	○			本部調整に基づく所管事項に関する業者等への協力要請	
		○		本部の指示、調整に基づく本部内の各班応援	

第2節 情報の収集伝達、災害警戒

第1 地震・津波情報の収集伝達

総務連絡班・警備班

1 地震・津波関連情報の発表

福岡管区気象台から発表される地震・津波関連情報の種類・内容は次のとおりである。なお、遠賀町は福岡県北九州地域に位置する。

■緊急地震速報（警報）

種類	発表の条件	内容
緊急地震速報（警報）	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合	○地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 ○強い揺れ（震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名

注1）震度6弱以上、長周期地震動階級4が予想される場合を特別警報（地震動特別警報）に位置付けられるが、特別警報を通常の警報と区別せず発表

注2）内陸の浅い場所で発生した地震において、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

■地震情報

種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	・「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	・地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）

種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

■津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<高さ≤3m)	高い	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

■津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

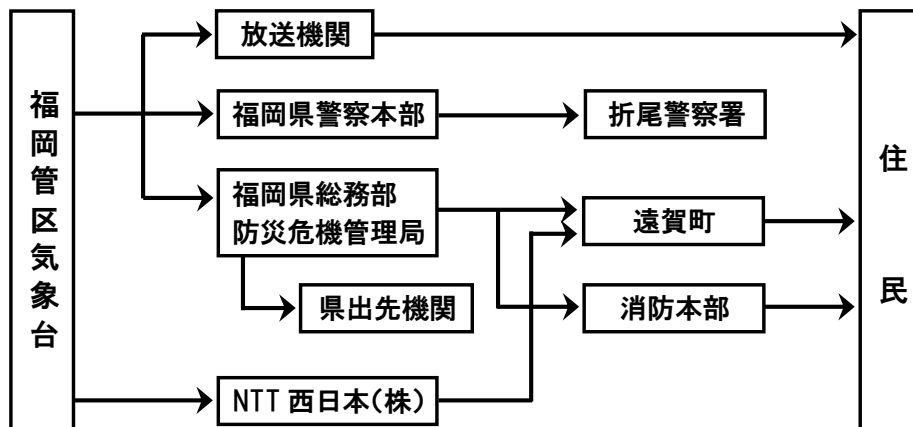
2 異常現象発見時の通報

地震に関する異常な現象(数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震等)を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報するものとする。警察官はその旨を町に通報する。

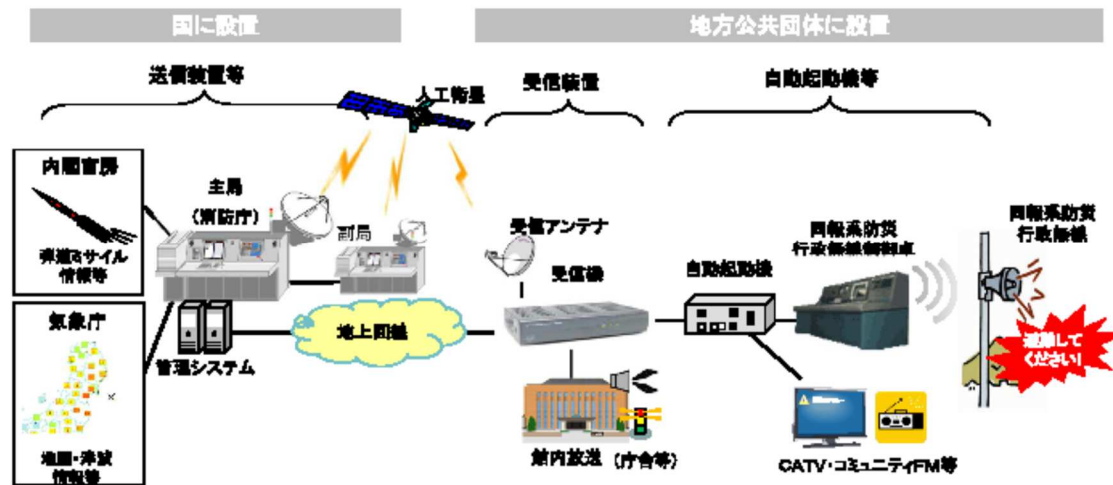
通報を受けた町は、福岡管区気象台及び県(防災危機管理局)、その他関係機関に通報する。

3 伝達系統

住民への周知方法は、下図の他に全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の伝達系統もある。



【J-ALERTの概念図】



4 地震・津波情報伝達対策

気象庁より緊急地震速報、津波警報・注意報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、住民等に対し必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対する取るべき措置の伝達周知を行う。

■地震・津波情報の住民への周知方法

- 町防災行政無線(同報系)
- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)により自動起動された同報系防災行政無線
- ラジオによる同報的運用
- 福岡県災害緊急情報自動配信システムの活用による放送事業者への情報提供
- 広報車の利用
- 電話・口頭・屋外拡声器・戸別受信器による戸別通知
- その他直接的な方法
- 自主防災組織等を通じての通知
- 他機関を通じての通知
- エリアメール
- 遠賀町災害情報配信サービス
- 県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」等

5 津波災害応急対策

津波が発生した場合、職員の非常参集体制のもと、応急活動のためのマニュアルに基づき、関係機関等と連携しながら適時適切な防災対策を実施する。

沿岸地域や河川沿いの低い地域の住民は、強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報(大津波・津波)が発表されているときは、自発的に直ちに海浜や河川から離れ、高台等の安全な場所に避難する自衛措置を行う。

■ 応急対策の内容

- 避難誘導者等の安全を確保した上での避難誘導や防災対応
- 要配慮者や大規模商業施設にいる者の避難実施
- 避難指示の発令と住民等への伝達
- 河川遡上による浸水被害を受けるおそれがある地域への退避広報
- 河川監視体制及び通報伝達体制等の確立

第2 通信体制の確保

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第2節／第2「通信体制の確保」に準ずる。

第3 風水害、土砂災害の警戒態勢

総務連絡班・災害活動班・警備班

1 災害警戒本部の設置後の警戒活動

地震・津波による河川堤防等の被害や、河川増水に伴う氾濫等の危険が予測される場合、風水害、土砂災害に対する危険性を抑えるため、災害警戒本部を設置し、警戒活動を行う。

■ 活動内容

- 地震情報等の収集伝達
- 河川、ため池、がけ崩れ等の危険箇所の警戒巡視
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への気象情報等の伝達、自主防災組織への警戒の呼びかけ

2 災害対策本部の設置後の警戒活動

町域で地震の被害が発生し、災害による住民等に対する危険性が予想される場合、被害を最小限に抑えるため、災害対策本部を設置して次の警戒活動を実施する。

■ 活動内容

- 地震情報等の収集伝達
- 河川、がけ崩れ等の危険箇所の警戒巡視
- 被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への地震情報等の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

第4 二次災害防止活動

総務連絡班・災害活動班・警備班

大規模地震の発生に伴う地震や降雨、大規模な火災、危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害に対する活動を行う。

1 地震、降雨等に伴う二次災害の防止

(1) 水害・土砂災害・宅地災害対策

地震や降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害を予防するため、県と連携して、危険箇所の点検を行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関が住民に周知を図り、土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

さらに、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(2) 建築物・宅地災害対策

被災した建築物等の地震等による倒壊や部材の落下、被災した宅地の崩壊等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定や、被災宅地の危険度判定を行う。

ため池施設に被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報するとともに、下流の住民を避難させ、かつ早急に応急工事を実施する。

2 震災消防活動

大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、町及び各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

また、地震による負傷者の、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

3 危険物等取扱施設等の応急措置

大規模地震の発生に伴い危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害の被害を最小限に止めるため、関係機関は相互に

協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講じる。

第5 初期情報の収集

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第2節／第4「初期情報の収集」に準ずる。

第6 被害調査

災害援助班・災害活動班・各班

風水害対策編／第3章／第2節／第5「被害調査」に準ずる。

第7 災害情報のとりまとめ・報告

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第2節／第6「災害情報のとりまとめ・報告」に準ずる。

第8 国への被害報告

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第2節／第7「国への被害報告」に準ずる。

第3節 災害広報・広聴

第1 広報活動

総務連絡班・災害援助班

風水害対策編／第3章／第3節／第1「広報活動」に準ずる。

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

総務連絡班・災害援助班

風水害対策編／第3章／第3節／第2「報道機関への協力要請及び報道対応」に準ずる。

第3 住民等からの問合せ・相談への対応

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第3節／第3「住民等からの問合せ・相談への対応」に準ずる。

第4節 応援要請

第1 自衛隊

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第4節／第1「自衛隊」に準ずる。

第2 県、国等

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第4節／第2「県、国等」に準ずる。

第3 消防応援の要請、受入れ等

総務連絡班・災害活動班・警備班

風水害対策編／第3章／第4節／第3「消防応援の要請、受入れ等」に準ずる。

第4 民間団体等

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第4節／第4「民間団体等」に準ずる。

第5 災害ボランティアの受入れ・支援

災害援助班

風水害対策編／第3章／第4節／第5「災害ボランティアの受入れ・支援」に準ずる。

第6 応援の受入れに関する措置

風水害対策編／第3章／第4節／第6「応援の受入れに関する措置」に準ずる。

第5節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の適用申請

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第5節／第1「災害救助法の適用申請」に準ずる。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第5節／第2「災害救助費関係資料の作成及び報告」に準ずる。

第6節 救助・救急・消防活動

大規模地震時には、倒壊家屋等の下敷き、土砂災害等による生き埋め、津波等による漂流、火災等により救助を要する者が多数発生する。

このため、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救助活動を実施する。

第1 行方不明者の安否確認

災害援助班

風水害対策編／第3章／第6節／第1「行方不明者の安否確認」に準ずる。

第2 救助活動の実施

総務連絡班・警備班

1 住民、自主防災組織及び事業所の役割

地震発生直後の倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織によるところが極めて大きいため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に救助活動を行うとともに、関係機関に協力する。

2 救助隊の編成

災害の規模、状況等に応じて消防団、遠賀郡消防本部等による救助隊を編成し、救助に必要な車輛、その他資機材を調達し、救助情報をもとに災害現場に出動する。

3 応援要請

救助隊だけでは救助活動が困難なときは、折尾警察署、応援協定を締結している消防団等の応援を要請する。

町長は、自衛隊の応援が必要なときは、県知事に応援要請を行う。また、緊急消防援助隊の応援が必要なときは、県に応援要請を行う。車両、特殊機械器具が必要なときは、災害時協力業者等に要請する。

4 救助活動の実施

救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、消防団、遠賀郡消防本部、折尾警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

5 住民及び事業所の救助活動への協力

住民及び事業所は、消防団等の救助隊が救助活動を開始したときはその指示に従い、協力する。

第3 救急活動の実施

警備班

風水害対策編／第3章／第6節／第3「救急活動の実施」に準ずる。

第4 消防活動の実施

警備班

1 基本方針

地震発生時における火災に対する基本方針は、次のとおりである。

■基本方針

- 消防関係者は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。
- 住民及び事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。

2 消火活動

遠賀郡消防本部、消防団は、次の事項に留意して消火活動を行う。

■消火活動の留意事項

- 風向き、市街地の建物分布等を考慮した、最も効果的な消防力の投入
- 延焼火災の少ない地区での、集中的な消火活動の実施による安全地区の確保
- 延焼火災が発生している地区における、早急な住民の避難と、必要に応じた避難路の確保等、安全な方向への避難誘導の呼びかけ
- 危険物の漏えい等のおそれがある地区での、立入り禁止措置と、安全な避難誘導
- 指定避難所、指定緊急避難場所、幹線道路、防災拠点となる施設等の優先的な火災防御

警備班（消防団）は、地震発生時に遠賀郡消防本部と連携して、次の活動を行う。

出火防止	○状況に応じて住民に対し、出火防止の広報を行う。 ○出火時は、住民の協力を得て、初期消火を行う。
消火・救急救助	○火災時は、遠賀郡消防本部と協力し、消火活動を行う。 ○火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避難誘導	○避難指示がなされたときは、住民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

3 消防応援の要請

消防等で相互応援協定を締結している他自治体等に対し、協定に基づき応援を要請する。（第4節第3「消防応援の要請、受入れ等」参照）

4 住民、自主防災組織の活動

火災が発生したときは、初期消火活動を行い、消防関係者が到着したときは、その指示に従う。

5 事業所の活動

火災が発生したとき、関係機関への通報、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■措置内容

- 自衛消防隊による初期消火
- 必要に応じた従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 立入り禁止措置等の実施

第7節 医療救護活動

地震による大規模災害が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護チームの編成派遣や医療救護所の設置、医療品や医療資材の調達等の初期医療体制を整える。

また、初期医療の医療救護所に対応できない場合は、後方医療として災害拠点病院等で対処する。

第1 医療情報の収集

災害援助班

風水害対策編／第3章／第7節／第1「医療情報の収集」に準ずる。

第2 医療救護チーム

災害援助班

風水害対策編／第3章／第7節／第2「医療救護チーム」に準ずる。

第3 医療救護所の設置

災害援助班

風水害対策編／第3章／第7節／第3「医療救護所の設置」に準ずる。

第4 後方医療機関の確保と搬送

災害援助班

風水害対策編／第3章／第7節／第4「後方医療機関の確保と搬送」に準ずる。

第5 医薬品、資機材の確保

災害援助班

風水害対策編／第3章／第7節／第5「医薬品、資機材の確保」に準ずる。

第6 避難者の健康と衛生状態の管理

災害援助班

風水害対策編／第3章／第7節／第6「避難者の健康と衛生状態の管理」に準ずる。

第7 心のケア対策

災害援助班

風水害対策編／第3章／第7節／第7 「心のケア対策」に準ずる。

第8節 交通・輸送対策

第1 交通情報の収集、道路規制

災害活動班

風水害対策編／第3章／第8節／第1「交通情報の収集、道路規制」に準ずる。

第2 道路交通の確保

災害活動班

風水害対策編／第3章／第8節／第2「道路交通の確保」に準ずる。

第3 緊急通行車両の確認申請

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第8節／第3「緊急通行車両の確認申請」に準ずる。

第4 災害応急対策車両の確保、配車

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第8節／第4「災害応急対策車両の確保、配車」に準ずる。

第5 緊急輸送

災害援助班

風水害対策編／第3章／第8節／第5「緊急輸送」に準ずる。

第6 物資集配拠点の配置

災害援助班

風水害対策編／第3章／第8節／第6「物資集配拠点の配置」に準ずる。

第7 臨時ヘリポートの設置

災害活動班・警備班

風水害対策編／第3章／第8節／第7「臨時ヘリポートの設置」に準ずる。

第9節 避難対策

第1 避難の指示

総務連絡班

余震によるがけ崩れ等が発生する場合等、住民の生命に危険が認められる場合、避難の指示等を発令し、住民への周知を図る。

また、津波の場合は、高齢者等避難は行わず、海岸沿いの海岸堤防の海側の区域、低い地域で浸水のおそれがある区域を対象に避難指示を発令する。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保措置」という。）をとらせるための方法等を明確にし、住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

避難指示等は基本的に町長が発令するが、災害発生時の状況により必要がある場合は、以下のとおり、知事、警察官、海上保安官、自衛官が立ち退き等の指示を行うことができる。避難指示は町長が発令する。

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市町村長 (委任を受けた 吏員又は消防 職員)	災対法 第60条 第1項、 第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき ・避難のための立ち退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	必要と認める地域の居移者、滞在者、その他の者	①立ち退きの指示 ②立退き先の指示 ③緊急安全確保措置の指示	県知事に報告 (窓口:防災危機管理局)
知事 (委任を受けた 吏員)	災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の 公示
警察官	災対法 第61条 警察官職務 執行法 第4条	全災害 ・市町村長が避難のため立退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	・必要と認める地域の居移者、滞在者、その他の者 ・危害を受けるおそれのある者	①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③緊急安全確保措置の指示④避難の措置(特に急を要する場合)	災対法第61条 による場合は、 市町村長に通知 (市町村長は知 事に報告)
海上 保安官	災対法 第61条	全災害 ・市町村長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき	必要と認める地域の居移者、滞在者、その他の者	①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③緊急安全確保措置の指示	市町村に通知 (市町村長は知 事に報告)
自衛官	自衛隊法 第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(※1)	警察官職務執行 法第4条の規定 の準用
知事 (その命を受 けた県職員)	地すべり 等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄 する警察署長に 報告
知事 (その命を受け た県職員) 水防管理者	水防法 第29条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	その区域を管轄 する警察署長に 通知 (※2)

※1 警察官がその場にはいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

※2 水防管理者が行った場合に限る。

なお、地震の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示の措置の全部又は一部を町長に代わって県知事が実施する。

避難指示等を発令する場合は、県、遠賀郡消防本部、折尾警察署等の関係機関に連絡する。解除の場合も同様とする。

また、避難指示等（高齢者等避難、避難指示）を適切なタイミングで発令するための具体的な判断基準は、「避難情報に関するガイドライン」による。なお、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があれば、町長は、指定地方行政機関の長や県知事に対して、助言を求めることができる。さらに、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

第2 避難指示等の情報伝達

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第9節／第2「避難指示等の情報伝達」に準ずる。

第3 警戒区域の設定

総務連絡班

地震が発生し人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

水防団および消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、市町村と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要性がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対してその区域への立入の禁止又は退去等の指示を実施する。

発令者	設定状況	根拠法令
本部長 (町長)	○災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
警察官	○上記の場合において、町長もしくはその委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条第2項
自衛官	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、町長もしくはその委任を受けた町職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき	災害対策基本法 第63条第3項

第4 避難者の誘導・移送

警備班・総務連絡班

1 避難者の誘導

地震・津波の規模・状況に応じて、自主防災組織の協力も得ながら安全な最寄りの指定緊急避難場所まで避難誘導・避難援助を行う。この場合、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保措置」について、住民等への周知徹底に努める。

なお、避難誘導・避難援助の対象者は住民、教育施設・保育施設・福祉施設、事業所等の者とし、携帯品等は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。

2 関係機関（者）の相互連絡・協力

関係機関等は、避難指示等の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

3 避難者の移送

被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び周辺自治体の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

4 広域避難

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

広域避難の実施にあたり、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。また、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

5 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

総務連絡班・災害援助班・災害活動班・教育支援班

1 開設

開設する指定緊急避難場所及び指定避難所は、原則的に本部長が地震・津波の規模・状況に応じて選定する。また、指定避難所については、災害の状況を踏まえ要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所の開設を行う。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設は、施設管理者等の協力を得て実施するが、緊急に開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員が実施する。

開設の決定と同時に住民等に周知徹底を図るとともに、災害援助班の職員を避難所等へ派遣する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。指定避難所等に避難してきた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

2 避難所内事務室の開設

避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、運営の拠点とする。

3 報告

指定避難所を開設したときは、県に対し、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び収容人数、対象地区名等について報告を行う。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受取に来ている避難者等についても情報の早期把握に努める。

4 収容人数等の周知

収容人数に達した、又は達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

5 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

第6 指定避難所の運営管理

総務連絡班・災害援助班・災害活動班・教育支援班

風水害対策編／第3章／第9節／第6 「指定避難所の運営管理」に準ずる。

第10節 要配慮者（避難行動要支援者）対策

自らの行動等に制約のある高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者及び避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、災害発生直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずる。

第1 避難行動要支援者の安全確保、安否確認

災害援助班

風水害対策編／第3章／第10節／第1「避難行動要支援者の安全確保、安否確認」に準ずる。

第2 指定避難所等の要配慮者に対する応急支援

災害援助班

風水害対策編／第3章／第10節／第2「指定避難所等の要配慮者に対する応急支援」に準ずる。

第3 福祉避難所等への移送

災害援助班

風水害対策編／第3章／第10節／第3「福祉避難所等への移送」に準ずる。

第4 要配慮者への各種支援

災害援助班

風水害対策編／第3章／第10節／第4「要配慮者への各種支援」に準ずる。

第5 要配慮者の生活の場の確保

災害援助班・災害活動班

風水害対策編／第3章／第10節／第5「要配慮者の生活の場の確保」に準ずる。

第6 外国人及び旅行者への支援

災害援助班・災害活動班

風水害対策編／第3章／第10節／第6「外国人及び旅行者への支援」に準ずる。

第11節 生活救援活動

第1 飲料水の確保、供給

災害援助班

風水害対策編／第3章／第11節／第1「飲料水の確保、供給」に準ずる。

第2 食料の確保、供給

災害援助班

風水害対策編／第3章／第11節／第2「食料の確保、供給」に準ずる。

第3 炊き出しの実施、支援

災害援助班

風水害対策編／第3章／第11節／第3「炊き出しの実施、支援」に準ずる。

第4 生活必需品等の確保、供給

災害援助班

風水害対策編／第3章／第11節／第4「生活必需品等の確保、供給」に準ずる。

第5 救援物資の受入れ、仕分け等

災害援助班

風水害対策編／第3章／第11節／第5「救援物資の受入れ、仕分け等」に準ずる。

第6 被災者相談

災害援助班

風水害対策編／第3章／第11節／第6「被災者相談」に準ずる。

第12節 住宅対策

第1 被災建築物の応急危険度判定

災害活動班

地震が発生し、被災建築物の危険度の判定をする必要があると認めるときは、判定作業を行う。判定作業は、被災建築物応急危険度判定士が、被災建築物応急危険度判定マニュアル（財団法人日本建築防災協会）に基づき、判定を行う。

1 被災建築物応急危険度判定士の確保

被災建物の応急危険度判定をするため、必要とする数の被災建築物応急危険度判定士を確保する。

- 町内建築関係団体へ派遣要請
- 県、他市町村へ派遣要請
- ボランティアの募集広報

2 応急危険度判定の窓口

危険度判定の実施窓口を設置し、被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制を確立する。

- 受入れ判定士の名簿づくり
- 担当地区の配分
- 被災建築物応急危険度判定マニュアルの準備
- 立ち入り禁止等の表示をする用紙の準備
- 判定の統一のための打ち合わせの実施

3 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、被災建築物応急危険度判定士の活動支援を行う。

■判定コーディネーターの業務内容

- 判定実施の補助
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

被災建築物応急危険度判定マニュアル（財団法人日本建築防災協会）に基づき判定を行い、判定結果に基づき、「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、建物の見やすい場所に貼る。

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	○ 建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、立ち入りができない建築物。
要注意	黄色	○ 建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である建築物。
調査済	緑色	○ 建築物の損傷が少なく、使用可能な建築物。

第2 被災宅地の危険度判定

災害活動班

地震が発生し、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき、判定作業を行う。

1 被災宅地等応急危険度判定士の確保

被災宅地等の応急危険度判定をするため、必要とする数の被災宅地等応急危険度判定士を確保する。

- 町内土木関係団体へ派遣要請
- 県、他市町村へ派遣要請
- ボランティアの募集広報

2 判定対象施設

応急判定をする宅地等とは、次に掲げる施設を対象とする。

■判定対象施設

- 擁壁
- 宅盤、切土・盛土、のり面、自然斜面
- 排水施設
- その他

3 応急危険度判定の窓口

危険度判定の実施窓口を設置し、被災宅地等応急危険度判定士の受入れ体制を確立する。

- 受入れ判定士の名簿づくり
- 担当地区の配分
- 判定基準及び復旧技術指針の準備
- 立ち入り禁止等の表示をする用紙の準備
- 判定の統一のための打ち合わせの実施

4 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、被災宅地等応急危険度判定士の活動支援を行う。

■判定コーディネーターの業務内容

- 判定実施の補助
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

5 判定作業

被災度の判定は、国土交通省の防災カルテ等に基づいて行う。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により、宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。特に、災害の状況により必要と認める場合は、地盤工学等の専門家による調査を行う。

第3 応急仮設住宅の建設等

災害活動班

風水害対策編／第3章／第13節／第1「応急仮設住宅の建設等」に準ずる。

第4 応急仮設住宅の入居者選定

災害活動班

風水害対策編／第3章／第13節／第2「応急仮設住宅の入居者選定」に準ずる。

第5 被災住宅の応急修理

災害活動班

風水害対策編／第3章／第13節／第3「被災住宅の応急修理」に準ずる。

第13節 防疫・清掃活動

第1 被災地の防疫

災害活動班

風水害対策編／第3章／第14節／第1 「被災地の防疫」に準ずる。

第2 仮設トイレの設置

災害活動班

風水害対策編／第3章／第14節／第2 「仮設トイレの設置」に準ずる。

第3 し尿の処理

災害活動班

風水害対策編／第3章／第14節／第3 「し尿の処理」に準ずる。

第4 生活ごみの処理

災害活動班

風水害対策編／第3章／第14節／第4 「生活ごみの処理」に準ずる。

第5 河川、道路の障害物の除去

災害活動班・警備班

風水害対策編／第3章／第14節／第5 「河川、道路の障害物の除去」に準ずる。

第6 災害廃棄物処理

災害活動班

風水害対策編／第3章／第14節／第6 「災害廃棄物処理」に準ずる。

第7 動物等への対応

災害活動班

風水害対策編／第3章／第14節／第7 「動物等への対応」に準ずる。

第14節 遺体の処理・埋葬

第1 遺体の処理

災害援助班・警備班

風水害対策編／第3章／第15節／第1「遺体の処理」に準ずる。

第2 納棺用品等の確保と遺体の収容

災害援助班

風水害対策編／第3章／第15節／第2「納棺用品等の確保と遺体の収容」に準ずる。

第3 遺体の埋火葬

災害援助班

風水害対策編／第3章／第15節／第3「遺体の埋葬」に準ずる。

第15節 文教対策

第1 園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

教育支援班

1 安全の確保

園長及び学校長は、地震が発生した場合は、園児、児童、生徒の安全を確保する。
また、地震により、幼稚園や学校にガスの漏出、火災等の危険があるときは、遠賀郡消防本部、消防団等と連携し、園児、児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。

2 登下校時の危険防止

園長及び学校長は、登下校途中における危険を防止するため、園児、児童、生徒に必要な注意を行う。
また、震災の状況によって、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引渡し、保護

園長及び学校長は、園児、児童、生徒を帰宅・下校させることが危険な場合は、幼稚園や学校で保護者に引き渡す。
また、学校等が避難所となることを考慮し、避難所（学校）で保護することも考慮する。

4 安否の確認

災害が発生した場合は、園長及び学校長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。また、園児、児童、生徒が町外へ避難したときは、保護者からの届出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成し、これに基づき避難先に対する照会や連絡を行う。

5 被災児童等のメンタルケア

教育委員会、園長及び学校長は、保健福祉環境事務所や児童相談所等の専門機関と連携して、被災した園児、児童、生徒へのメンタルケアを行う。
また、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。

第2 応急教育

教育支援班

風水害対策編／第3章／第16節／第2「応急教育」に準ずる。

第3 応急保育

災害援助班

風水害対策編／第3章／第16節／第3「応急保育」に準ずる。

第4 文化財応急対策

教育支援班

風水害対策編／第3章／第16節／第4「文化財応急対策」に準ずる。

第16節 公共施設等の応急対策

第1 水道の応急対策

災害活動班

風水害対策編／第3章／第17節／第1「水道の応急対策」に準ずる。

第2 下水道の応急対策

災害活動班

風水害対策編／第3章／第17節／第2「下水道の応急対策」に準ずる。

第3 電気の応急対策

災害活動班

風水害対策編／第3章／第17節／第3「電気の応急対策」に準ずる。

第4 電話の応急対策

災害活動班

風水害対策編／第3章／第17節／第4「電話の応急対策」に準ずる。

第5 ガス施設の応急対策

災害活動班

風水害対策編／第3章／第17節／第5「ガス施設の応急対策」に準ずる。

第6 道路・橋りょうの応急対策

災害活動班

風水害対策編／第3章／第17節／第6「道路・橋りょうの応急対策」に準ずる。

第7 鉄道施設の応急対策

災害活動班

風水害対策編／第3章／第17節／第7「鉄道施設の応急対策」に準ずる。

第8 その他の公共施設の応急対策

総務連絡班・災害活動班

風水害対策編／第3章／第17節／第8「その他の公共施設の応急対策」に準ずる。

第17節 農業施設等応急対策

第1 農業施設等応急対策

総務連絡班・災害活動班

風水害対策編／第3章／第18節／第1 「農業施設等応急対策」に準ずる。

第2 ため池の応急対策

災害活動班

風水害対策編／第3章／第18節／第2 「ため池の応急対策」に準ずる。

第18節 帰宅困難者対策

第1 町内からの帰宅困難者対策

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第19節／第1 「町内からの帰宅困難者対策」に準ずる。

第2 町外からの帰宅困難者対策

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第19節／第2 「町外からの帰宅困難者対策」に準ずる。

第19節 災害警備活動

第1 警備体制の確立

総務連絡班

風水害対策編／第3章／第20節／第1 「警備体制の確立」に準ずる。

第2 防犯活動への協力

警備班

風水害対策編／第3章／第20節／第2 「防犯活動への協力」に準ずる。

第20節 複合災害対策

第1 複合災害対策の概要

風水害対策編／第3章／第21節／第1 「複合災害対策の概要」に準ずる。

第2 基本的な考え方

風水害対策編／第3章／第21節／第2 「基本的な考え方」に準ずる。

第3 災害活動体制

風水害対策編／第3章／第21節／第3 「災害活動体制」に準ずる。

第4 避難等の防災対策

風水害対策編／第3章／第21節／第4 「避難等の防災対策」に準ずる。

第 5 章 事故災害応急対策計画

第5章 事故災害応急対策計画

第1節 大規模事故対策の共通の考え方

第1 大規模事故の対象と対応方針

大規模事故は、風水害及び地震災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲や程度が局地的・限定的で、町全域に甚大な被害が発生することはないと考えられる。

また、大規模事故が発生したときは、一刻も早く人命を救助し、二次災害を防止することが基本となる。

第2 情報の収集、連絡

事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、災害規模に関する情報を集め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、本町域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第3 災害対策本部の設置

事故の状況から判断して災害対策本部の設置等適切な配備体制をとり、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

なお、原子力災害については、第2節で職員の動員配備や災害対策本部の設置等の体制整備について具体的に記載している。

第4 応急対策活動

災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出活動、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

第2節 原子力災害

本節は、原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合の対応及び原子力災害対策特別措置法第15条に基づき緊急事態宣言が発出された場合の原子力緊急事態応急対策（以下「緊急事態応急対策」という。）を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 応急活動体制

総務連絡班

1 職員の動員配置

(1) 配備の基準

災害時の職員の配備は、災害の状況に基づき、次の配備基準による。（配備要員は必要に応じて増減する。）

■ 配備基準

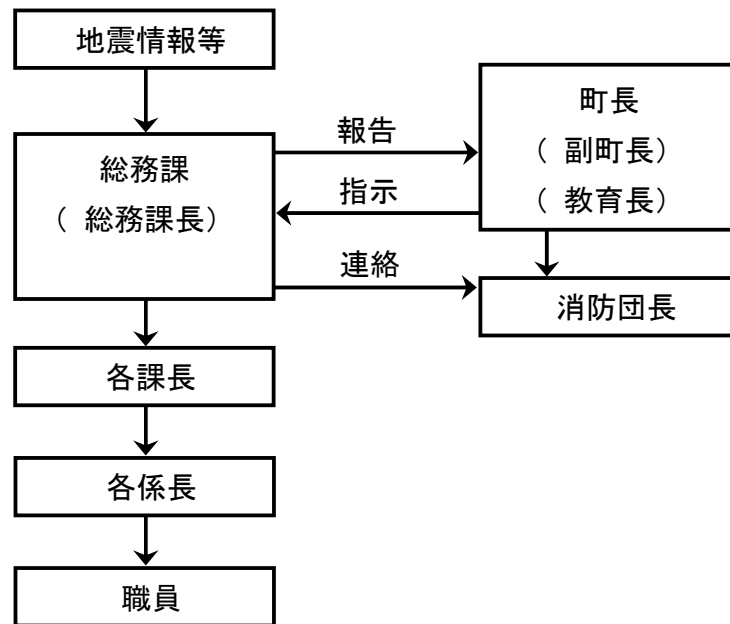
組織	配備基準	主な活動内容	配備要員
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県を通して、原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生の連絡を受けたとき ○ その他、町長(本部長)が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報の収集、伝達 ○ 災害の注意、警戒 	防災担当職員、主な災害 応急対策関係職員
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、被害が本町に及ぶことが明らかになったとき ○ その他、町長(本部長)が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町の組織及び機能のすべてによる 応急対策活動 	全職員

(2) 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、勤務時間外（夜間、休日も含む。）において、前記の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、当該職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■動員指令の系統



(3) 参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。

交通の途絶等で参集が困難なときは、最寄りの指定避難所に参集し、参集場所を所属課長に報告後、指示を仰ぐ。

(4) 参集場所の報告

参集した職員は、所属課長に参集報告を行う。

各課長は、課内の参集状況を取りまとめ、各班長に報告する。各班長は班内の参集状況を取りまとめ、総務課長に報告する。総務課長は、職員の参集状況を取りまとめ、町長に報告する。

(5) 配備職員

各配備体制における配備職員は、次のとおりとし、必要に応じて増減するものとする。

平常時課名	災害警戒体制	災害対策体制
総務課	課長 防災担当職員	全職員
企画政策課	課長 指定された職員	
行政経営課	課長 指定された職員	
住民課		
税務課		
福祉課		
健康こども課		
産業振興課	課長 指定された職員	全職員
都市計画課	課長 指定された職員	
建設課	課長 指定された職員	
駅周辺都市整備 推進室		
会計課		
生涯学習課	課長 指定された職員	
学校教育課	課長 指定された職員	
議会事務局		

2 災害警戒体制

(1) 災害警戒本部の設置

次の基準のいずれか1つに該当し、必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、災害警戒体制の配備を行う。

■災害警戒体制の設置基準

- 県を通して原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生連絡を受けたとき
- その他、町長（本部長）が必要と認めたとき

(2) 指揮の権限

災害警戒本部の基準を満たした場合、災害警戒本部を設置し、総務課長が指揮を行う。やむを得ない事情がある場合は、第一順位企画政策課長、第二順位号給が上位の課長の代行順位で指揮を行う。

(3) 災害警戒本部の活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- 災害情報の収集、伝達
- 災害の注意、警戒

(4) 災害警戒体制の解除等指揮の権限

予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害が拡大等により災害対策本部へ移行したときは、災害警戒本部体制を解除する。

3 災害対策体制

(1) 災害対策本部の設置

次の基準に該当し、必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置し、災害対策体制の配備を行う。

■災害対策本部の設置基準

- 全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、被害が本町に及ぶことが明らかになったとき
- その他、町長（本部長）が必要と認めたとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、庁舎内に置き、本部会議室及び本部室を設置する。
- 災害対策本部を設置したときは、役場正面玄関及び本部室前に標識を掲示する。
- 災害対策本部での活動を円滑に遂行するため、災害対策本部関係者以外の出入りについては行わないようにする。
- 役場が建物損壊等により機能を全うできないときは、町長の判断により、災害対策本部を移設する。

災害対策本部の移設先	○遠賀町食育交流・防災センター
------------	-----------------

(2) 災害対策本部の廃止

災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止し、必要に応じて災害復旧・復興本部に移行する。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各課	庁内放送、メール等
関係機関	防災行政無線、メール、一般電話等
住民等	広報車、報道機関等、防災行政無線(同報系)、町HP、町公式LINE、遠賀町災害情報配信サービス(電話・メール・FAX)、福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」
報道機関	メール、一般電話、口頭、文書等

4 災害対策本部の運営

(1) 指揮の権限

災害対策本部の指揮は町長が行う。なお、町長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

なお、次の代行順位にて災害対策本部の設置及び指揮を行うことができない場合には、総務連絡班の協議により代行者を決める。

■代行順位

- 第1順位 副町長
- 第2順位 総務課長

(2) 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりとする。ただし、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行等により、交代要員の確保を図る。

本部長	町長	○災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長	○本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	教育長、総務課長、行政経営課長、企画政策課長、産業振興課長、税務課長、住民課長、福祉課長、健康こども課長、都市計画課長、建設課長、駅周辺都市整備推進室長、生涯学習課長、学校教育課長、会計課長、議会事務局長、消防団長	○本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
班長	本部長が指名	○本部長の命を受け、班の事務を処理する。
班員	本部長が指名	○本部長の命を受け、災害対策事務に従事する。

(3) 災害対策本部会議

本部長（町長）は、必要に応じて災害対策本部会議を開催し、災害応急対策等の決定等を行う。

■本部会議の開催時期

- 災害対策本部設置時
- その他本部長が必要と認めたとき

■本部会議の構成員

- 本部長
- 副本部長
- 本部員
- 総務課（事務局）

■協議事項

- 被害状況の把握
- 応急対策活動の調整
- 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止
- 自衛隊、県、他自治体及び関係機関等への応援要請
- 警戒区域の設定、避難の指示
- 災害救助法の適用
- 応急対策に要する予算及び資金
- 国、県等への要望及び陳情
- その他災害対策の重要事項

(4) 関係機関連絡室の設置

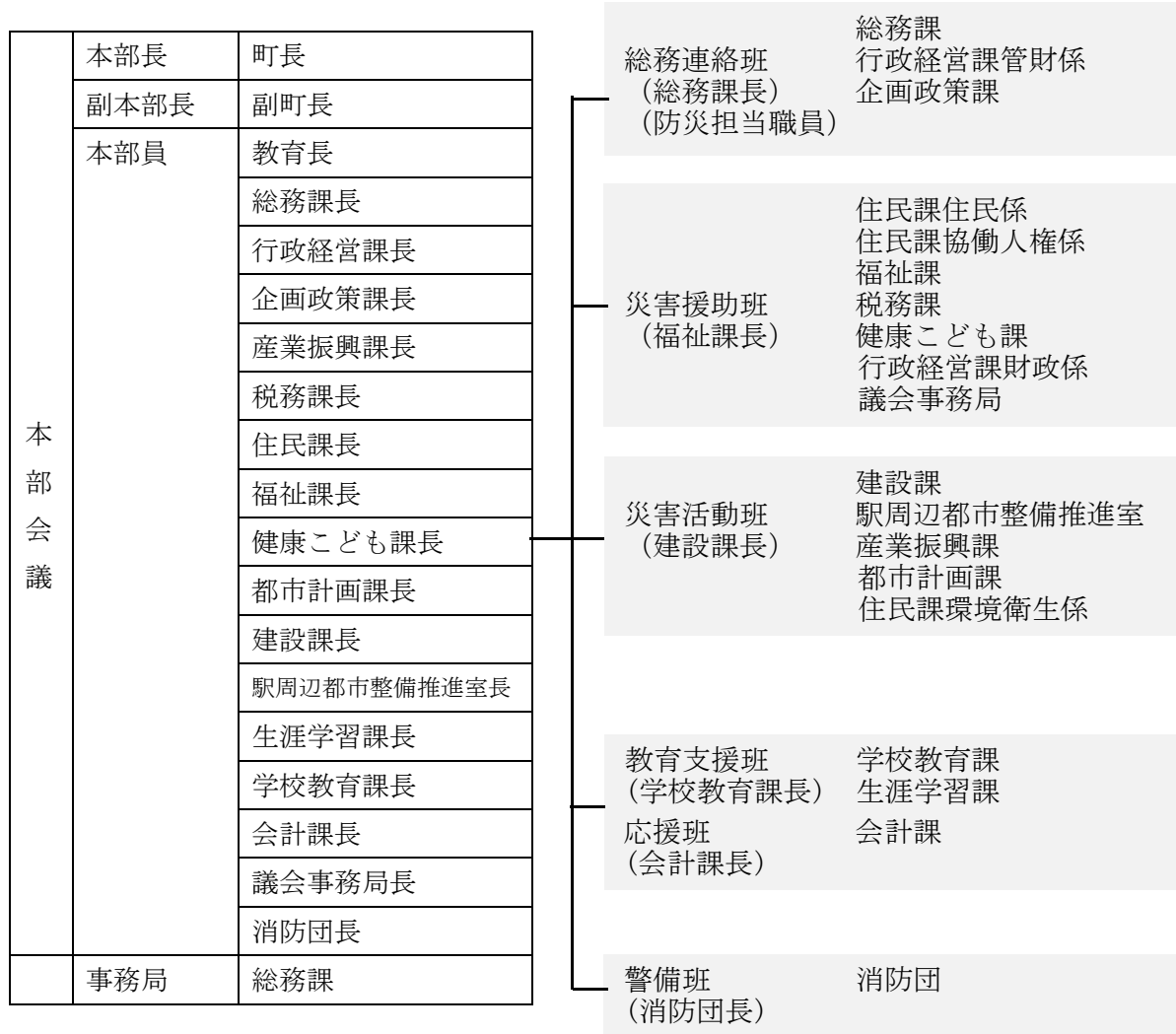
必要に応じて、自衛隊、折尾警察署、ライフライン機関等で構成する連絡室を総務課に設置し、災害対策本部との連携を図る。

(5) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、「遠賀町災害対策本部の事務分掌」のとおりとし、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

■遠賀町災害対策本部組織図

遠賀町防災会議



■遠賀町災害対策本部の事務分掌

注1) 時期区分で、初動は災害警戒又は発生～2日目まで、応急は3日目～7日目まで、復旧は8日目以降に開始し、各々終息するまで実施

注2) 大規模災害時の初動活動は、全職員体制で対応する

主担当 対策班名	初 動	応 急	復 旧	分掌事務	副担当 対策班名
総務連絡班	○			災害状況の把握及び伝達	
	○			広域的避難民等の受け入れに係る協力	災害援助班
	○			住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限	
	○			情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)の影響の軽減	
		○		各種制限措置の解除	
			○	損害賠償の請求等に必要な資料の整備	
災害活動班	○			緊急時モニタリングへの協力	
	○			住民等への汚染農水産物等の出荷制限	
	○			災害時における避難経路及び輸送経路の確保	警備班
			○	放射性物質による汚染の除去	
			○	放射性物質の付着した廃棄物の処理	
災害援助班	○			被ばく者の診断及び措置への協力	
	○			議員への災害関連情報の伝達	
教育支援班	○			文教対策	

第2 情報の収集・伝達

総務連絡班

1 情報の収集

県が、「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定」第2条に基づき、原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合、又は内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合は、国、県、その他自治体、防災関係機関と連携して迅速かつ的確な情報収集を行う。

2 住民への的確な情報伝達

大規模な原子力災害が発生した場合に住民等の危険回避等に資するため、テレビ・ラジオ等の有効活用、防災行政無線や広報車等あらゆる手段を活用し、災害に関する情報の迅速かつ的確な提供に努めるとともに、住民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

なお、住民等への情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にし、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、情報の空白時間が生じないように定期的な情報提供に努める。

また、自主防災組織、民生・児童委員等と協力・連携し、要配慮者への情報伝達に配慮する。

■情報伝達する事項

- 事故・災害等の概況
- 災害応急対策の実施状況
- 避難住民等を受け入れる場合、避難住民等の受け入れを行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力の呼びかけ
- 不安解消のための住民等に対する呼びかけ

第3 対象地域を越える地域における避難

総務連絡班・災害援助班

1 広域避難者の受け入れ

(1) 災害警備体制の確立

UPZに避難指示等が出され、あらかじめ定めている受入れ市町での受け入れが困難になり、本町が避難先として避難者を受け入れる場合においては、指定避難所の設置、主要避難経路から指定避難所への避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

(2) 避難者の健康対策

指定避難所等における避難者の健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査等の緊急被ばく医療に協力する。

2 住民の緊急避難

放射性物質の拡散による影響が予想され、住民の緊急的な避難が必要となった場合には、避難指示を行うとともに、警戒区域の設定及び立入制限、住民への速やかな情報提供を行う。

避難方向や避難場所については、現場や県による情報、風向き等の気象情報等を収集・整理し、適切に判断する。

第4 飲料水・飲食物の摂取制限

総務連絡班・災害活動班

1 飲料水・飲食物の摂取制限

国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、下表の「食品中の放射性物質の規格基準」（食品衛生法）を超える又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

また、水道水については、水道水中の放射性物質に係る管理目標値である放射性セシウム10ベクレル/kgを著しく超過する場合や、長期間超過することが見込まれる場合、他の水道水源への振替、摂取制限等必要な措置を講じる。

汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

■食品中の放射性物質の規格基準（食品衛生法）

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲 料 水	10 ベクレル/kg
牛 乳	50 ベクレル/kg
乳児用食品	50 ベクレル/kg
一 般 食 品	100 ベクレル/kg

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質の新たな基準値」（平成24年4月）

2 農林水産物等の採取及び出荷制限

農林水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの要請内容について周知するとともに、県が要請する次の措置を講じるよう指示する。

- 農作物の作付け制限
- 農林水産物等の採取・漁獲の禁止
- 農林水産物等の出荷制限
- 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- その他必要な措置

3 飲料水・飲食物の供給

県の実情により、飲料水の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて住民への応急給水等の措置を講じる。

4 飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限の解除

県から、飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限の解除があれば、それに基づき制限を解除する。

第5 文教対策

教育支援班

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

1 生徒等の安全確保措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置、通学経路の変更、集団登下校等の措置、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置を行う。

2 学校施設の被害状況の把握、応急措置

学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に関係機関と連携し、放射性物質による汚染の除去（除染）に努める。

3 応急教育の実施

原子力災害により学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、応急教育を実施するとともに、避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

第6 核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対応

総務連絡班

原子力事業者等から核燃料物質等の運搬中の事故が町の区域内で発生した旨の連絡を受けた場合は、県と協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示等必要な措置を講じる。

第7 複合災害対策

総務連絡班

本町において、風水害や地震・津波災害が発生した状況下において、原子力災害が発生した場合には、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となる中で、原子力災害に対する情報伝達・広報活動や広域避難者の受入れ等にも対応していくことが必要となる状況も予想される。

これを踏まえ、発生したそれぞれの災害の程度や被害の度合い、その進展に鑑み、適切な人員配置や外部への応援要請を行い、迅速に活動体制を整備する。

また、複合災害時には、単一の災害時に比べ、より情報と人的資源が不足した状況となり、対応が困難となることが想定されるため、単一の災害時以上に情報収集及び情報共有に努める。

第3節 航空災害

総務連絡班

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

人的被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、本町域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

2 通信手段の確保

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとる。

2 広域的な活動体制

被害の規模等に応じて、応急対策を実施する必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

3 武力攻撃事態等との調整

当初、事故災害と判断して対応したものであっても、その後国民保護法に基づき、政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知あった場合、直ちに国民保護対策本部を設置し、災害対策本部等を廃止する。この場合において実施した各種の措置についても、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な措置を行う。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

1 搜索活動

遠賀郡消防本部、折尾警察等と相互に連携して搜索を実施する。

2 救助・救急活動

災害の実態や規模に応じて、防災関係機関が保有している資機材で対応できないと予想される場合は、県及び他自治体に応援を要請する。また、車両、特殊機械器具が必要なときは、災害時協力業者等に要請する。

なお、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ必要に応じて災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

3 医療活動

県等と連携して、負傷者等に対する医療活動を行うため、医療機関等の協力を得て、近隣医療機関への搬送及び適正な医療救護活動を実施する。

4 消火活動

遠賀郡消防本部及び消防団は、速やかに火災の発生状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

また、災害規模大で、遠賀郡消防本部及び消防団の消防力だけでは対処できない場合は相互応援協定に基づいて応援要請する。

5 惨事ストレス対策

搜索、救助・救急又は消火活動に従事する職員等の惨事ストレス対策の実施に努め、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4 警戒区域の設定、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 警戒区域の設定

地域住民の安全を守るため、必要に応じて警戒区域を設定する。

2 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- ①人命の安全
- ②被害の拡大防止
- ③災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

①第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

②第2段階

- ア 上記①の続行
- イ 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資

③第3段階

- ア 上記②の続行
- イ 災害復旧に必要な物資

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

県等と連携して、被災者の家族等のニーズを十分に把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適正に提供する。

2 住民等への的確な情報の伝達

住民に対し、航空災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

発災後、関係者等からの問い合わせに速やかに対応できるよう専用窓口を設置するなど、人員の配置等の体制の整備に努める。また、住民のニーズを見極め収集・整理・発信を行う。

第4節 鉄道災害

総務連絡班

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

人的被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、本町域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

2 通信手段の確保

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

第2 活動体制の確立

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

また、被害の規模に応じて、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

当初、事故災害と判断して対応したものであっても、その後国民保護法に基づき、政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知あった場合、直ちに国民保護対策本部を設置し、災害対策本部等を廃止する。この場合において実施した各種の措置についても、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な措置を行う。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

また、負傷者等に対する医療活動を行うため、医療機関等の協力を得て、近隣医療機関への搬送又は適切な医療救護活動を実施する。

遠賀郡消防本部及び消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

捜索、救助・救急又は消火活動に従事する職員等の惨事ストレス対策の実施に努め、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- ①人命の安全
- ②被害の拡大防止
- ③災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

①第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

②第2段階

- ア 上記①の続行
- イ 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資

③第3段階

- ア 上記②の続行
- イ 災害復旧に必要な物資

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

県等と連携して、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関等の情報を提供する。

2 住民等への的確な情報の伝達

住民に対し、鉄道災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置するなど、人員の配置等の体制の整備に努める。また、住民のニーズを見極め収集・整理・発信を行う。

第5節 道路災害

総務連絡班

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

人的被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、本町域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

2 通信手段の確保

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

第2 活動体制の確立

1 道路管理者の活動体制

発災後、速やかに災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等、必要な体制をとる。

2 活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

また、被害の規模に応じて、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に応援を要請する。

3 武力攻撃事態等との調整

当初、事故災害と判断して対応したものであっても、その後国民保護法に基づき、政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知あった場合、直ちに国民保護対策本部を設置し、災害対策本部等を廃止する。この場合において実施した各種の措置についても、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な措置を行う。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国又は他の地方公共団体に応援を要請する。

事故災害の発生に備え、資機材等の整備・備蓄を図るとともに、必要に応じて民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

2 医療活動

負傷者等に対する医療活動を行うため、医療機関等の協力を得て、近隣医療機関への搬送又は適切な医療救護活動を実施する。

3 消火活動

遠賀郡消防本部及び消防団は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

4 惨事ストレス対策

捜索、救助・救急又は消火活動に従事する職員等の惨事ストレス対策の実施に努め、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- ①人命の安全
- ②被害の拡大防止
- ③災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

①第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- ②第2段階
- ア 上記①の続行
 - イ 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資
- ③第3段階
- ア 上記②の続行
 - イ 災害復旧に必要な物資

第5 危険物の流出に対する応急対策

1 道路管理者の措置

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動及び避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

2 消防機関の措置

危険物の流出が認められた場合には、直ちに防除活動及び避難誘導活動を行う。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

迅速かつ的確な障害物の除去による道路啓開及び仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

県等と連携し、被災者の家族等のニーズを十分に把握し、道路災害の状況等の情報を適切に提供する。

2 住民等への的確な情報の伝達

住民に対し、道路災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置するなど、人員の配置等の体制の整備に努める。また、住民のニーズを見極め収集・整理・発信を行う。

第6節 危険物等災害

総務連絡班

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

人的被害の状況や火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、本町域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

2 通信手段の確保

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとる。

2 広域的な活動体制

被害の規模に応じて、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

3 武力攻撃事態等との調整

当初、事故災害と判断して対応したものであっても、その後国民保護法に基づき、政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知あった場合、直ちに国民保護対策本部を設置し、災害対策本部等を廃止する。この場合において実施した各種の措置についても、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な措置を行う。

第3 危険物等の種類に応じた個別の応急対策

危険物等の災害においては、遠賀郡消防本部が中心となり、以下の応急対策を実施する。町及び消防団は、遠賀郡消防本部と連携・協力して必要な対処を行う。

1 危険物災害応急対策

関係事務所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
- 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の確立
- 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立

2 高圧ガス災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 火薬類災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

4 毒物劇物災害応急対策

毒物劇物施設の管理責任者と密接な連携を図り、火災に際しては施設の延焼防止のための消防活動を実施するほか、汚染区域の拡大を防止する措置を実施する。

また、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4 災害の拡大防止活動

危険物災害時に、県と連携して、危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等適切な応急対策を講ずる。

第5 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努める。

また必要に応じ、民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

2 医療活動

負傷者等に対する医療活動を行うため、医療機関等の協力を得て、近隣医療機関への搬送又は適切な医療救護活動を実施する。

3 消火活動

遠賀郡消防本部及び消防団は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

4 惨事ストレス対策

捜索、救助・救急又は消火活動に従事する職員等の惨事ストレス対策の実施に努め、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第6 災害の拡大防止のための交通規制及び交通の確保・緊急輸送活動

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、関係機関等との連携のもと、交通規制、警戒区域の設定、応急復旧、輸送活動を行う。

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- ①人命の安全
- ②被害の拡大防止
- ③災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

①第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- ②第2段階
- ア 上記①の続行
 - イ 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資
- ③第3段階
- ア 上記②の続行
 - イ 災害復旧に必要な物資

第7 危険物等の大量流出に対する応急対策

1 河川等への流出に対する応急対策

危険物等が河川等に大量に流出した場合、県と連携して、直ちに関係機関と協議のうえ、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

第8 避難収容活動

1 避難誘導の実施

避難が必要な場合、住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に資する情報の提供に努める。

なお、避難誘導等に当たっては要配慮者に十分配慮する。

2 避難場所

発災時に必要な指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て緊急避難場所として開設する。

第9 施設、設備の応急復旧活動

専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

第10 被害者等への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分に把握し、危険物災害等の状況、二次災害の危険性に関する情報等を適切に提供する。

2 住民等への的確な情報の伝達

住民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧情報、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置するなど、人員の配置等の体制の整備に努める。また、住民のニーズを見極め収集・整理・発信を行う。

第7節 大規模な火事災害

総務連絡班・災害活動班

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

大規模な火事災害が発生した場合、町は迅速かつ的確に災害情報を収集・伝達する。

火災の発生状況や人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、本町域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

2 通信手段の確保

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとる。

2 広域的な活動体制

被害の規模等に応じて、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の自治体に対して応援を要請する。

3 武力攻撃事態等との調整

当初、事故災害と判断して対応したものであっても、その後国民保護法に基づき、政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知あった場合、直ちに国民保護対策本部を設置し、災害対策本部等を廃止する。この場合において実施した各種の措置についても、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な措置を行う。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

関係機関と連携して被害状況の早急な把握に努めるとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救急・救助活動を実施する。

また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

2 医療活動

負傷者等に対する医療活動を行うため、医療機関等の協力を得て、医療機関への搬送又は適切な医療救護活動を実施する。

3 消火活動

遠賀郡消防本部及び消防団は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

4 惨事ストレス対策

捜索、救助・救急又は消火活動に従事する職員等の惨事ストレス対策の実施に努め、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、関係機関との連携のもと、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- ①人命の安全
- ②被害の拡大防止
- ③災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

①第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- ②第2段階
- ア 上記①の続行
 - イ 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資
- ③第3段階
- ア 上記②の続行
 - イ 災害復旧に必要な物資

第5 避難収容活動

1 避難誘導の実施

発災時には、住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に資する情報の提供に努める。

2 避難場所

発災時に必要な指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。
必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て緊急避難場所として開設する。

第6 施設、設備の応急復旧活動

県や関係機関等と連携し、専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第7 被害者等への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分に把握し、災害の状況等の情報を適切に提供する。なお、その際には、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

住民等に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報等、ニーズに応じた情報を積極

的に伝達する。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置するなど、人員の配置等の体制の整備に努める。また、住民のニーズを見極め収集・整理・発信を行う。

第8節 林野火災

総務連絡班・警備班・災害活動班

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

大規模な林野火災が発生した場合、迅速かつ的確に災害情報を収集・伝達する。火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制をとるとともに、関係機関（隣接市町村、折尾警察署等）に通報を行う。また、地区住民や入山者等に対して周知を図る。

火災の規模等が、通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県に即報を行う。

2 通信手段の確保

災害発生直後、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

火災を覚知した場合は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況を的確に把握し、隣接自治体等への応援出動要請の準備を行う。

また、火災が拡大し、単独では対処できないと判断されたときは、関係機関の協力を得て、現地対策本部を設置する。現地対策本部は、隣接市町村等の応援隊の出動要請、自衛隊出動要請の検討、警戒区域の指定等を行う。

2 武力攻撃事態等との調整

当初、事故災害と判断して対応したものであっても、その後国民保護法に基づき、政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知あった場合、直ちに国民保護対策本部を設置し、災害対策本部等を廃止する。この場合において実施した各種の措置についても、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な措置を行う。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

医療機関等の関係機関と連携を図り、被害状況の早急な把握に努めるとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行う。

また必要に応じ、民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

2 医療活動

負傷者等に対する医療活動を行うため、医療機関等の協力を得て、近隣医療機関への搬送又は適切な医療救護活動を実施する。

3 消火活動

遠賀郡消防本部及び消防団は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。また、効果的な消防活動を実施するとともに、時期を失することなく近隣市町村に応援要請を行う等早期消火に努める。

4 惨事ストレス対策

捜索、救助・救急又は消火活動に従事する職員等の惨事ストレス対策の実施に努め、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、関係機関との連携のもと、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- ①人命の安全
- ②被害の拡大防止
- ③災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

①第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- ②第2段階
- ア 上記①の続行
 - イ 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資
- ③第3段階
- ア 上記②の続行
 - イ 災害復旧に必要な物資

第5 避難収容活動

1 避難誘導の実施

発災時には、住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に資する情報の提供に努める。なお、避難の際や情報の提供について、避難行動要支援者に十分配慮する。

2 避難場所

発災時に必要な指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て緊急避難場所として開設する。

第6 施設、設備の応急復旧活動

県・関係機関等と連携し、専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第7 被害者等への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報等、情報を適切に提供する。なお、その際には、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

災害発生地の住民等に対し、林野火災の状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置するなど、人員の配置等の体制の整備に努める。また、住民のニーズを見極め収集・整理・発信を行う。

第8 二次災害の防止活動

降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、必要に応じ国や県と連携して専門技術者を活用し、土砂災害等の危険箇所を点検する。

危険性の高い箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備したうえで、治山事業等を実施する。

第9節 大気汚染による災害

第1 総則

住民課・総務課・各課

大気の汚染が著しくなり、人体に影響を及ぼすおそれがある場合や光化学オキシダント（光化学スモッグ）注意報等が発令された場合に、速やかに安全を維持し適切な対応を行う。

第2 周知

住民課・総務課・各課

光化学オキシダント（光化学スモッグ）等に係る大気の汚染が著しくなり、気象条件から見て当該状態が継続し、人の健康に被害が生ずるおそれがあると認められるときは、「遠賀町光化学オキシダント（スモッグ）緊急時対応マニュアル」に基づき、住民や関係機関に周知する。

第 6 章 災害復旧・復興計画

第6章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興への基本方針

第1 基本方針

総務課

風水害や震災等、ひとたび大災害が発生すると、多大な人命及び財産が失われることが十分に想定される。

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を基本にしながら、被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行うとともに、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に、県・関係機関と連携して迅速かつ円滑に進める。

なお、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、あわせて、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の参画を促進し、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2 災害復旧・復興体制

総務課

大規模な災害が発生し、必要と認められるときは、町長を本部長とした災害復旧・復興本部を設置し、災害復旧の総合調整を行う。

第3 災害復旧事業の推進

総務課

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資や資材の調達計画及び人材の広域応援、公務員OBの活用、民間人の任期付雇用等に関する制度を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行い、又は支援するものとする。

また、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

被災者等の生活再建等の支援として、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、町の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1 生活相談

総務課・福祉課

災害時における住民からの様々な問い合わせや要望に的確に対応するため、生活相談を行う。

そのため、被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情等を聴取するとともに、必要に応じて広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

また、国や県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、必要な情報を関係機関に提供するほか、総合的に情報提供を行うとともに、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。

さらに、女性や要配慮者特有の問題に関する相談に応じるため、指定避難所等の必要な場所へ女性相談員や保健師等を派遣する等、相談受付体制を整備する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第2 罹災証明書の交付

総務課・税務課

1 被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日付府政防第670号）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）に準じた区分とし、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定する。

■災害に係る住家の被害認定基準

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害基準判定 (住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

災害による住家の被害認定基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」令和3年3月内閣府（防災担当）による。

被害状況判定（認定）基準

被害区分		判定（認定）基準
住家の被害	全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	半壊のうち大規模半壊には至らないが相当規模の補修を要するもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

2 罹災証明の発行

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、人員確保のための他の市町村や民間団体との応援協定等の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

総務連絡班は、被災者からの罹災証明の発行申請に対し、罹災台帳で確認のうえ、罹災証明書を発行する。罹災台帳及び被害調査等により客観的に判断できないときは、被害の事実ではなく、本人の被害届け出があったことに対する証明書を発行し、申請者の立証資料（「証明書」等）をもとに客観的に判断できるときは、罹災証明書を発行する。火災に関する罹災証明は、遠賀郡消防本部が発行する。

証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項である。
 なお、災害救助法適用以外の災害時は、総務連絡班が罹災証明書を発行する。

■罹災証明の範囲

<input type="radio"/> 全壊	<input type="radio"/> 大規模半壊	<input type="radio"/> 中規模半壊	<input type="radio"/> 半壊
<input type="radio"/> 準半壊	<input type="radio"/> 準半壊に至らない（一部損壊）		

3 被害届出証明書の発行

災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により受けた、罹災証明の対象事項でない被害については、被害届出があったことを証明する（被害の事実は証明しない）。

総務連絡班は、被災者からの被害届出に対し、必要に応じて被害届出証明書を発行して対応する。

なお、災害救助法適用以外の災害時は、総務連絡班が被害届出証明書を発行する。

■被災証明の担当及び証明の範囲

総務連絡班	<input type="radio"/> 家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、一部損壊等
遠賀郡消防本部	<input type="radio"/> 火災による焼損等

第3 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

総務課

1 被災者台帳の作成

町長は、災害が発生した場合において、災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

住宅等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局（災害援助班・総務課）と応急危険度判定担当部局（災害活動班）とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努める

被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 電話番号その他の連絡先
- 世帯の構成
- 罹災証明書の交付の状況
- 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- 提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

町長は、被災者台帳の作成のため必要があるときは、関係地方公共団体の長等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために提供することができる。

- 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき

○他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

上記の台帳情報の提供を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

- 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
- 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者の情報が含まれる場合は、その使用目的
- その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

町長は、台帳情報の提供に関する申請があつた場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を含めないものとする。

3 被災者台帳支援システムの整備

大規模災害における被災者台帳の作成・管理、罹災証明書発行等の被災者支援業務の円滑かつ効率的な実施のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討を進める。

第4 義援金品の受入れ、配分

福祉課・会計課

1 義援金の受入れ

義援金の受入れを速やかに行うため、受付窓口を設置して受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

2 義援金の保管

義援金を被災者に配分するまで、指定金融機関に専用口座をつくり、受け払い簿を作成して管理・保管する。

3 義援金の配分

義援金は、配分委員会を設けて配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

4 義援品（救援物資）の受入れ、配分

義援品（救援物資）については、ボランティア等の協力を得て、救援物資の受入れ、仕分け、町有倉庫に保管、在庫管理を行い、災害対策本部の決定のもとに配分する。

第5 災害弔慰金等の支給

福祉課

1 災害弔慰金等

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく遠賀町災害弔慰金の支給等に関する条例又は遠賀町災害弔慰金及び見舞金に関する条例により、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

■災害弔慰金・災害障害見舞金の概要

災害弔慰金	
対象災害	○自然災害 ・1市町村において住居が5世帯以上滅失 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む県が2以上
支給額	①生計維持者：500万円 ②その他の者：250万円
受給遺族	①配偶者、子、父母、孫、祖父母 ②死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（同居、一の生計）
災害障害見舞金	
対象災害	○災害弔慰金に同じ
支給額	①生計維持者：250万円 ②その他の者：125万円
受給者	○対象自然災害により重度の障がい（両眼失明、要常時介護、両上肢をひじ関節以上切断等）を受けた者

2 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援金とは、自然災害により住宅に著しい被害を受けた住民の生活再建のため、支援金を支給する制度である。

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者で、経済的理由により自立して生活を再建することが困

難な被災者に対し援助を行う。

そのため、被災者生活再建支援法及び福岡県被災者生活再建支援交付要綱に基づく支援金の申請の受付を行い、確認の後県に送付する。

■被災者生活再建支援金

対象となる自然災害

- ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ②10世帯以上の住宅が全壊した市町村
- ③100世帯以上の住宅が全壊した都道府県
- ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)
- ⑤①又は②の市町村若しくは③の都道府県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)
- ⑥①又は②の市町村を含む都道府県若しくは③の都道府県が2以上ある場合で、
 - ・5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ・2世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口5万人未満に限る)

支給対象世帯

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤住宅が半壊し、大規模半壊に至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)

支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる

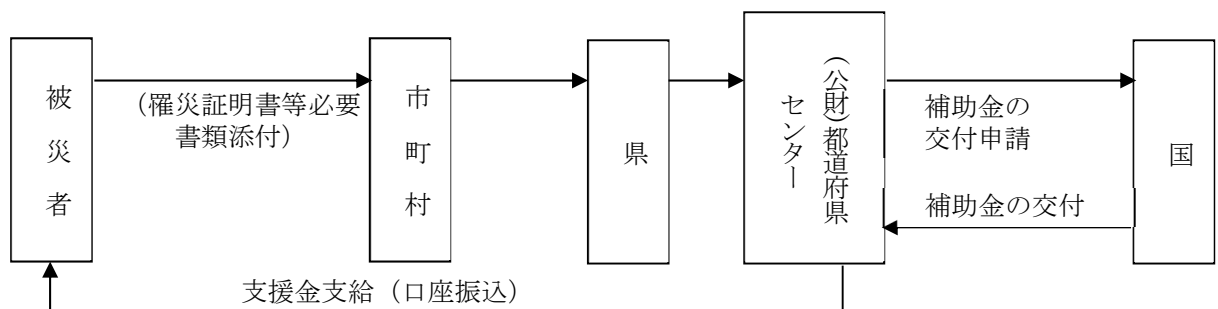
(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

被災世帯の区分	支援金の支給額		
	基礎支援金	加算支援金	
		住宅の再建方法	支給額
全壊 (損害割合50%以上) 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸	50万円
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸	50万円
中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃貸	25万円

支援金の支給申請

(申請窓口)	市町村
(申請時の添付書面)	①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
(申請期間)	①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

被災者生活再建支援制度のフロー



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を(公財)都道府県センターに委託している。

3 福岡県被災者生活再建支援金

県内で被災者生活再建支援法が適用されている自然災害において、法の適用要件を満たさない市町村の被災者に対しては、福岡県被災者生活再建支援金により法と同様の支援を行う。

第6 災害救援資金等の貸与

福祉課

1 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく「遠賀町災害弔慰金の支給等に関する条例」により、災害援護資金を貸し付ける。

■災害援護資金の概要

対象災害	○県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害
貸付限度額	○一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じた額
貸付条件	○世帯人員に応じた所得制限がある ○年利:3%、据置期間:原則3年、償還期限:10年(据置期間を含む)

2 生活福祉資金

災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、県社会福祉協議会が、生活福祉資金を貸し付ける。

ただし、災害援護資金や他の制度資金等の対象となる場合、この資金の貸し付け対象とならない場合がある。

第7 租税の減免等

総務課・税務課

災害によって被害を受けた住民に対して、住民税等の減免、納税期限の延長及び徴収猶予を行う。

また、国税及び県税についても、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免の措置を、災害の状況により実施する。

期限の延長	○被災した納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り当該期限の延長を行う。	
徴収猶予	○災害により財産に被害を受けた納税義務者等が住民税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、申請に基づき、原則1年以内にかぎり徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。	
滞納処分の執行の停止等	○災害により、滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予等適切な措置を講ずる。	
減免	○被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。	
	個人の住民税	○被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
	固定資産税	○災害により著しく価値が減じた固定資産について減免を行う。
	国民健康保険税	○被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
	介護保険料	
	国民年金保険料	
後期高齢者医療保険料		

第8 住宅復興資金の融資

総務課

被災者に対し、住宅建設等に関する融資制度の情報提供等を行う。

1 住宅復興資金

災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう、住宅金融支援機構が災害住宅復興資金を融資する。

2 個人住宅災害緊急建設資金

福岡県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度を周知し、被災者に対して、住宅の新築、改築資金調達の促進を図る。

第9 災害公営住宅の建設等

総務課・建設課

大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況や被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設、もしくは買取又は被災者へ転貸するための借上げを行う。

第10 雇用機会の確保

産業振興課

被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、被災者に情報提供を行うとともに、福岡労働局及び県に対する要請等必要な対応を行う。

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握し、次の措置を行う。

■職業安定所の措置

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用
- 雇用保険の失業給付に関する特例措置

第11 郵便事業の支援措置

総務課

災害救助法の適用があった場合において、日本郵便株式会社が行う郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

■郵便事業の特別業務

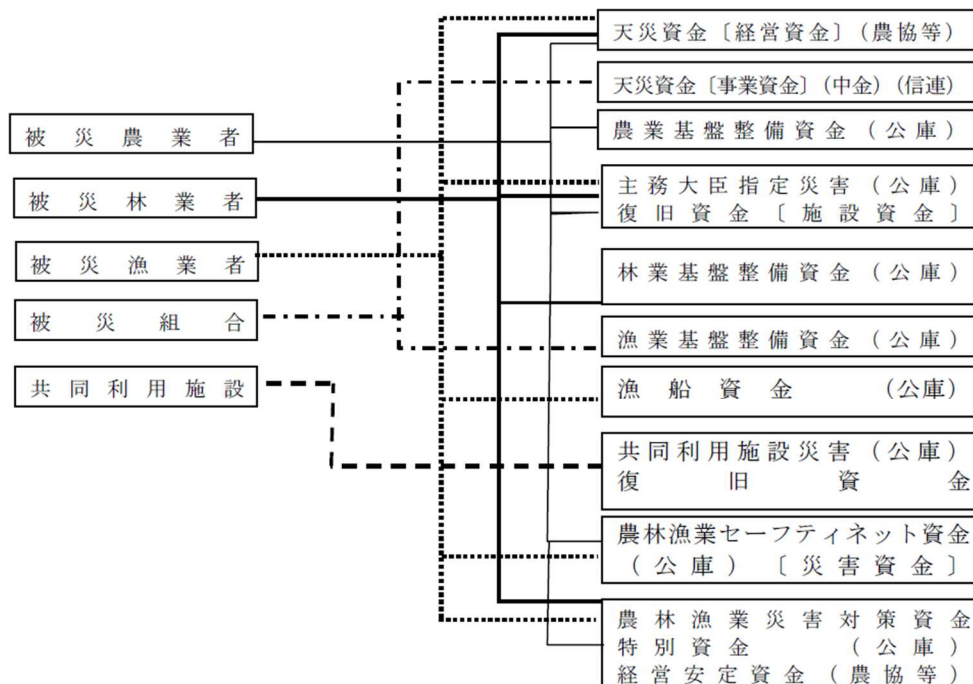
- 被災者に対する通常葉書及び郵便書簡の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地（地方公共団体等）あて救援物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除

第12 農林漁業者への支援

総務課・産業振興課

被災した農林漁業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を、福岡県及び農業協同組合等の協力により行う。

融資制度は、次の図のようなものがある。



中金=農林中央金庫
 信連=信用漁業協同組合連合会
 公庫=日本政策金融公庫

第13 中小企業者への支援

総務課・産業振興課

被災した中小企業者に対する災害復旧融資制度の情報提供を、福岡県、商工会等の協力により行う。

融資制度の種類としては、福岡県による融資(中小企業融資制度)、(株)日本金融公庫の中小企業事業による融資、国民生活事業による融資、(株)商工組合中央金庫による融資がある。

第14 風評による人権侵害等を防止するための啓発 住民課

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。

■主な措置

- インターネットによる情報提供
- 風評被害対策用啓発リーフレットの作成
- 広報紙への掲載
- 講演会の開催

第15 遺失物 福祉課

遺失物や遺留品は、被災者にとって大切な思い出であることから、災害ボランティア等の協力を得て、洗浄や一時保存を行う。

第3節 災害復旧事業

第1 災害復旧事業の推進

総務課・各課

被災した施設の原形復旧に併せ、災害の再発を防止するために必要な施設の新設、改良等の復旧事業を迅速に行う。

■災害復旧事業の種類

- 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ・河川、海岸、砂防設備、治山施設、道路、橋梁
- 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - ・農地、農業用施設、共同利用施設
- 都市施設災害復旧事業計画
 - ・街路、公園、下水道等
- 公営住宅災害復旧事業計画
- 公立文教施設災害復旧事業計画
- 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
- 医療施設災害復旧事業計画
- 公営企業災害復旧事業計画
- 公用財産災害復旧事業計画
- ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画
- 文化財災害復旧事業計画
- その他の災害復旧事業計画

第2 激甚法による災害復旧事業

総務課・各課

甚大な災害が発生した場合には、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されている。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令が公布、施行されることとなる。

町の区域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、被害状況等を県に対して報告する。県は市町村からの報告及び調査結果に基づき、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、国の関係省庁との連絡を密にし、早期指定

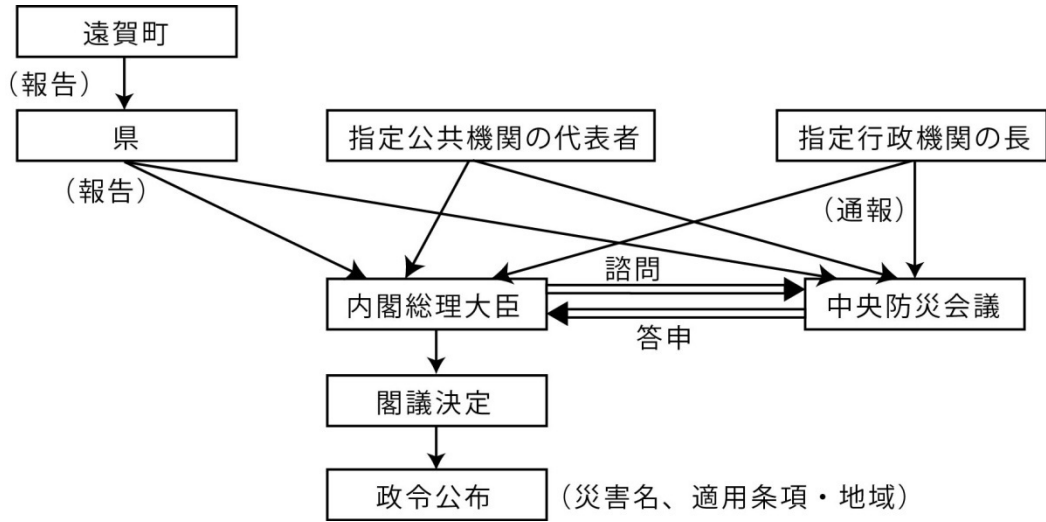
の促進を図る。

激甚災害に指定されたときは、激甚法に基づいて復旧事業を行う。

助成区分	財政援助を受ける主な事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設災害関連事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○老人福祉施設(養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)災害復旧事業 ○身体障害者福祉施設(身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設等)災害復旧事業 ○堆積土砂排除事業 ○湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○森林災害復旧事業に対する補助 ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

助成区分	財政援助を受ける事業等
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ○水防資材費の補助の特例 ○罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○雇用保険法による求職者給付に関する特例

■激甚災害指定手続きフロー



第4節 復興計画

第1 災害復興事業の推進

総務課・各課

1 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、総合的かつ長期的な視野に立ち、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決も含めた計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

2 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

3 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や県民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、県及び関係機関と諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に職員の派遣を要請する。

4 復旧・復興事業からの暴力団排除

警察の協力のもと、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

遠賀町地域防災計画

— 本編 —

(令和6年〇月)

編集・発行 遠賀町防災会議

事務局 福岡県遠賀町総務課

〒811-4392

福岡県遠賀郡遠賀町今古賀 513

T E L 093-293-1234

F A X 093-293-0806

MAIL ○